

令和 8 年度

国有財産における価格調査業務

(3 号 : 鳥取、広島北部、広島森林管理
署、山口森林管理事務所)

関 覧 図 書

内訳

- 1 仕様書
- 2 契約書 (案)
- 3 入札説明書
- 4 入札者注意書
- 5 入札書及び委任状

近畿中国森林管理局

仕 様 書（３号）

1 業務名称

国有財産における価格調査業務（鳥取、広島北部、広島森林管理署、山口森林管理事務所）

2 業務内容等

(1) 業務内容

貸付等算定に係る雑種地評価等のための土地価格調査業務（１５２箇所）

(2) 評価対象財産の所在地等

別紙のとおり

(3) 鑑定評価の手法

ア 調査対象地における㎡当たりの価格の提出。

イ 不動産鑑定士の責務によるものであれば、価格調査の方法については特に指定しない。

ウ 埋蔵文化財、土壌汚染、地下埋設物、借地権を含む権利等、保安林、自然公園は考慮外とし、対象地の形状は立木等の存しない整形地である雑種地を想定すること。

また、対象地はすべて市街化調整区域であり、上下水道及びガスの引き込みは不可とする。

3 算定の条件

(1) 目的

土地の価格調査のため。

(2) 価格時点

令和９年１月１日

4 調査報告書

(1) 提出方法

ア 調査報告書は、Ａ４サイズで２部作成すること。

イ 調査報告書に各意見価格の根拠資料及び図面を添付すること。

ウ 調査報告書に写真の添付は不要である。

(2) 提出先

〒530-0042

大阪市北区天満橋１丁目８-７５

近畿中国森林管理局 計画保全部 保全課 計画処分係 TEL：06-6881-3529

(3) 提出期限

令和９年３月１２日（金）（午後５時までに指定の場所へ納品すること。）

5 その他

(1) 調査対象地の所有者は国（農林水産省）である。

(2) 提出された調査報告書は、原則外部には公開しない。

(3) 調査対象地は交付する各図面等により確認し、現地調査は不要とする。

(4) 法務局調査は不要とする。

(5) 調査対象地は１０,０００㎡（１００ｍ×１００ｍ）を想定して調査すること。

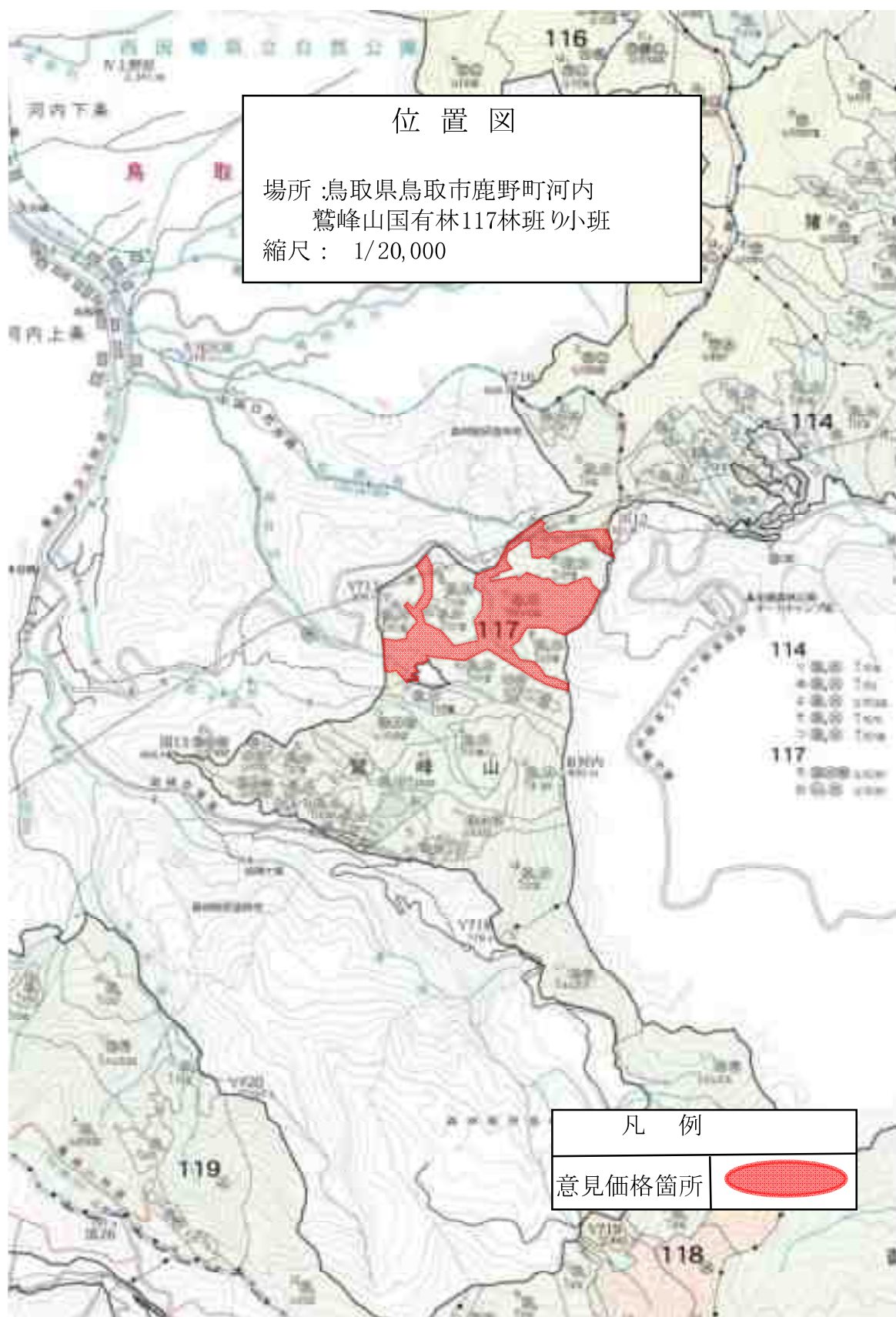
意見価格箇所一覧表(3号)152箇所

	場 所
1	鳥取県鳥取市鹿野町河内 鷲峰山国有林117林班り小班
2	鳥取県鳥取市国府町大石 扇ノ山国有林330林班い小班
3	鳥取県鳥取市栗谷町 旧城山国有林3林班い小班
4	鳥取県鳥取市伏野字宮ノ腰 元石山ヶ鼻国有林 不要存置
5	鳥取県鳥取市河内字井手間 猪呼谷国有林113林班い1小班
6	鳥取県鳥取市佐治町余戸 南平国有林86林班い小班
7	鳥取県鳥取市佐治町中 山王谷国有林102林班わ小班
8	鳥取県鳥取市佐治町栃原 不動山国有林90林班か小班
9	鳥取県鳥取市用瀬町安蔵 西ヶ谷国有林83林班に小班
10	鳥取県鳥取市河原町御滝 御滝山国有林108林班か小班
11	鳥取県岩美郡岩美町陸上 横坪奥国有林158林班は小班
12	鳥取県八頭郡八頭町妻鹿野 扇ノ仙国有林326林班い小班
13	鳥取県八頭郡若桜町茗荷谷 氷ノ仙国有林20林班ぬ小班
14	鳥取県八頭郡若桜町つく米 氷ノ仙国有林23林班い1小班
15	鳥取県八頭郡若桜町落折 ハサリ国有林305林班い小班
16	鳥取県八頭郡若桜町吉川 吉川山国有林46林班い小班
17	鳥取県八頭郡若桜町茗荷谷 浦山国有林19林班い小班
18	鳥取県八頭郡若桜町中原 外ノ岡国有林317林班い小班
19	鳥取県八頭郡若桜町諸鹿 広留 沢川国有林10林班は小班
20	鳥取県八頭郡智頭町八河谷 鳴滝山国有林53林班い小班
21	鳥取県八頭郡智頭町芦津 沖ノ山国有林57林班い小班
22	鳥取県八頭郡智頭町駒帰 櫛波国有林69林班い1小班
23	鳥取県八頭郡智頭町西野 青木国有林70林班と2小班
24	鳥取県八頭郡智頭町西宇塚 那岐山国有林75林班に1小班
25	鳥取県八頭郡智頭町惣地 籠山国有林81林班い小班
26	鳥取県八頭郡智頭町宇波 宇波山国有林80林班と小班
27	鳥取県八頭郡智頭町穂見 穂見不要存置
28	鳥取県八頭郡智頭町惣地 惣地不要存置
29	鳥取県倉吉市関金町耳 池谷国有林541林班い小班
30	鳥取県倉吉市関金町山口 山口奥国有林547林班よ小班
31	鳥取県倉吉市関金町小泉 小泉奥国有林560林班ほ小班
32	鳥取県倉吉市関金町野添 西鴨国有林568林班に1小班
33	鳥取県倉吉市関金町山口 黒谷国有林544林班い1小班
34	鳥取県倉吉市関金町福原 福原奥国有林554林班い小班
35	鳥取県東伯郡琴浦町野井倉 本谷奥国有林571林班い1小班
36	鳥取県東伯郡琴浦町八橋 小田股 帽子取国有林612林班い1小班
37	鳥取県東伯郡琴浦町大父 船上山国有林578林班い小班

38	鳥取県東伯郡三朝町坂本 坪谷奥国有林501林班ろ小班
39	鳥取県東伯郡三朝町三徳 三徳谷国有林506林班と小班
40	鳥取県東伯郡三朝町中津 中津国有林515林班い小班
41	鳥取県東伯郡三朝町中津 中津国有林520林班に小班
42	鳥取県東伯郡三朝町福吉 鉛山谷国有林539林班い小班
43	鳥取県東伯郡三朝町田代 真山国有林703林班は小班
44	鳥取県西伯郡大山町大山 大山国有林596林班ち小班
45	鳥取県西伯郡伯耆町丸山 槇ヶ原国有林600林班い2小班
46	鳥取県西伯郡伯耆町福岡 上代山国有林725林班り小班
47	鳥取県日野郡江府町御机 鏡ヶ成国有林721林班い小班
48	鳥取県日野郡江府町俣野 篠谷山国有林716林班い小班
49	鳥取県日野郡日野町上菅 人向山国有林728林班ろ小班
50	鳥取県日野郡日野町小河内 神戸布瀬山国有林727林班ろ小班
51	鳥取県日野郡日南町下阿毘縁 砺波山国有林730林班い小班
52	鳥取県日野郡日南町上萩山 上萩山国有林733林班へ2小班
53	鳥取県東伯郡北栄町国坂 汐川前国有林613林班い小班
54	広島県三次市日下町 鳴瀬山国有林35へ林小班
55	広島県三次市君田町櫃田 茗荷谷山国有林1005ろ林小班
56	広島県三次市布野町下布野 宇遠木山国有林33と林小班
57	広島県三次市三和町福田 猿ヶ馬場山国有林39に2林小班
58	広島県三次市三和町羽出庭 湯船山国有林48ほ林小班
59	広島県三次市吉舎町上安田 明賀山国有林827ろ1林小班
60	広島県庄原市濁川町 戸ノ丸山国有林28ろ2林小班
61	広島県庄原市本村町 倉造山国有林1057い林小班
62	広島県庄原市西城町油木 七ヶ所山国有林8へ林小班
63	広島県庄原市比和町比和 比和奥山国有林13は林小班
64	広島県庄原市比和町古頃 甲野村山国有林15ほ林小班
65	広島県庄原市口和町湯木 釜ヶ峰山国有林25は林小班
66	広島県庄原市高野町上湯川 俵原山国有林1015に林小班
67	広島県庄原市高野町高暮 指谷山国有林1025に林小班
68	広島県庄原市高野町高暮 本高暮山国有林1046ろ小班
69	広島県庄原市総領町五箇 田尻陰地山国有林817い3林小班
70	広島県安芸高田市甲田町高田原 安瀬平山国有林45ち林小班
71	広島県安芸高田市甲田町上小原 高地山国有林54ろ林小班
72	広島県安芸高田市甲田町下小原 高屋平山国有林66ち林小班
73	広島県安芸高田市高宮町船木 片フタ山国有林37へ林小班
74	広島県安芸高田市高宮町来女木 大谷山国有林73に林小班
75	広島県安芸高田市高宮町川根 亀谷山国有林105と林小班
76	広島県安芸高田市吉田町吉田 柿原山国有林65へ1林小班
77	広島県安芸高田市吉田町吉田 平原山国有林67に林小班
78	広島県安芸高田市美土里町本郷 津々良山国有林70れ林小班

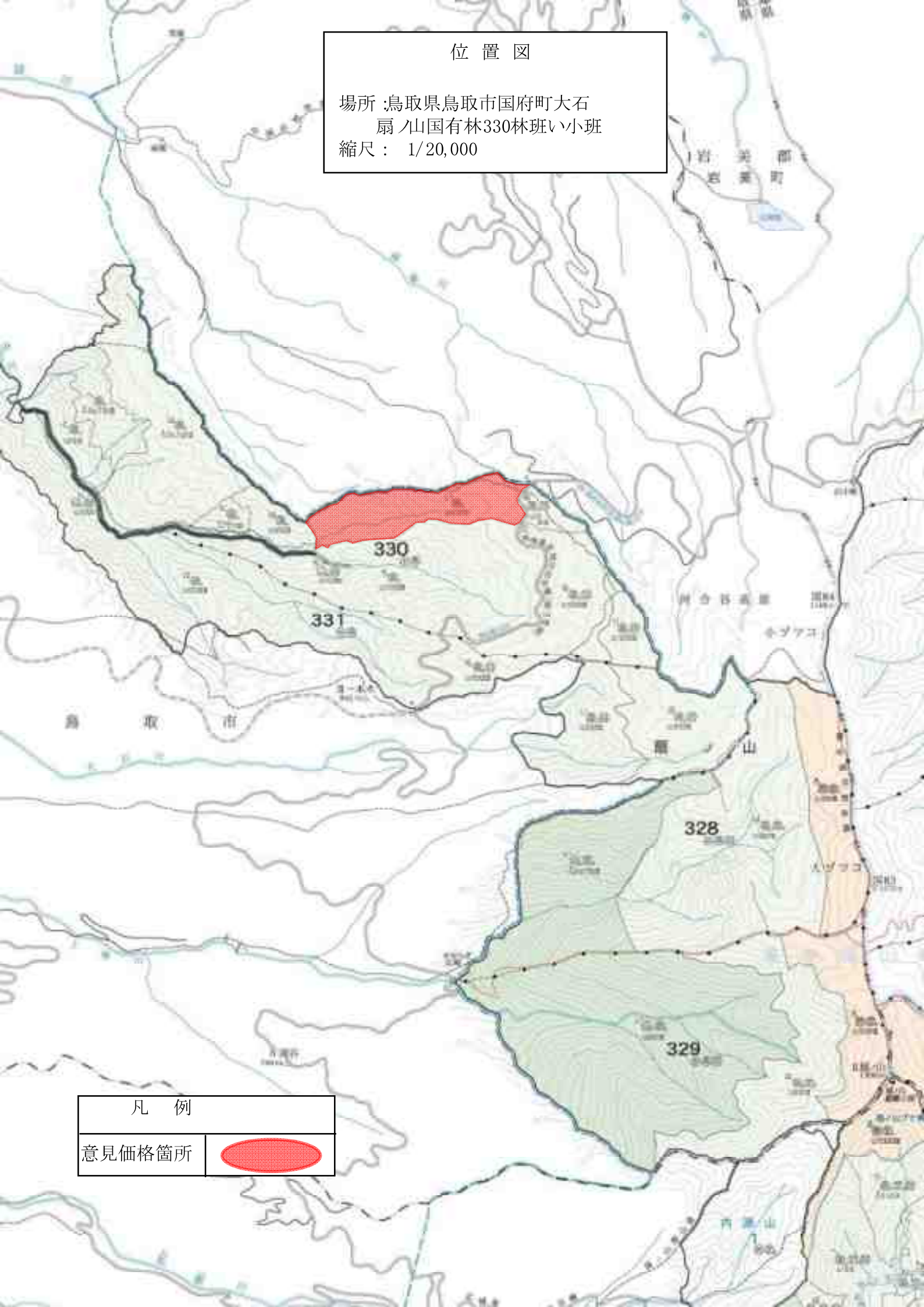
79	広島県安芸高田市吉田町中馬 犬岩山国有林72は林小班
80	広島県安芸高田市美土里町本郷 鉄井山国有林74つ林小班
81	広島県安芸高田市美土里町北 井ノ内国有林75は林小班
82	広島県安芸高田市美土里町生田 犬伏山国有林90に林小班
83	広島県安芸高田市高宮町川根 亀谷山国有林103ち林小班
84	広島県安芸高田市向原町坂 谷坂山国有林59と1林小班
85	広島県神石郡神石高原町大字福永 大造山国有林823へ2林小班
86	広島県神石郡神石高原町大字田頭 奥山国有林808た林小班
87	広島県神石郡神石高原町大字木津和 木頃山国有林718- I は林小班
88	広島県神石郡神石高原町大字井関 新元重山国有林749ち林小班
89	広島県神石郡神石高原町大字父木野 大谷山国有林745い林小班
90	広島県神石郡神石高原町大字小畠 長者原山国有林786ね林小班
91	広島県神石郡神石高原町大字安田 北樞山国有林800に林小班
92	広島県神石郡神石高原町大字安田 新山国有林796へ林小班
93	広島県神石郡神石高原町大字新免 寄倉山国有林815い2林小班
94	広島県神石郡神石高原町大字近田 可部地山国有林787ち林小班
95	広島県神石郡神石高原町大字安田 鍋谷山国有林795そ2林小班
96	広島県神石郡神石高原町大字有木 岩見山国有林792わ林小班
97	広島県広島市西区己斐上五丁目 畑山国有林68は林小班
98	広島県広島市安佐北区狩留家町 麻下山国有林37た林小班
99	広島県広島市安佐北区安佐町久地 笹ヶ丸国有林50か林小班
100	広島県広島市東区中山中町 牛田山国有林43林班ほ小班
101	広島県広島市南区元宇品町 宇品山国有林44林班ほ小班
102	広島県広島市南区似島 似ノ島国有林47林班い小班
103	広島県広島市安佐南区伴西2丁目 奥井野山国有林54林班ほ小班
104	広島県広島市佐伯区湯来町和田 恵下谷山国有林209い林小班
105	広島県廿日市市宮島町 宮島国有林75に林小班
106	広島県廿日市市飯山 黒打山国有林97と林小班
107	広島県廿日市市吉和 十方山国有林249い林小班
108	広島県山県郡北広島町字戸谷 鶉木山国有林282は林小班
109	広島県山県郡北広島町細見 川平山国有林227い林小班
110	広島県山県郡安芸太田町戸河内 横川国有林289れ林小班
111	広島県山県郡安芸太田町加計 一本松国有林232ち林小班
112	広島県山県郡安芸太田町上筒賀 筒賀鷹ノ巣山国有林237と林小班
113	広島県広島市安芸区瀬野町 立石山国有林5ほ林小班
114	広島県安芸郡坂町 水落山国有林24に林小班
115	広島県安芸郡熊野町 堂所山国有林12い1林小班
116	広島県安芸郡海田町海田市 日ノ浦山国有林8は林小班
117	広島県呉市宮原町 休ミ山国有林21へ林小班
118	広島県呉市郷原町 大積山国有林575ろ林小班
119	広島県呉市川尻町板休 野路山国有林544へ林小班

120	広島県呉市安浦町中畑 野路山国有林537へ2林小班
121	広島県東広島市黒瀬町津江 イラスヶ山国有林566へ林小班
122	広島県東広島市河内町小田 深山国有林1038い林小班
123	広島県東広島市西条町寺家 西ヶ谷山国有林547る林小班
124	広島県東広島市志和町志和東 並滝寺山国有林506に林小班
125	広島県東広島市福富町久芳 鷹ノ巣山国有林501ろ林小班
126	広島県東広島市安芸津町三津 大峠山国有林524い林小班
127	広島県竹原市下野町 多井山国有林1055ろ林小班
128	広島県三原市本郷町船木 姥ヶ原山国有林1027い林小班
129	広島県三原市高坂町許山 仏通寺山国有林1018い林小班
130	広島県福山市瀬戸町大字長和字彦山 彦山国有林708ろ1林小班
131	広島県福山市沼隈町大字能登原字鰯掛山 鰯掛山国有林702へ林小班
132	広島県福山市山野町大字山野字久賀山 久賀山国有林778ろ林小班
133	広島県尾道市東久保町字浄土寺山 浄土寺山国有林701い林小班
134	広島県府中市木野山町字箱田山 箱田山国有林735と林小班
135	広島県府中市上下町階見 木頃山国有林718ほ林小班
136	山口県山口市徳地野谷 離野夫国有林1林班に小班
137	山口県山口市徳地柚木 滑山国有林12林班へ小班
138	山口県山口市仁保上郷 岩倉国有林1003林班ろ小班
139	山口県周南市大字大津島 黒髪国有林41林班い1小班
140	山口県下松市大字笠戸島 笠戸島国有林47林班ろ1小班
141	山口県岩国市守内 古屋国有林59林班り小班
142	山口県岩国市御庄 城山国有林62林班と1小班
143	山口県岩国市錦町宇佐 寂地国有林52林班へ1小班
144	山口県岩国市錦町宇佐 高鉢山国有林56林班る3小班
145	山口県岩国市錦町宇佐 右谷国有林70林班い小班
146	山口県山口市阿東蔵目喜 長門峡国有林75林班い1小班
147	山口県山口市阿東生雲中 藤目谷国有林1006林班ろ1小班
148	山口県山口市阿東篠目 物見国有林1026林班と小班
149	山口県阿武郡阿武町大字奈古 大葉山1011林班ろ小班
150	山口県阿武郡阿武町大字惣郷 白須山1032林班い小班
151	山口県下関市豊北町大字粟野 足河内国有林1021林班へ小班
152	山口県萩市大字羽島 羽島3000林班い小班



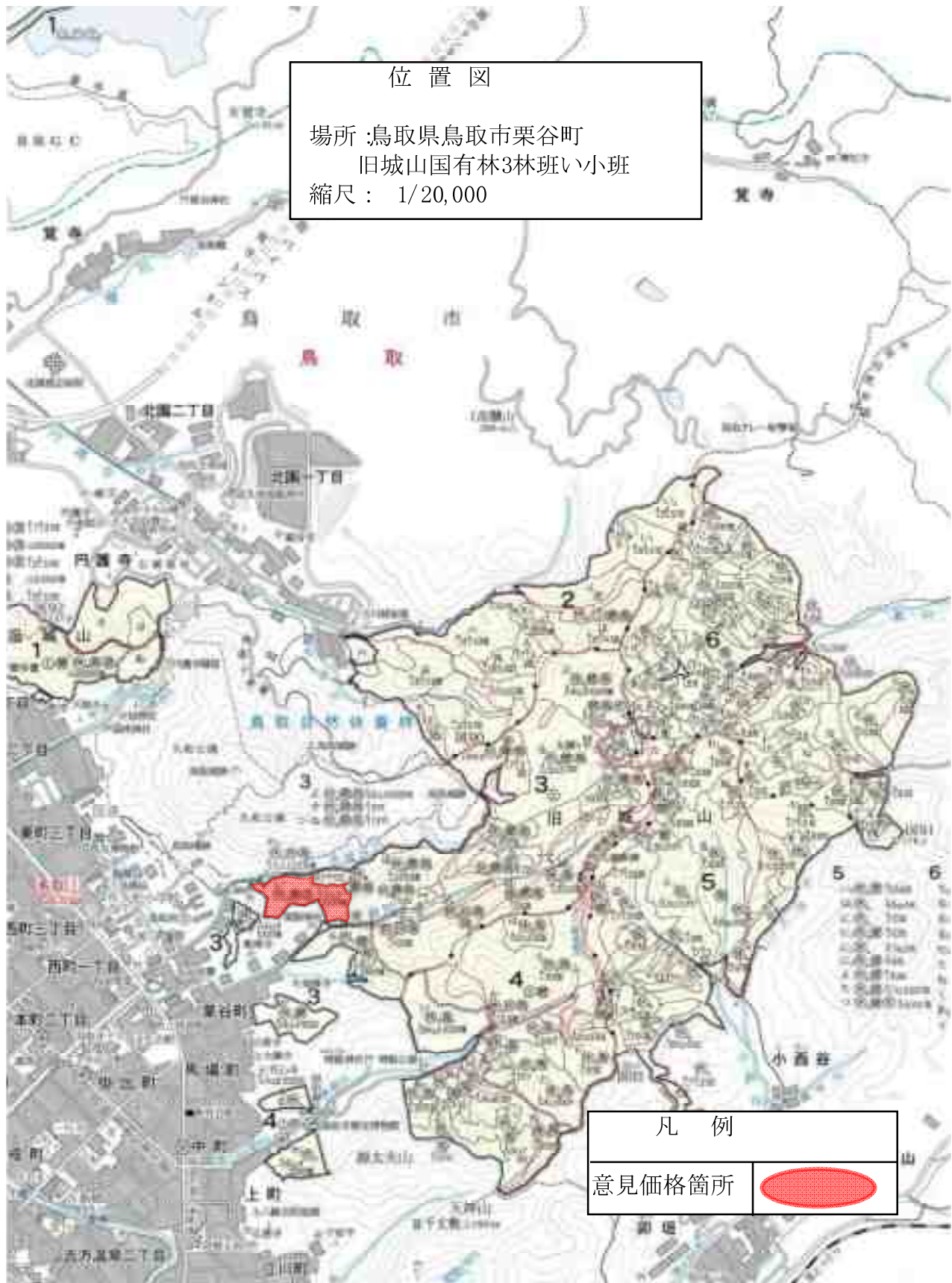
位置図

場所 : 鳥取県鳥取市国府町大石
扇ノ山国有林330林班い小班
縮尺 : 1/20,000



位 置 図

場所 :鳥取県鳥取市栗谷町
旧城山国有林3林班い小班
縮尺 : 1/20,000



凡 例

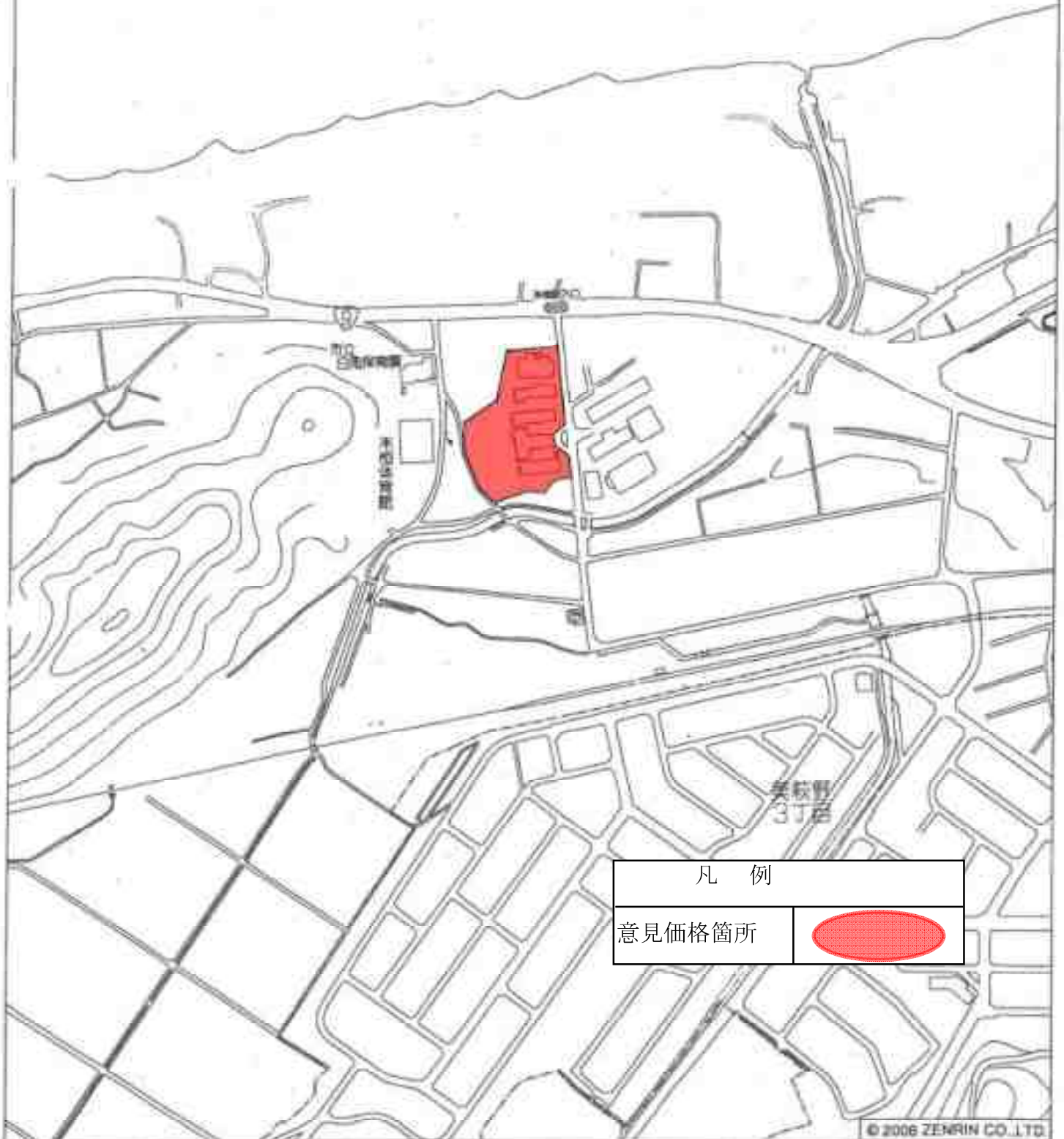
意見価格箇所



位置図

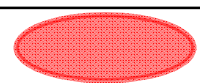
場所 :鳥取県鳥取市伏野字宮ノ腰
元石山々鼻国有林
縮尺 :1/5,000

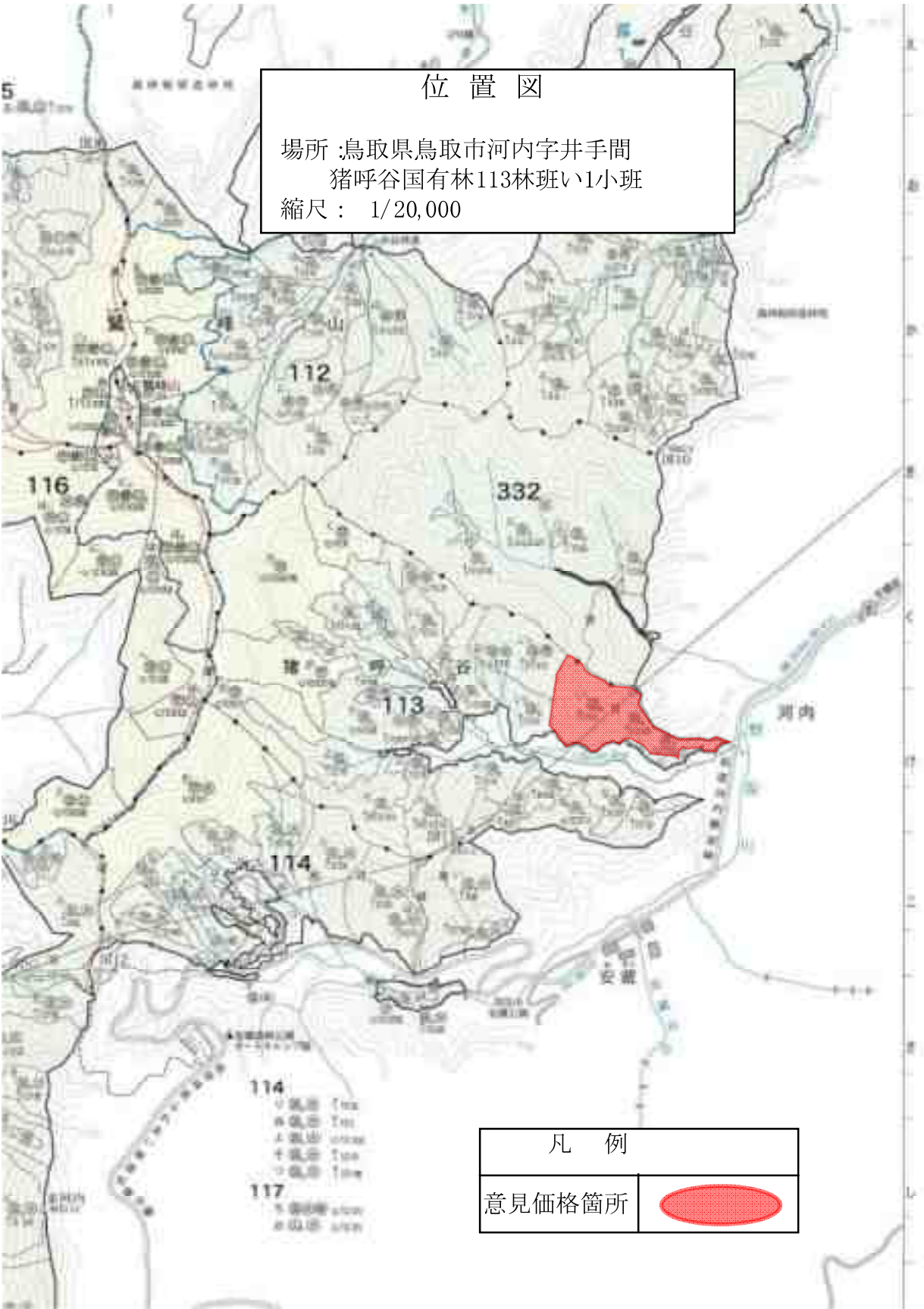
S=1:5,000



凡 例

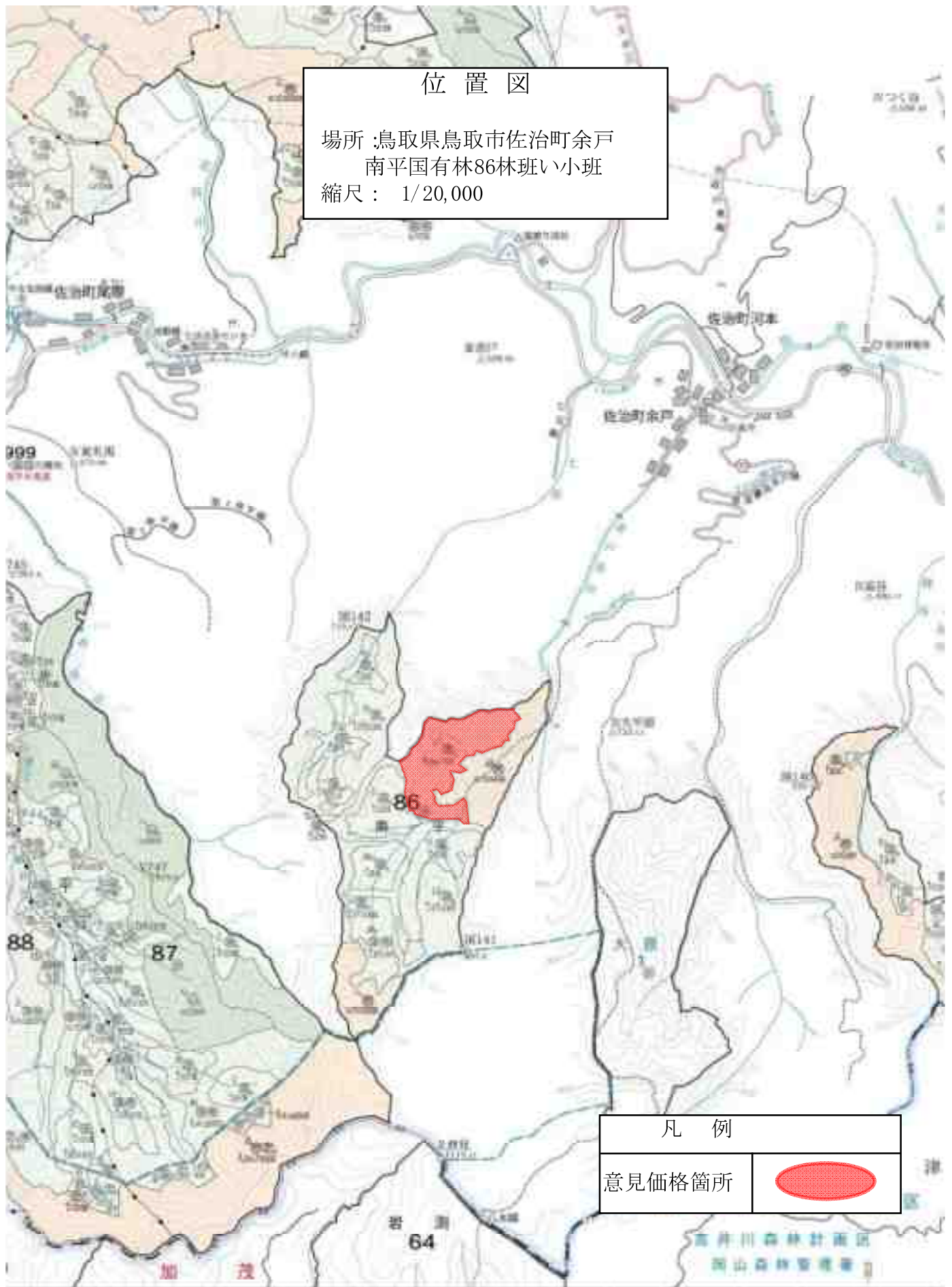
意見価格箇所





位置図

場所 : 鳥取県鳥取市佐治町余戸
南平国有林86林班い小班
縮尺 : 1/20,000



位 置 図

場所 :鳥取県鳥取市佐治町中
山王谷国有林102林班わ小班
縮尺 :1/20,000

位 置 図

場所 :鳥取県鳥取市佐治町中
山王谷国有林102林班わ小班
縮尺 :1/20,000

凡 例	
意見価格箇所	

凡 例	
意見価格箇所	

場所 :鳥取県鳥取市佐治町栃原
不動山国有林90林班か小班
縮尺 :1/20,000

場所 :鳥取県鳥取市佐治町栃原
不動山国有林90林班か小班
縮尺 :1/20,000

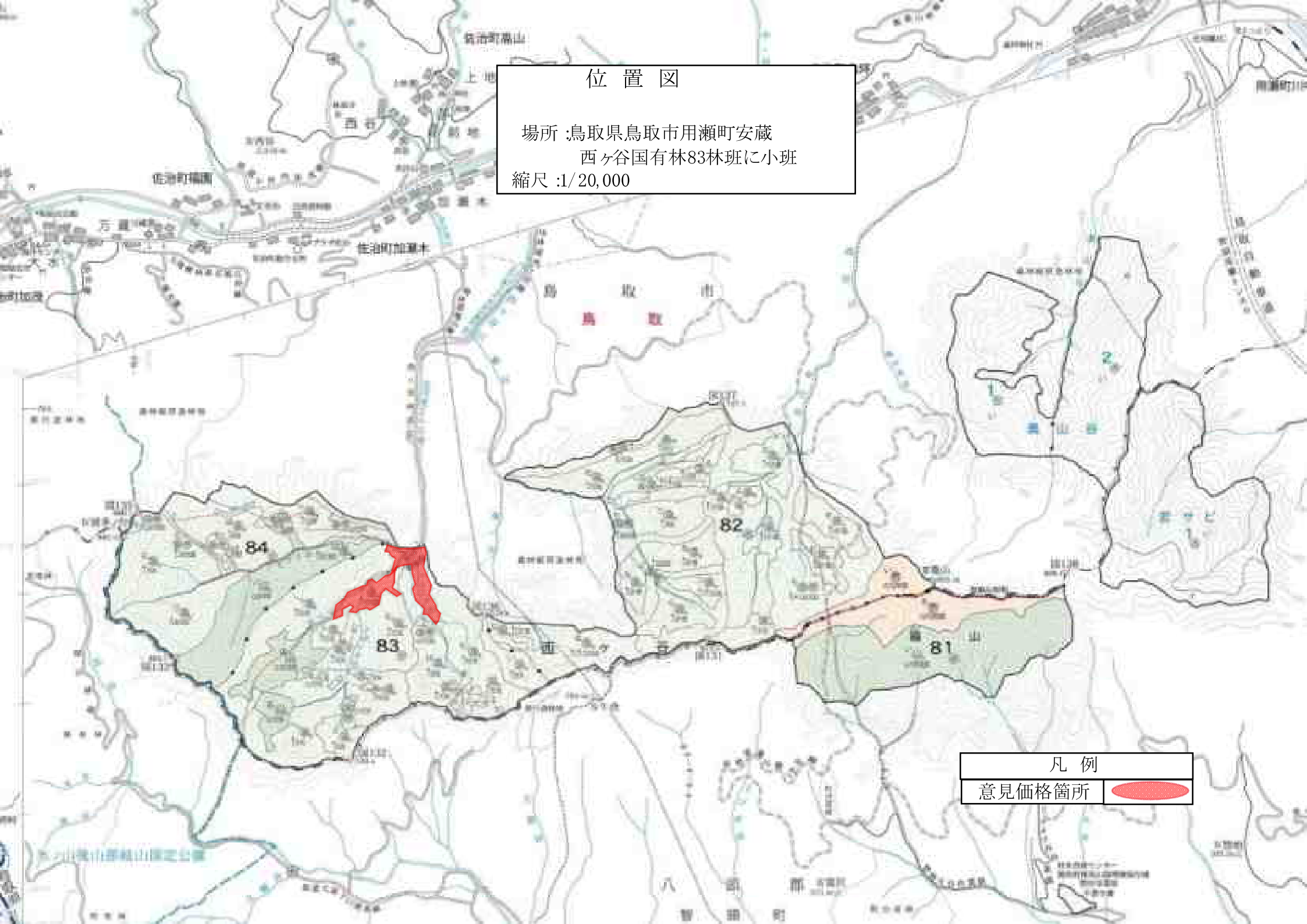
[illegible]

凡 例

意見価格箇所

位置図

場所 : 鳥取県鳥取市用瀬町安蔵
西ヶ谷国有林83林班に小班
縮尺 : 1/20,000



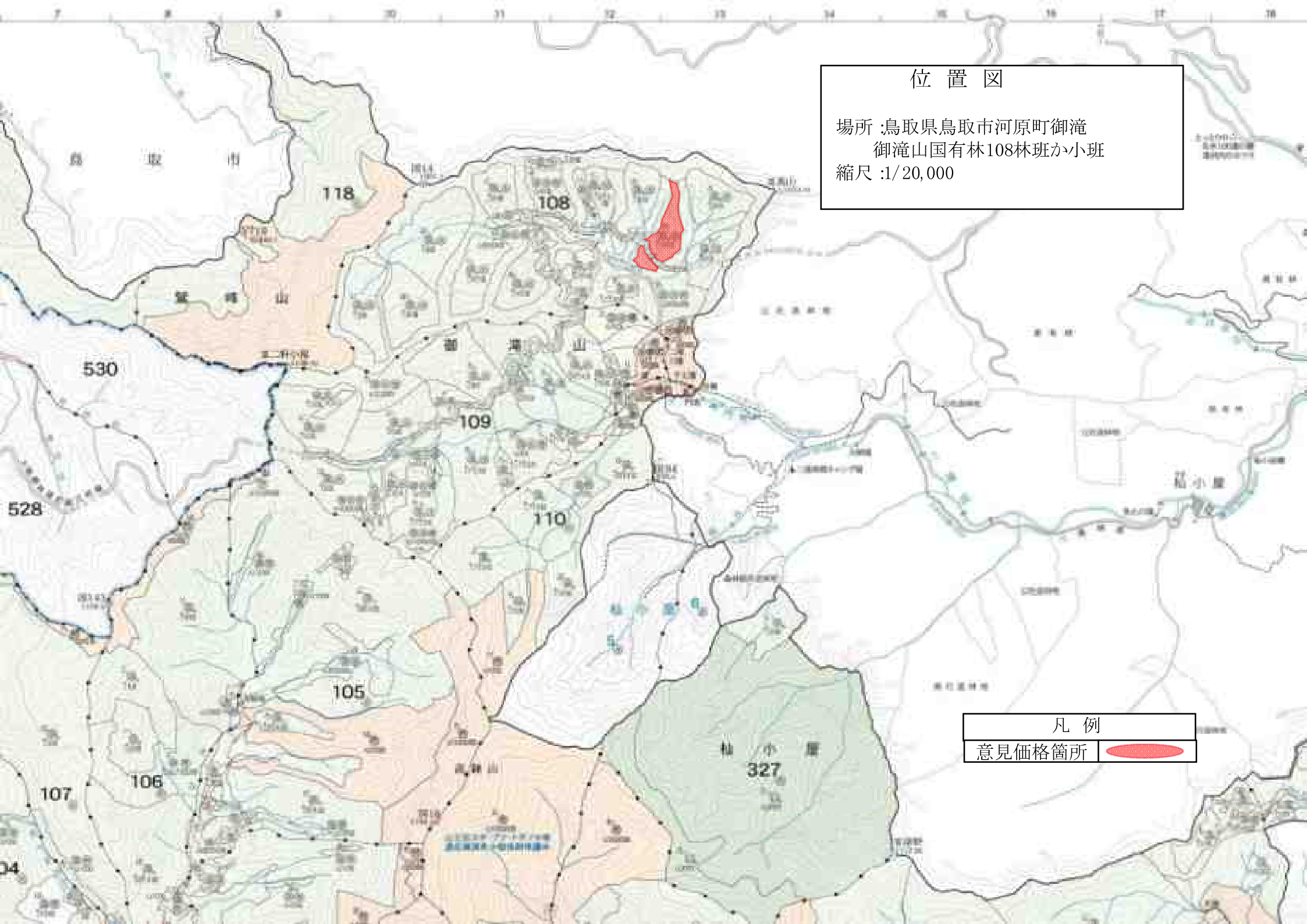
凡 例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県鳥取市河原町御滝
御滝山国有林108林班か小班
縮尺 :1/20,000



凡 例

意見価格箇所



位 置 図

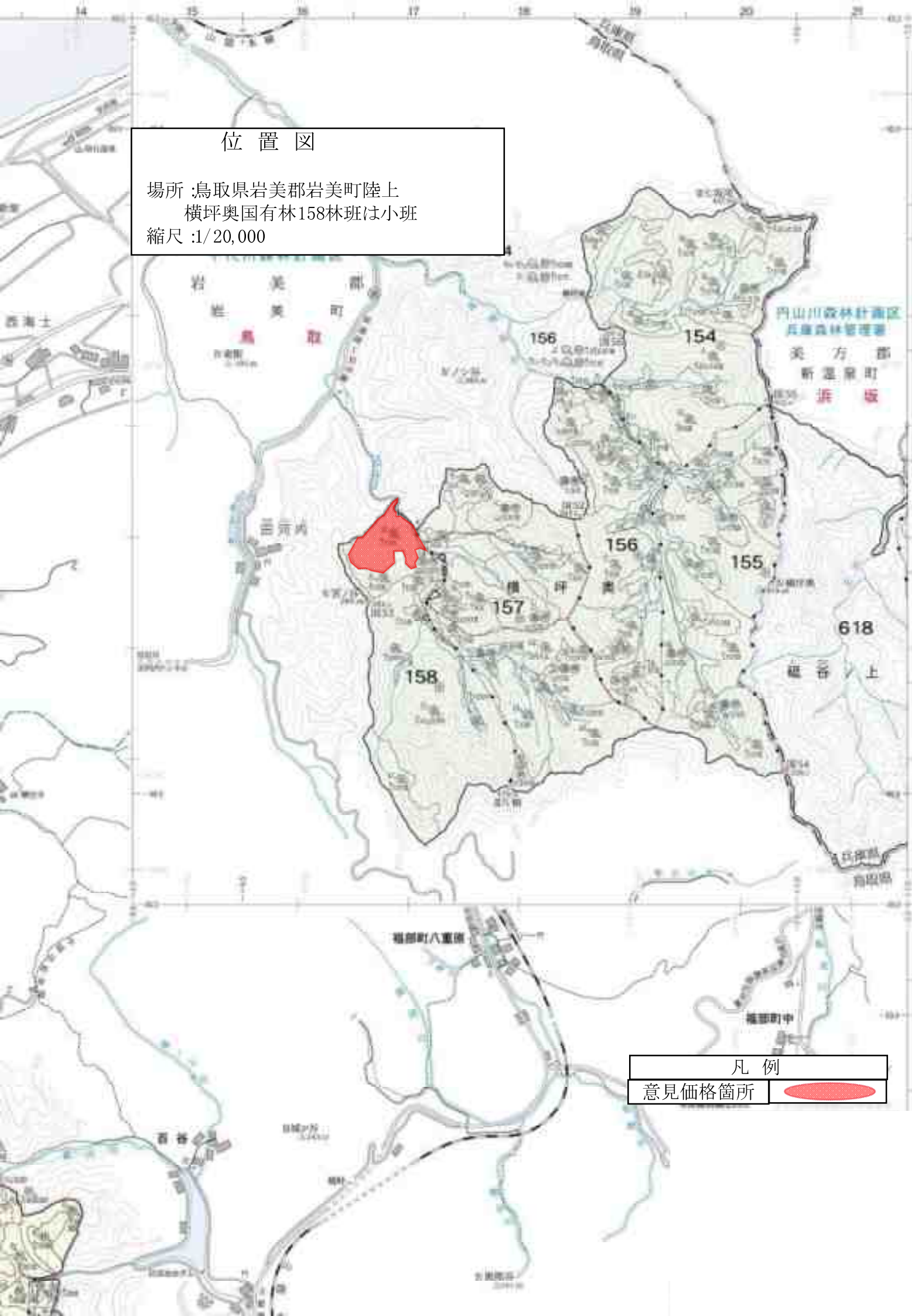
場所 :鳥取県岩美郡岩美町陸上
横坪奥国有林158林班は小班

縮尺 :1/20,000

位 置 図

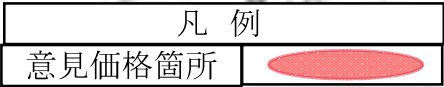
場所 :鳥取県岩美郡岩美町陸上
横坪奥国有林158林班は小班

縮尺 :1/20,000



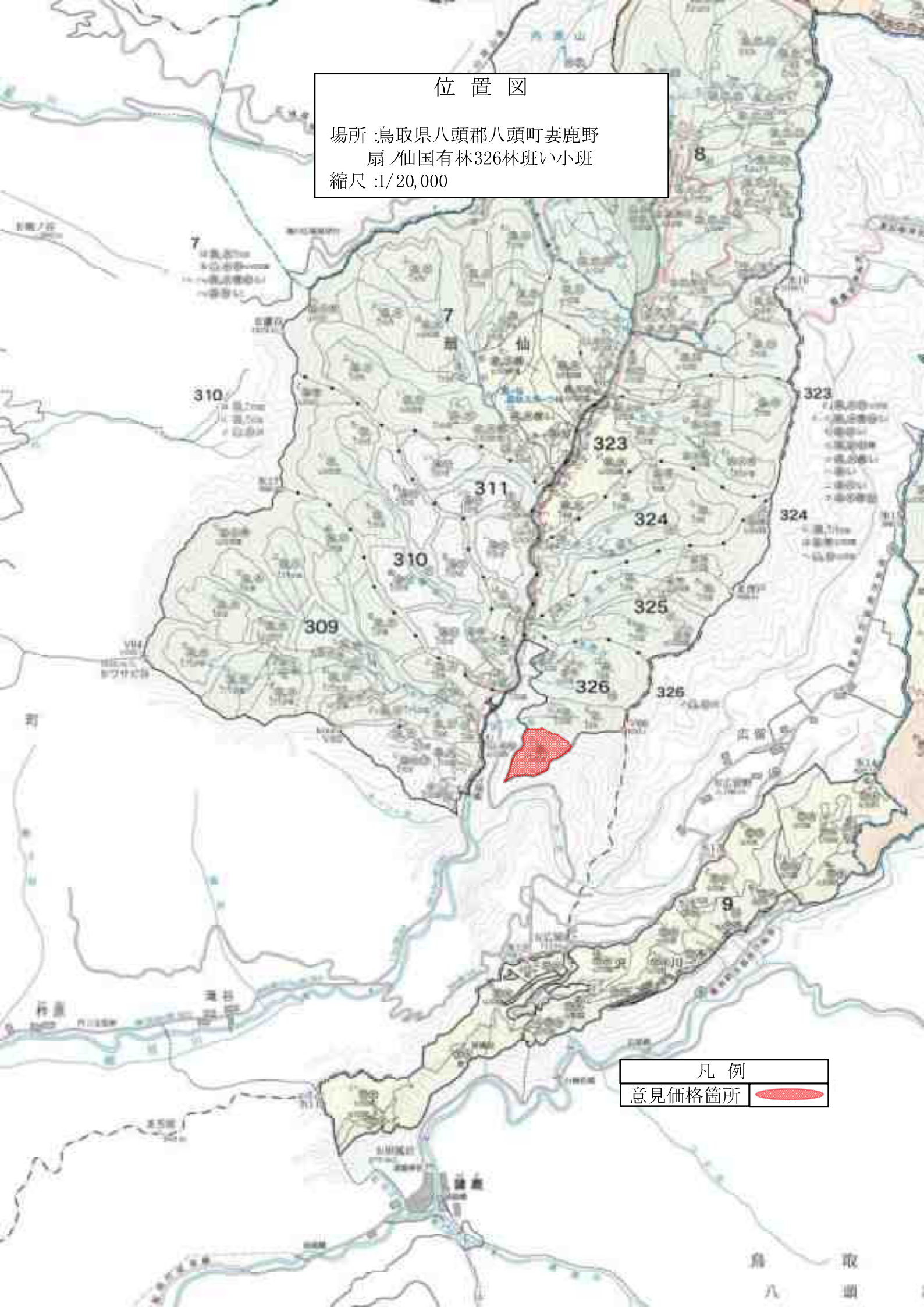
凡 例	
意見価格箇所	

凡 例	
意見価格箇所	



位置図

場所 : 鳥取県八頭郡八頭町妻鹿野
扇ノ仙国有林326林班い小班
縮尺 : 1/20,000



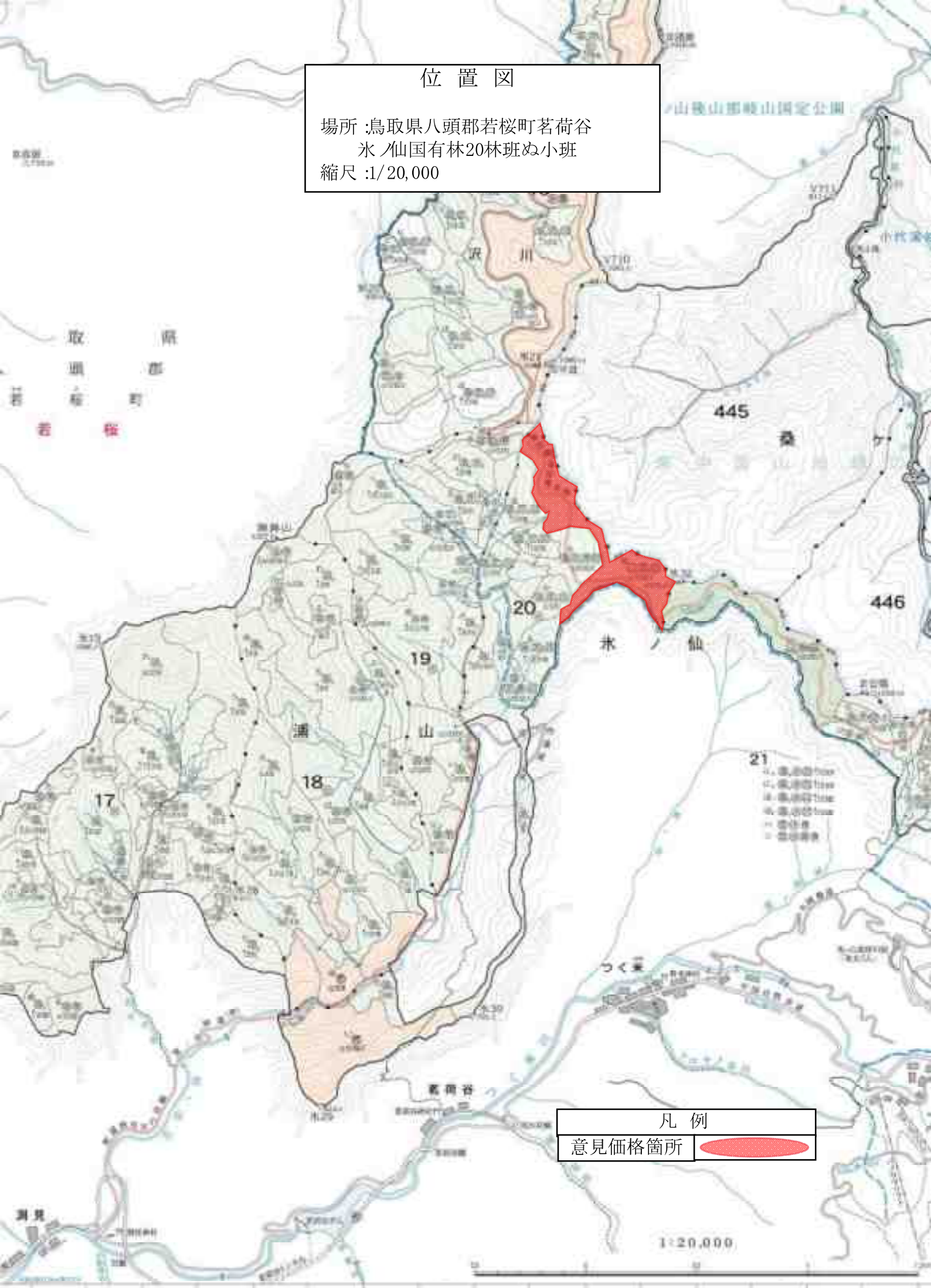
凡 例

意見価格箇所



位置図

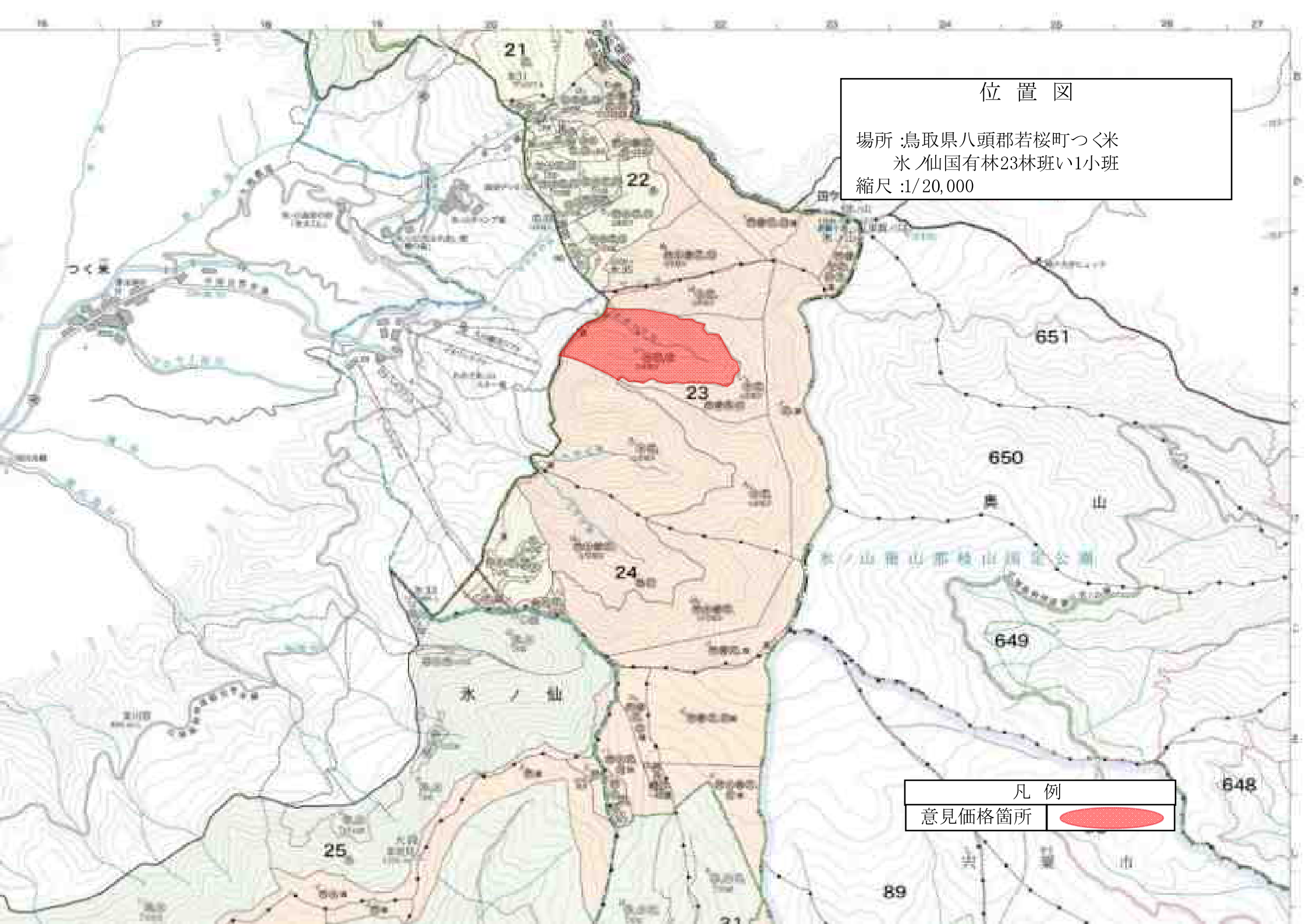
場所 :鳥取県八頭郡若桜町茗荷谷
氷ノ山国有林20林班ぬ小班
縮尺 :1/20,000



凡 例

意見価格箇所





位置図

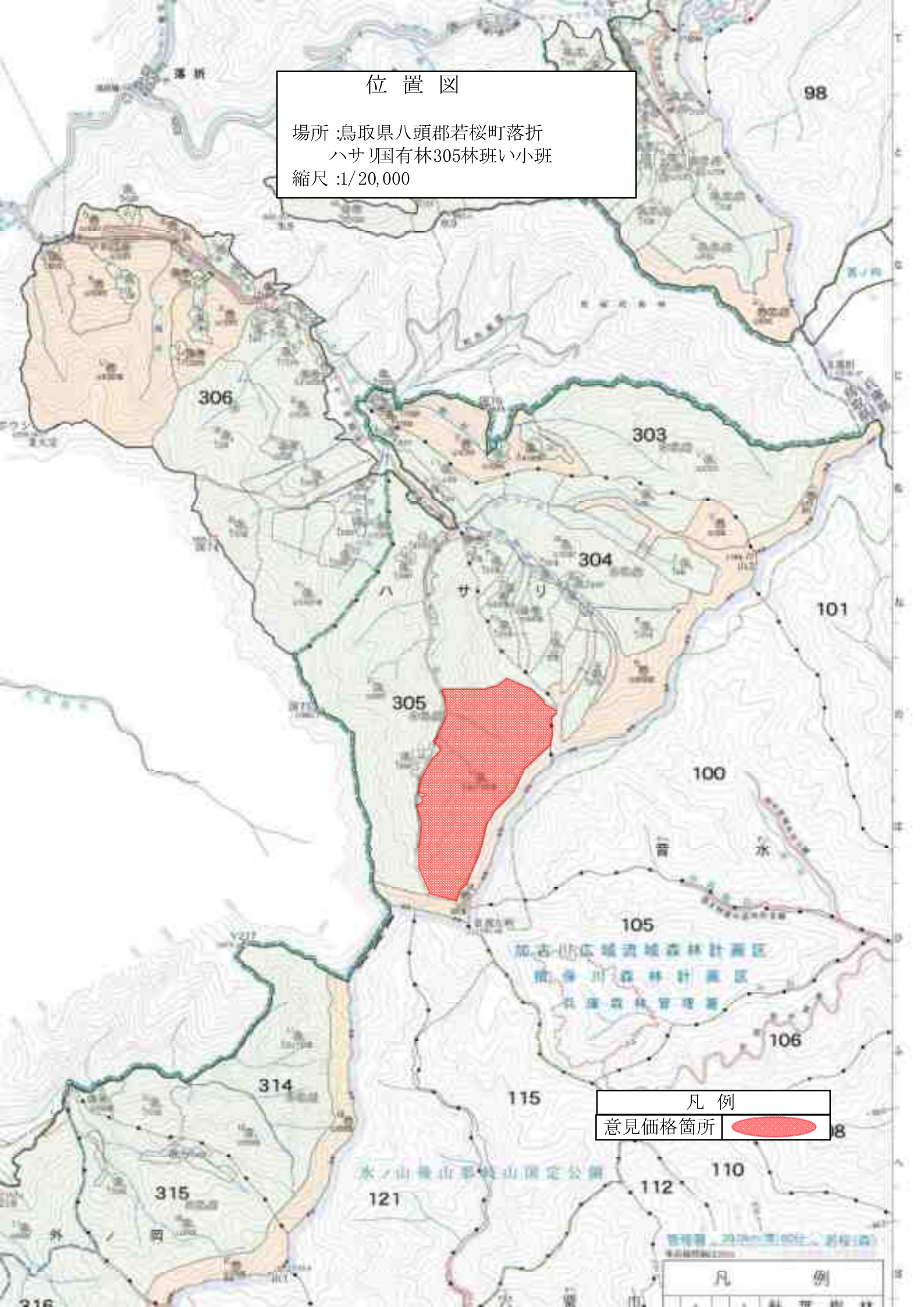
場所 :鳥取県八頭郡若桜町つくま
氷ノ仙国有林23林班い1小班
縮尺 :1/20,000

凡 例
意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県八頭郡若桜町落折
ハサリ国有林305林班い小班
縮尺 : 1/20,000



凡例

意見価格箇所



凡

例

位 置 図

場所 :鳥取県八頭郡若桜町吉川
吉川山国有林46林班い小班
縮尺 :1/20,000

場所 :鳥取県八頭郡若桜町吉川
吉川山国有林46林班い小班
縮尺 :1/20,000

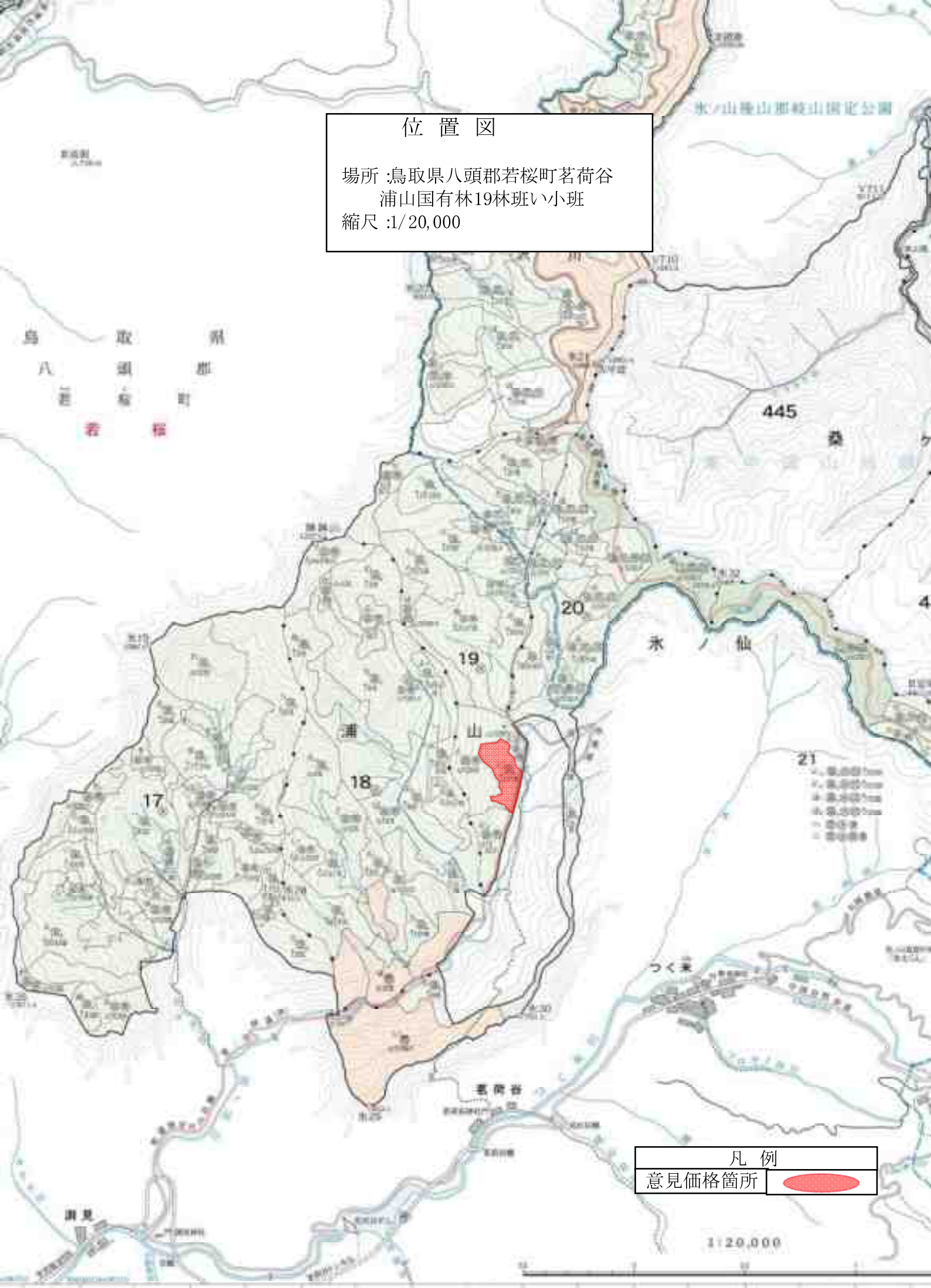
凡 例	
意見価格箇所	

意見価格箇所

林班番号 22-34・44-47・
303-306・313-317

位置図

場所 :鳥取県八頭郡若桜町茗荷谷
浦山国有林19林班い小班
縮尺 :1/20,000



凡 例

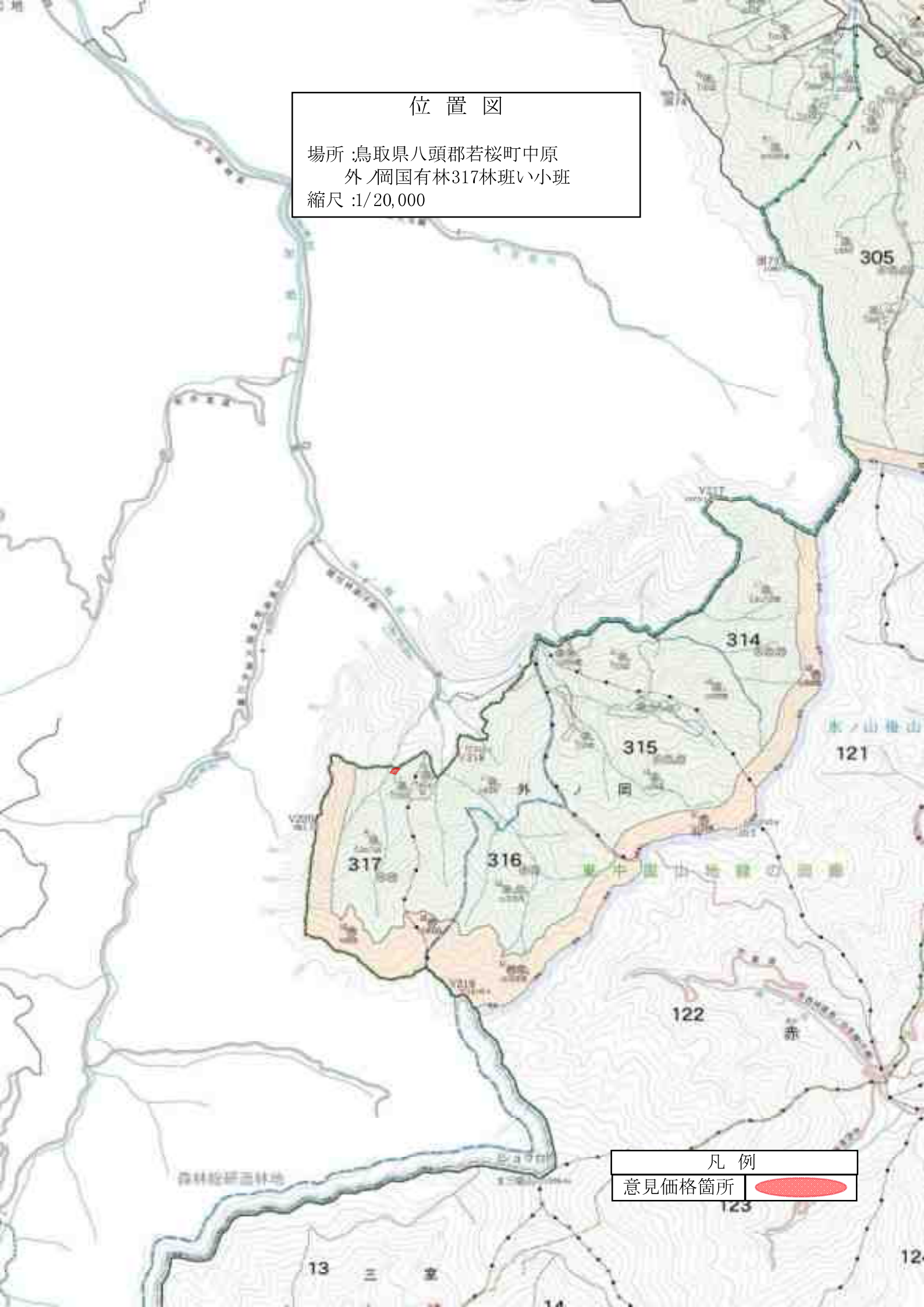
意見価格箇所



1:20,000

位置図

場所 : 鳥取県八頭郡若桜町中原
外ノ岡国有林317林班い小班
縮尺 : 1/20,000



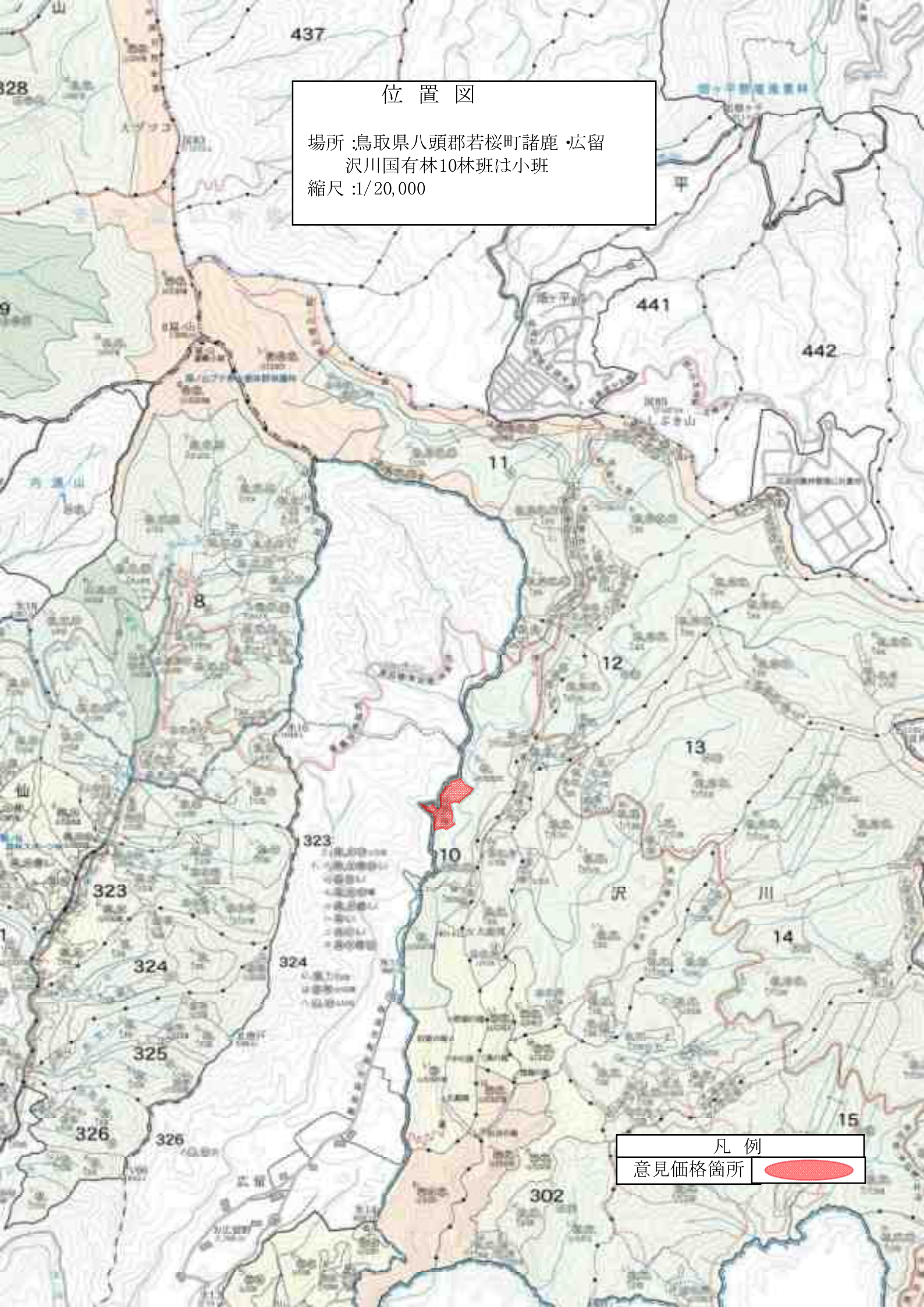
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県八頭郡若桜町諸鹿・広留
沢川国有林10林班は小班
縮尺 :1/ 20,000



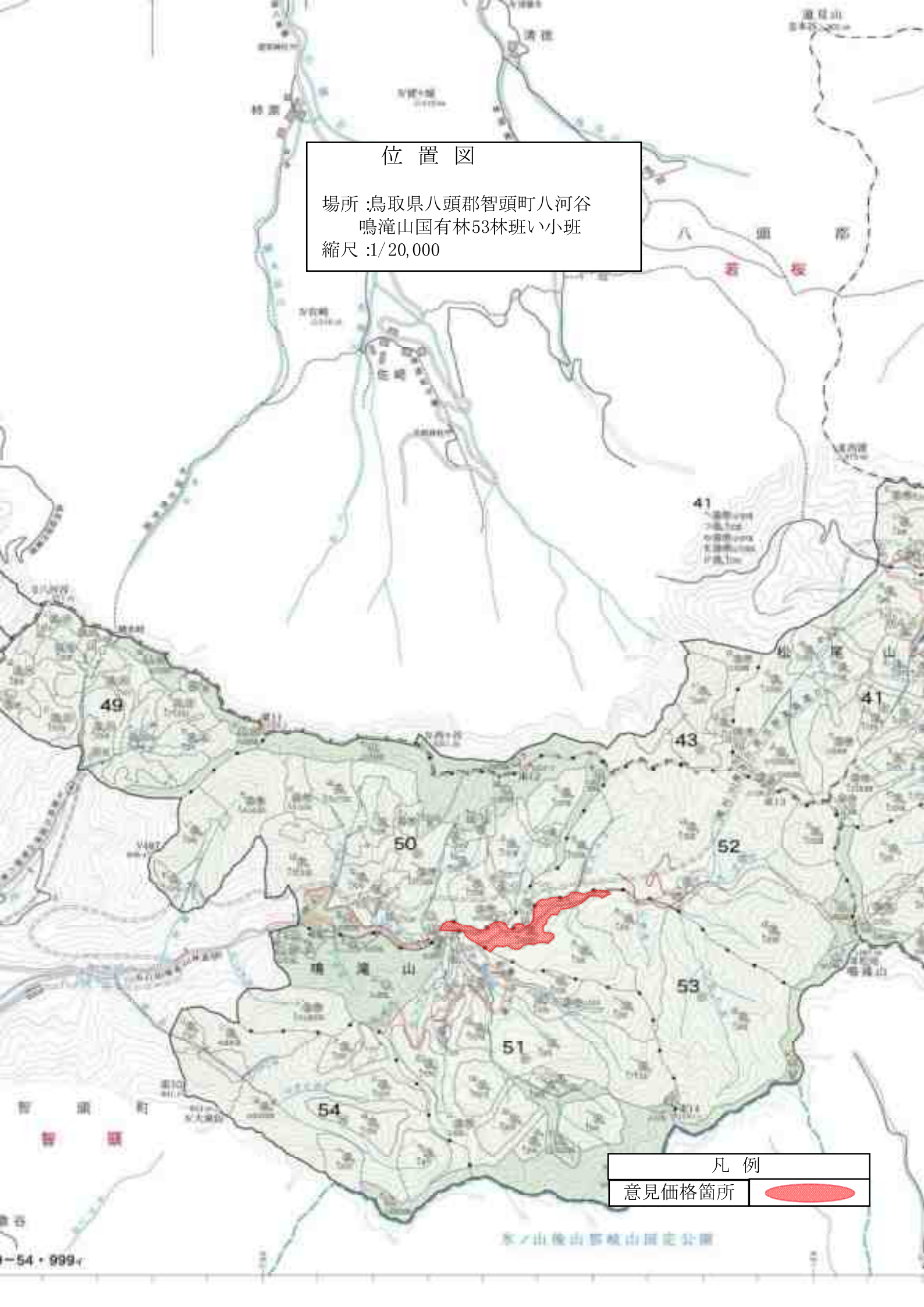
凡 例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県八頭郡智頭町八河谷
鳴滝山国有林53林班い小班
縮尺 :1/20,000



凡 例

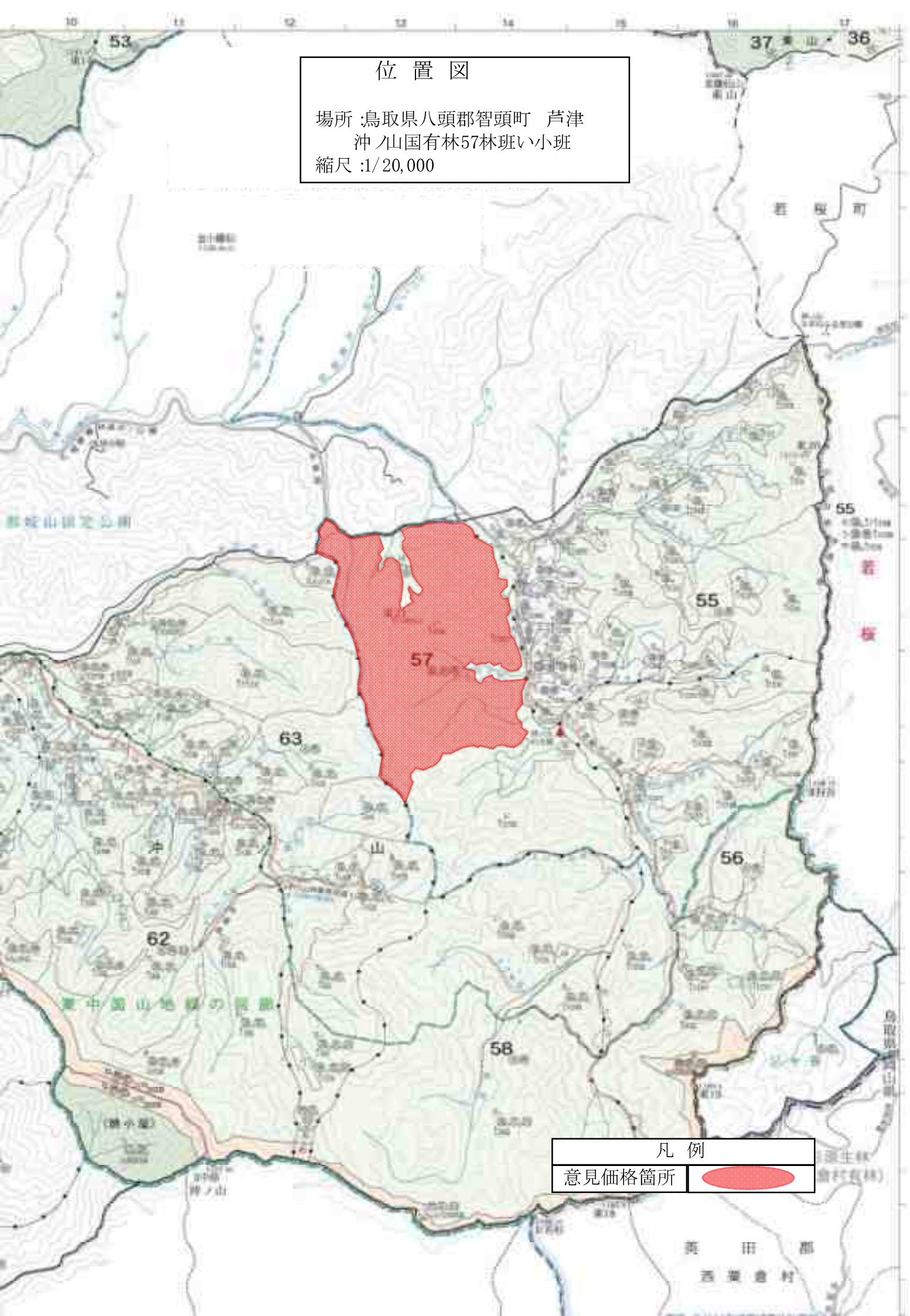
意見価格箇所



水ノ山後山部岐山国史公園

位置図

場所 : 鳥取県八頭郡智頭町 芦津
沖ノ山国有林57林班い小班
縮尺 : 1/20,000



凡 例

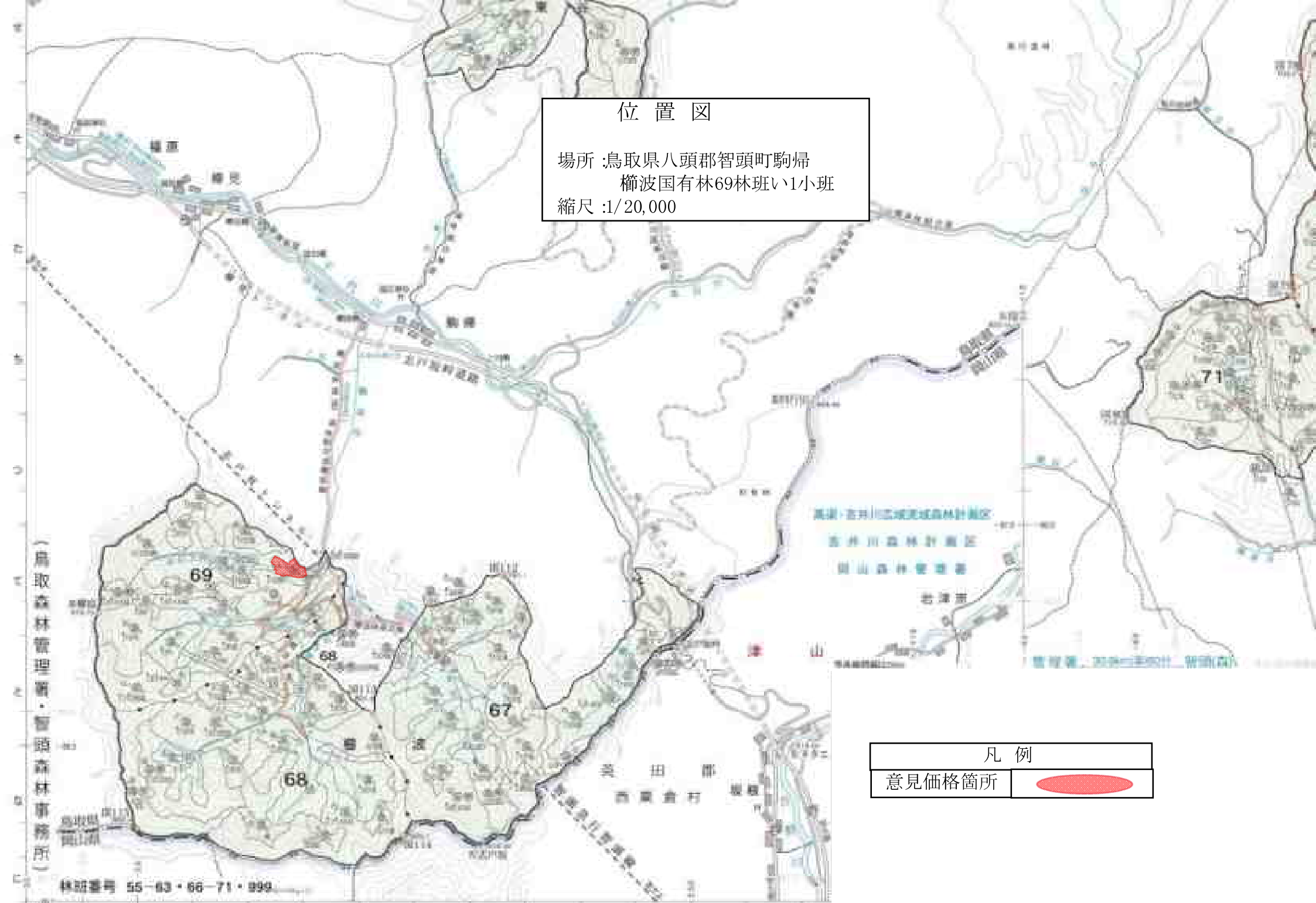
意見価格箇所



原生林
合村有林

位置図

場所 :鳥取県八頭郡智頭町駒埴
櫛波国有林69林班い1小班
縮尺 :1/20,000



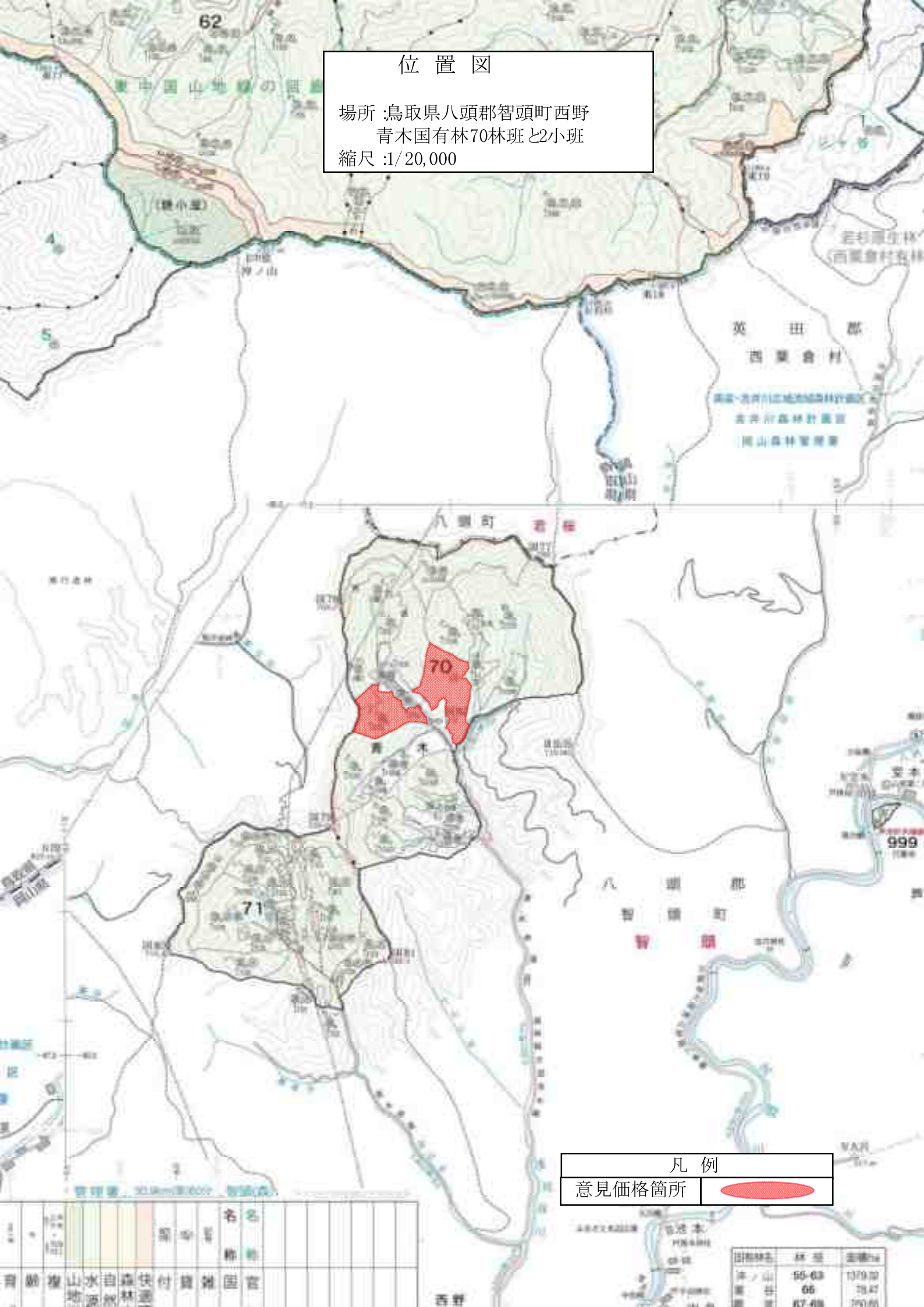
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県八頭郡智頭町西野
青木国有林70林班と2小班
縮尺 : 1/20,000



凡例

意見価格箇所

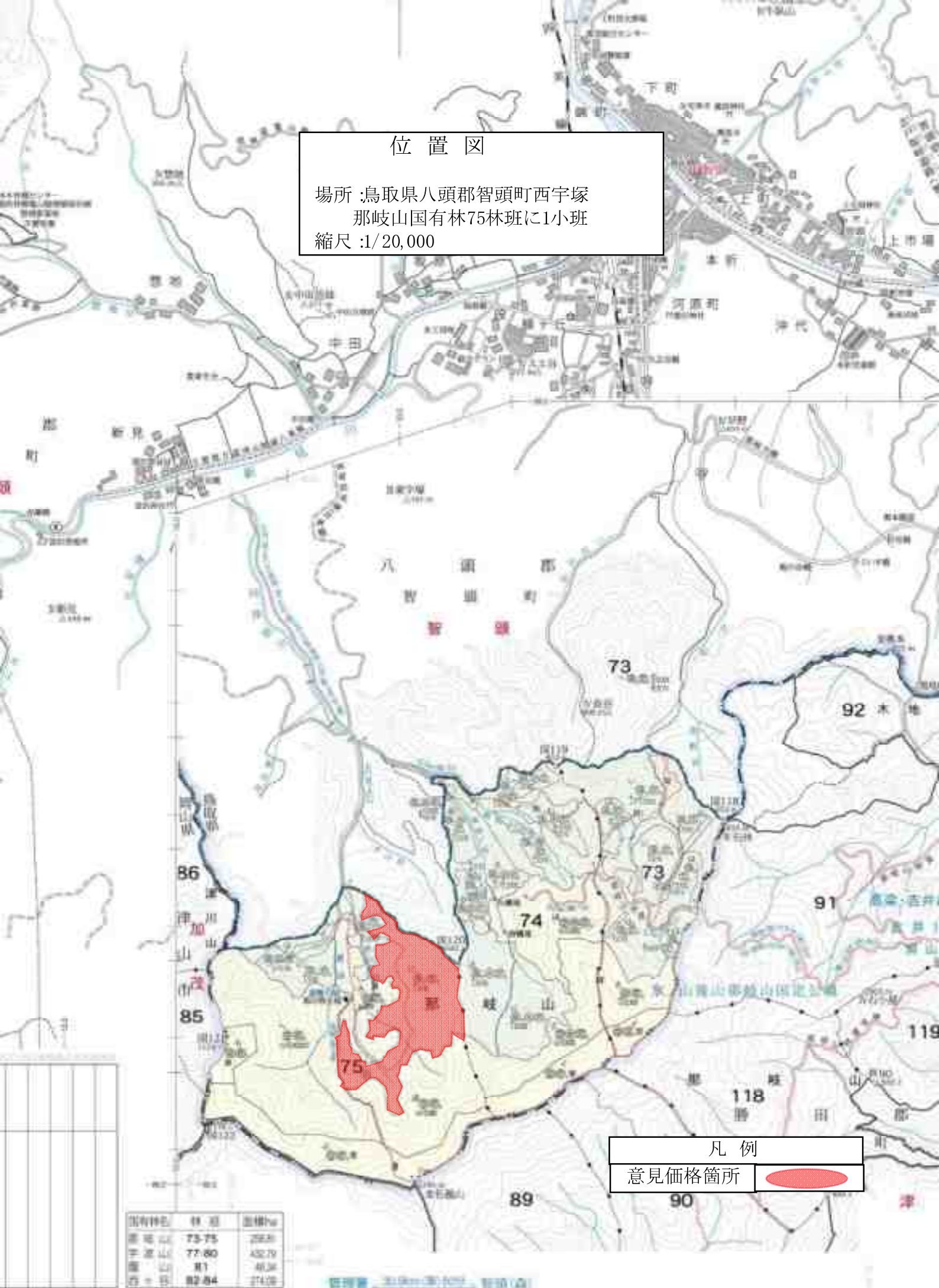


色	名称	色	名称
青	青木国有林	黄	黄木国有林
緑	緑木国有林	赤	赤木国有林
水	水田	茶	茶田
山	山地	白	白地
水	水源	森	森林
山	山地	快	快速道路
水	水源	付	付帯地
山	山地	雑	雑種地
水	水源	官	官有地

田圃名称	林班	面積㎡
山ノ上	55-53	1379.00
山ノ上	66	78.47
山ノ上	67-48	290.65

位置図

場所 : 鳥取県八頭郡智頭町西宇塚
 那岐山国有林75林班に1小班
 縮尺 : 1/20,000



凡例

意見価格箇所

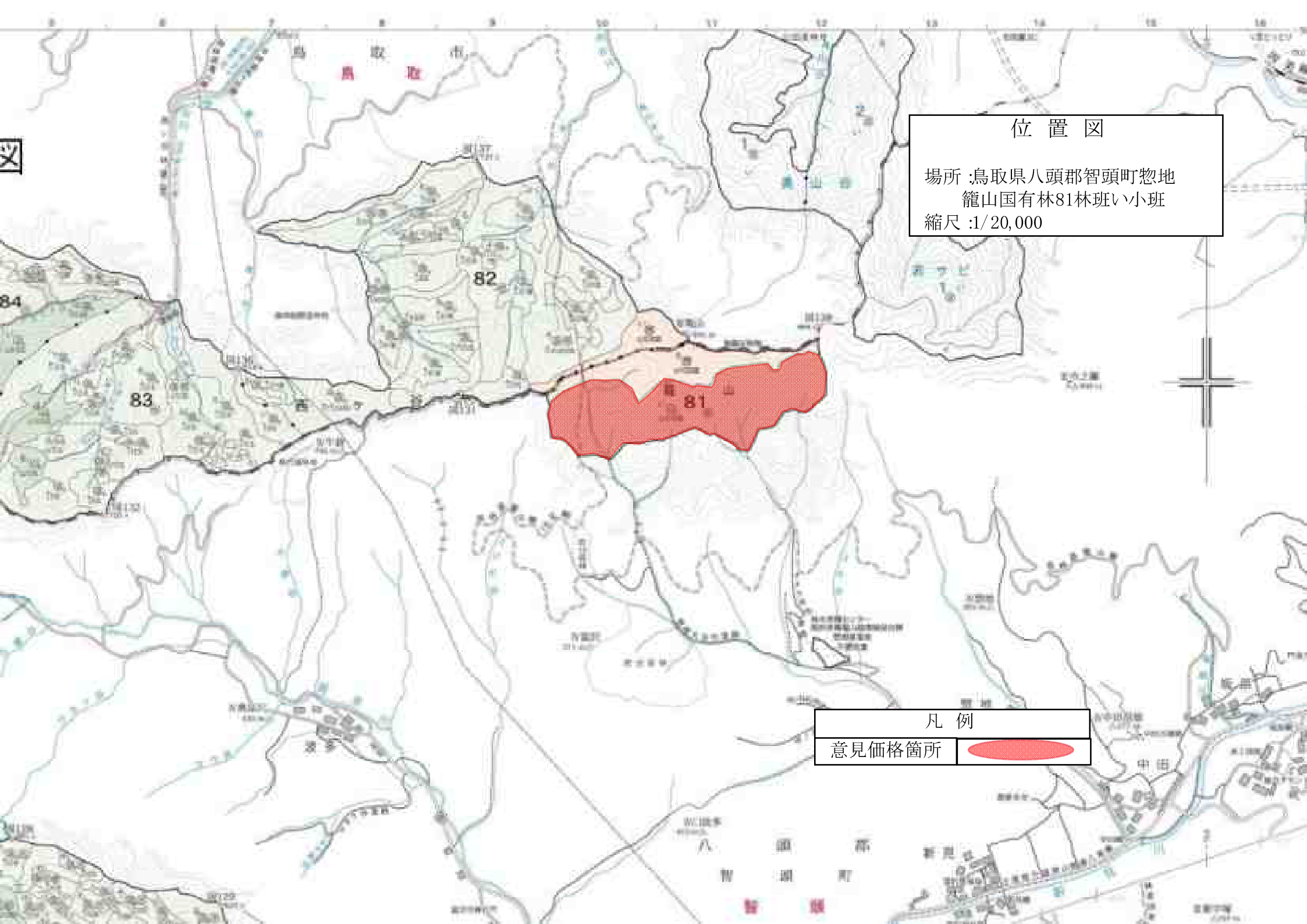


国有林名	林 区	面積ha
那岐山	73-75	295.81
宇塚山	77-80	432.79
鷹山	81	48.34
西ヶ丘	82-84	274.08

図

位置図

場所 :鳥取県八頭郡智頭町惣地
籠山国有林81林班い小班
縮尺 :1/20,000



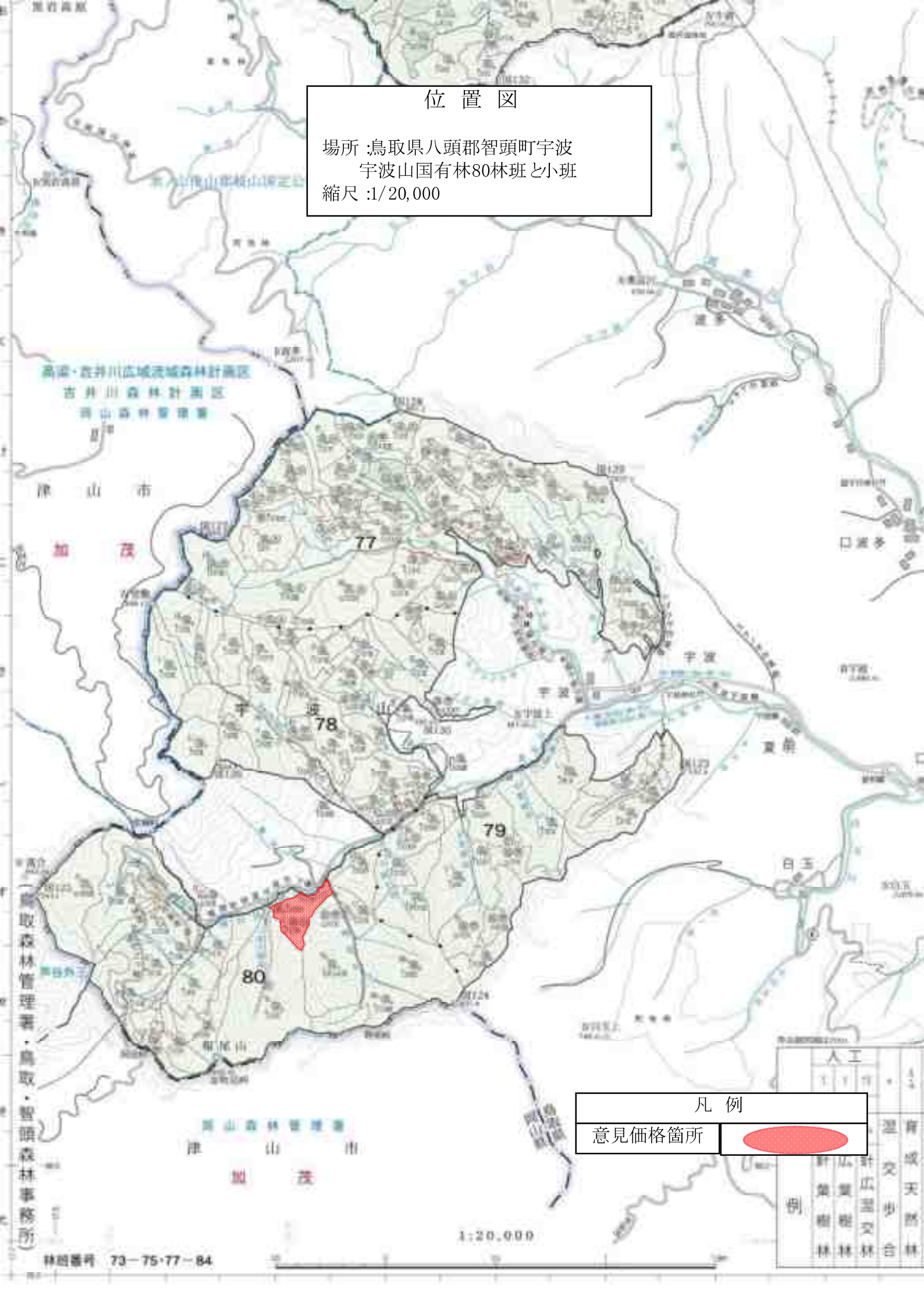
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県八頭郡智頭町宇波
宇波山国有林80林班と小班
縮尺 :1/20,000



凡例

意見価格箇所

例

人工				例
1	1	1	1	
育	育	育	育	天然林
成	成	成	成	
天	天	天	天	
然	然	然	然	
林	林	林	林	混合林
林	林	林	林	
林	林	林	林	
林	林	林	林	

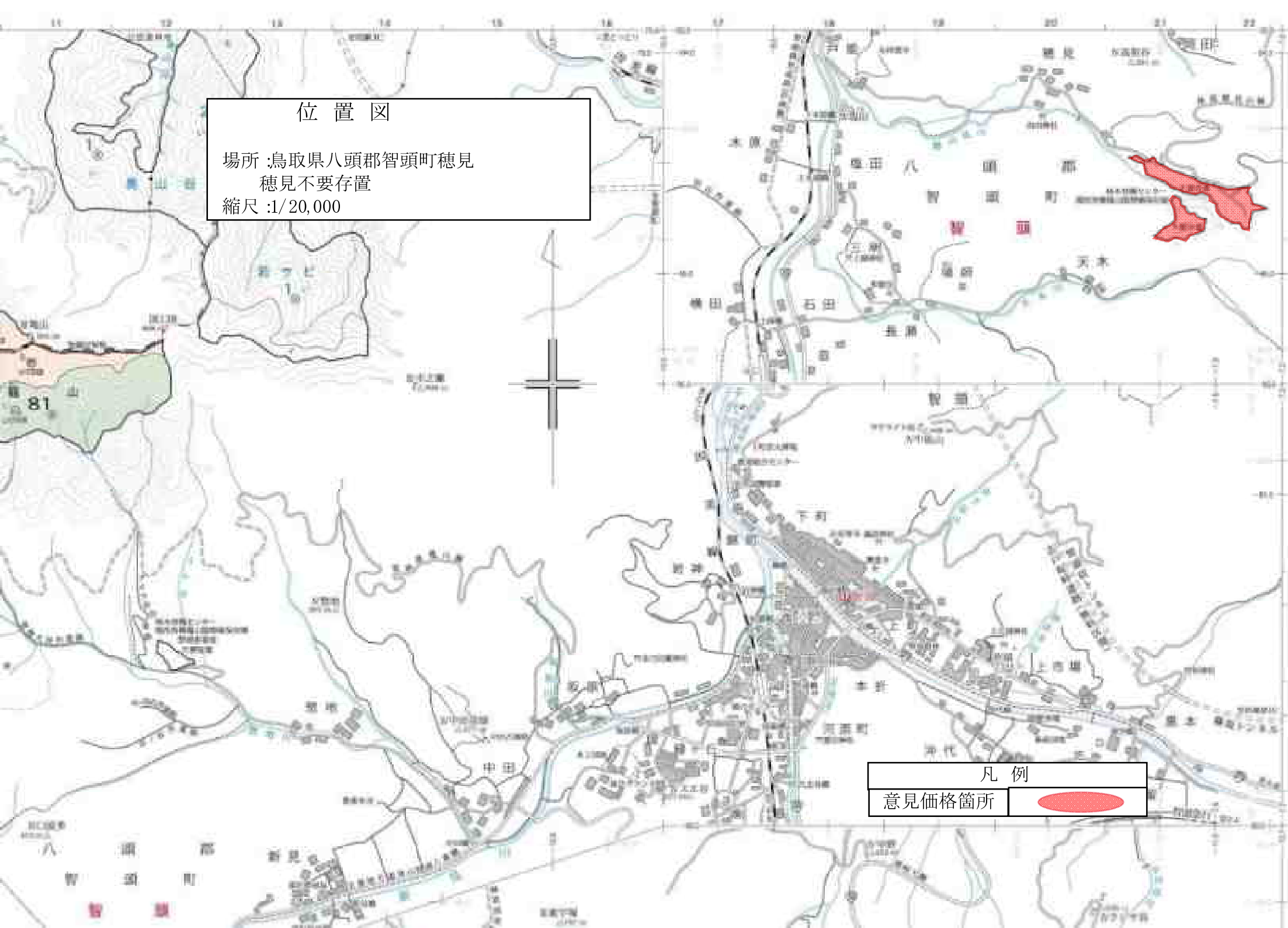
1:20,000

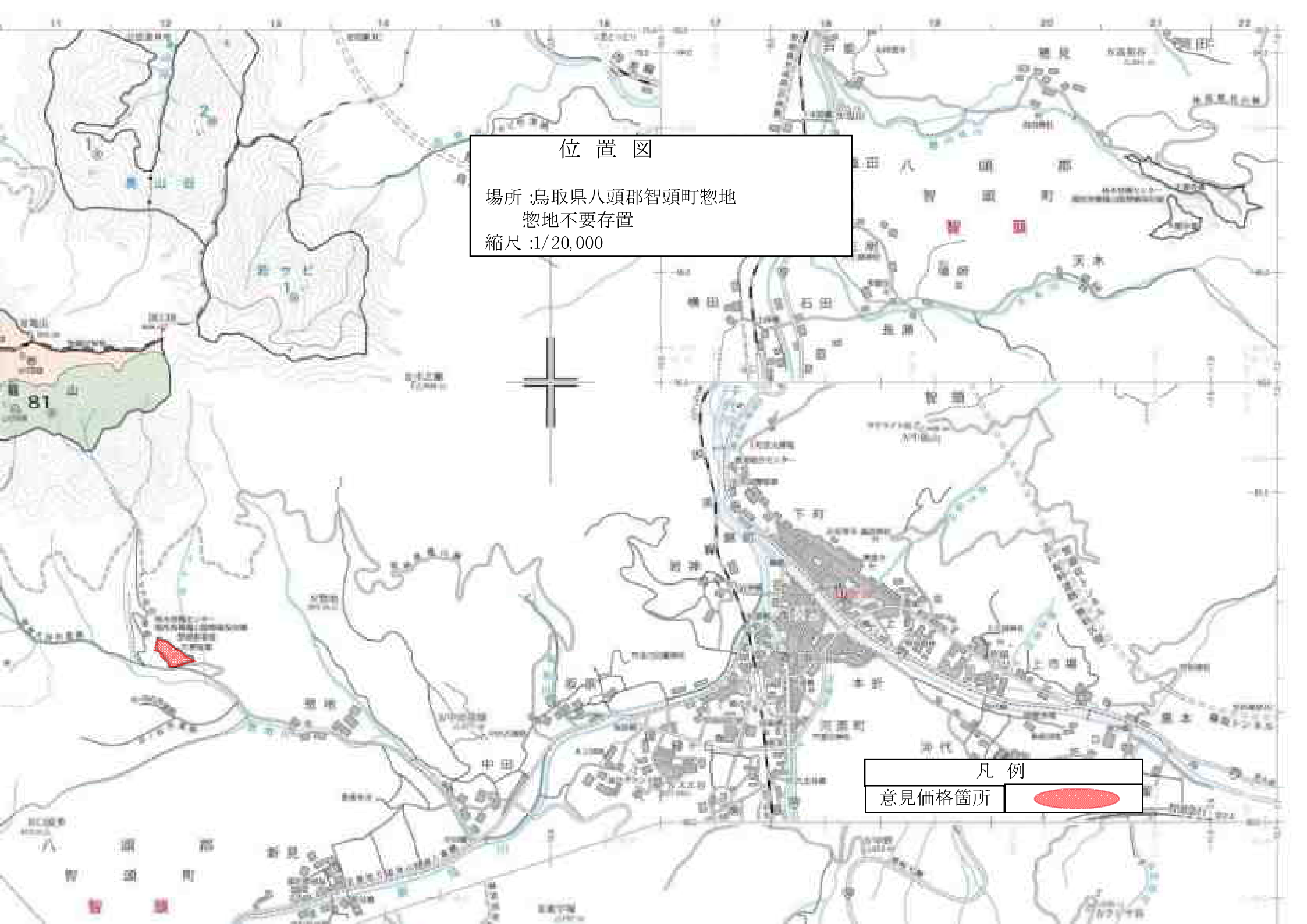
位置図

場所 :鳥取県八頭郡智頭町穂見

穂見不要存置

縮尺 :1/20,000





位置図

場所 :鳥取県八頭郡智頭町惣地
惣地不要存置
縮尺 :1/20,000

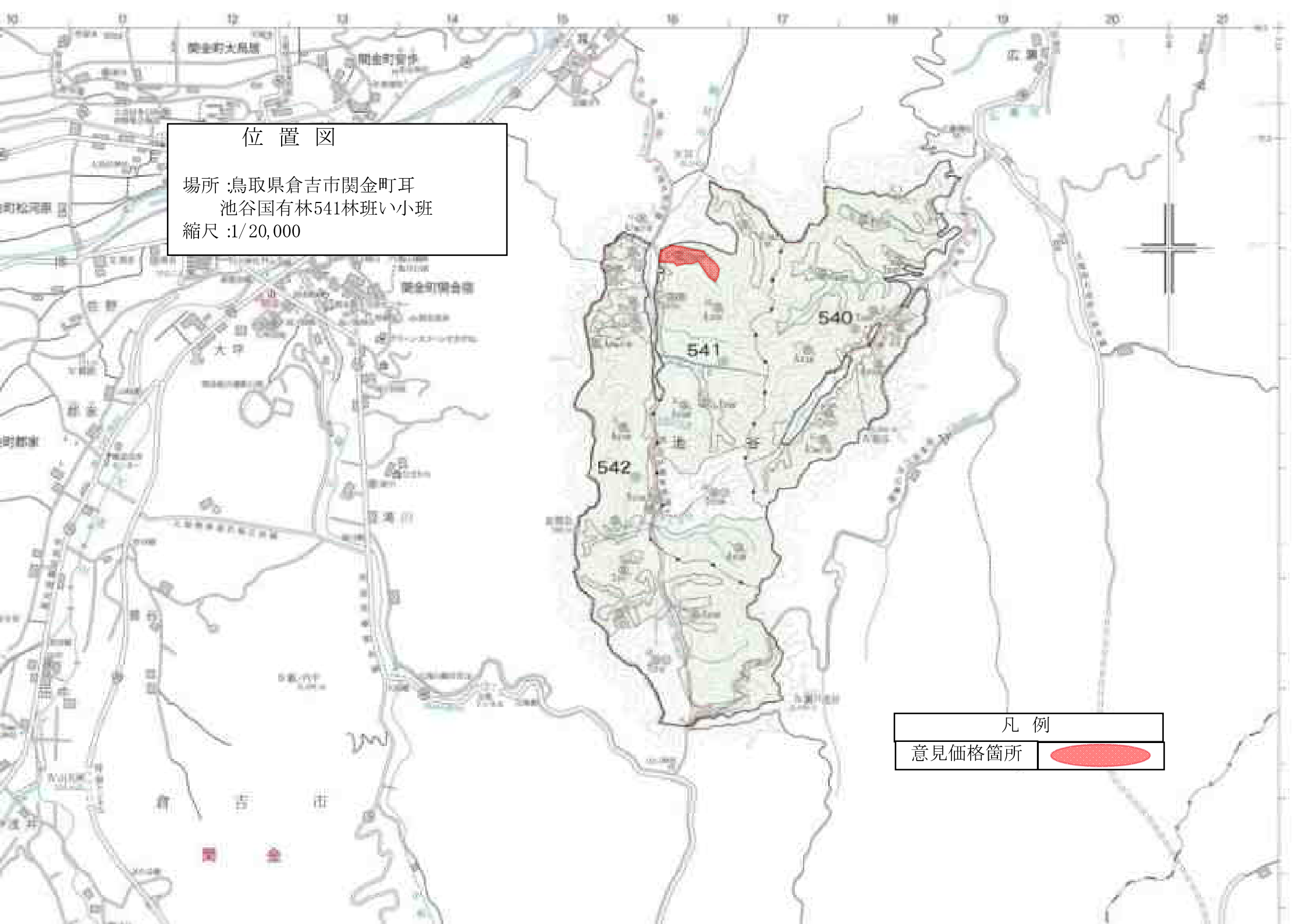
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県倉吉市関金町耳
池谷国有林541林班い小班
縮尺 : 1/20,000



凡例

意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県倉吉市関金町山口
山口奥国有林547林班よ小班
縮尺 : 1/20,000

大山隠岐国立公園

高梁・古井川広域流域森林計画区

旭川森林計画区

関山森林管理署

倉吉市

関山

凡例	
意見価格箇所	

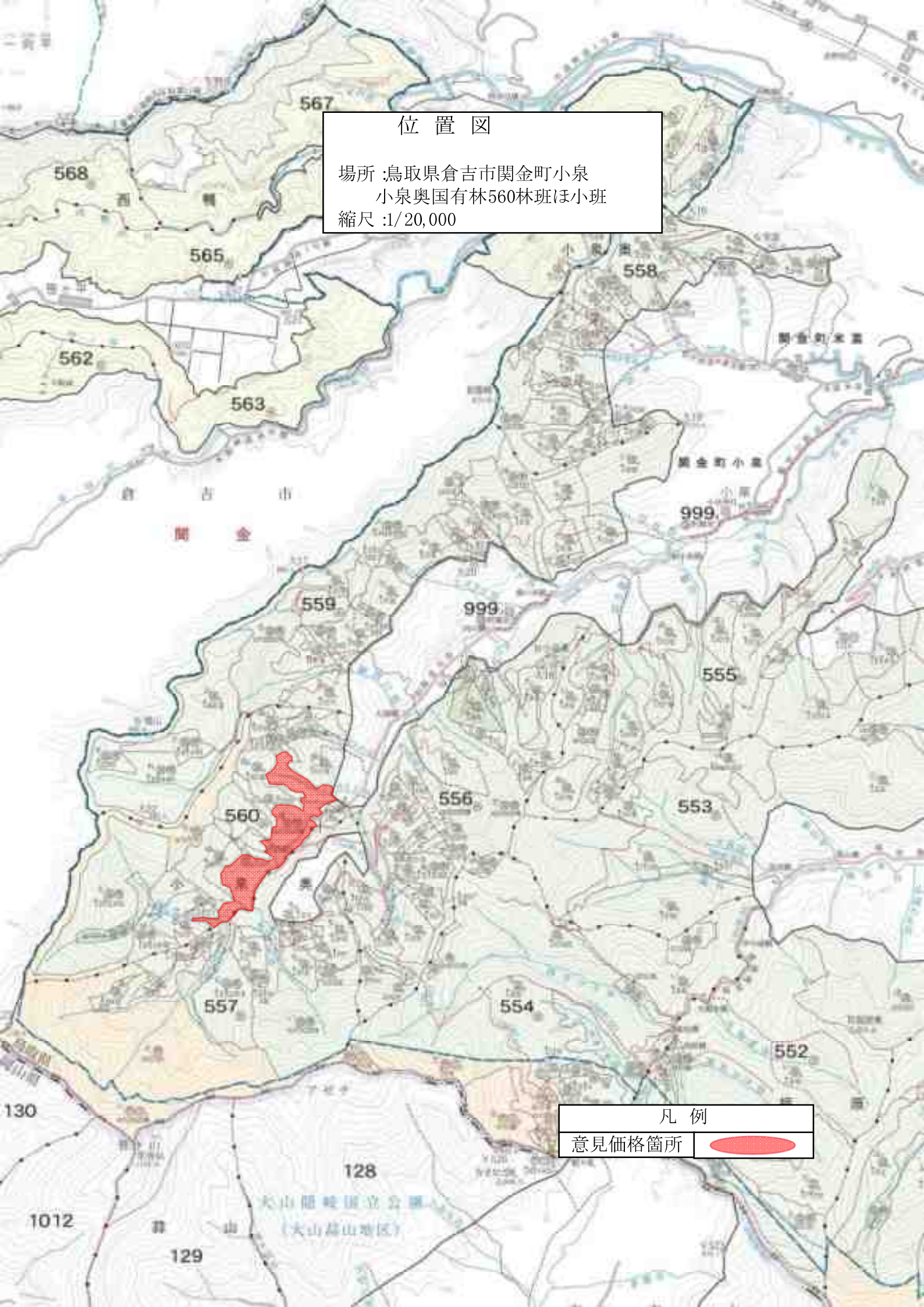
1:20,000

林班番号 540-548

(鳥取森林管理署・関金森林事務所)

位置図

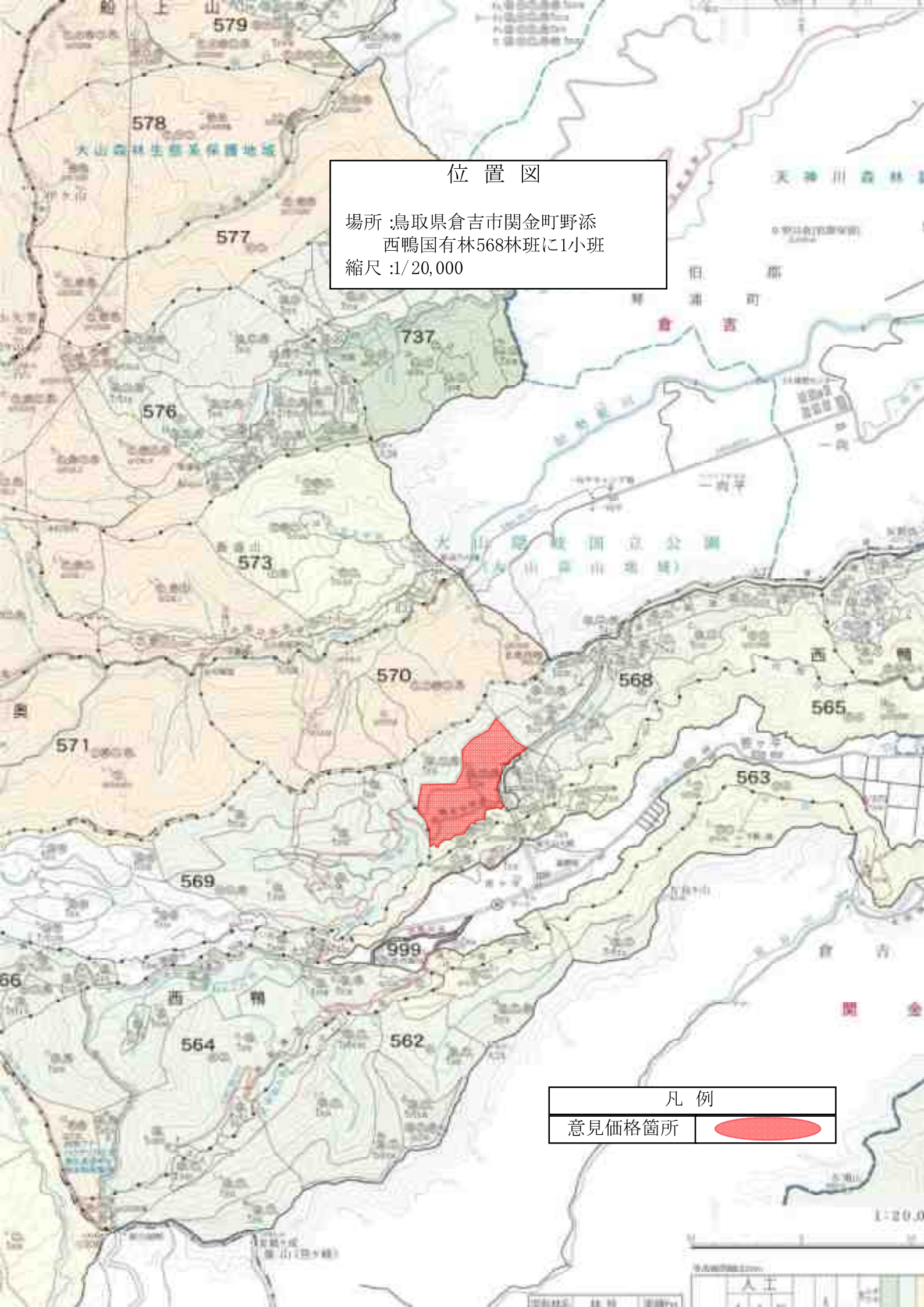
場所 :鳥取県倉吉市関金町小泉
小泉奥国有林560林班ほ小班
縮尺 :1/20,000



凡 例

意見価格箇所





位置図

場所 :鳥取県倉吉市関金町野添
西鴨国有林568林班に1小班
縮尺 :1/20,000

凡例

意見価格箇所



1:20,000

人工

位 置 図

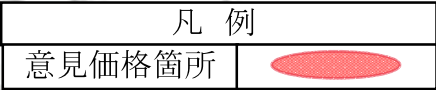
場所 :鳥取県倉吉市関金町山口
 黒谷国有林544林班い1小班
 縮尺 :1/ 20,000

位 置 図

場所 :鳥取県倉吉市関金町山口
 黒谷国有林544林班い1小班
 縮尺 :1/ 20,000

凡 例	
意見価格箇所	

凡 例	
意見価格箇所	

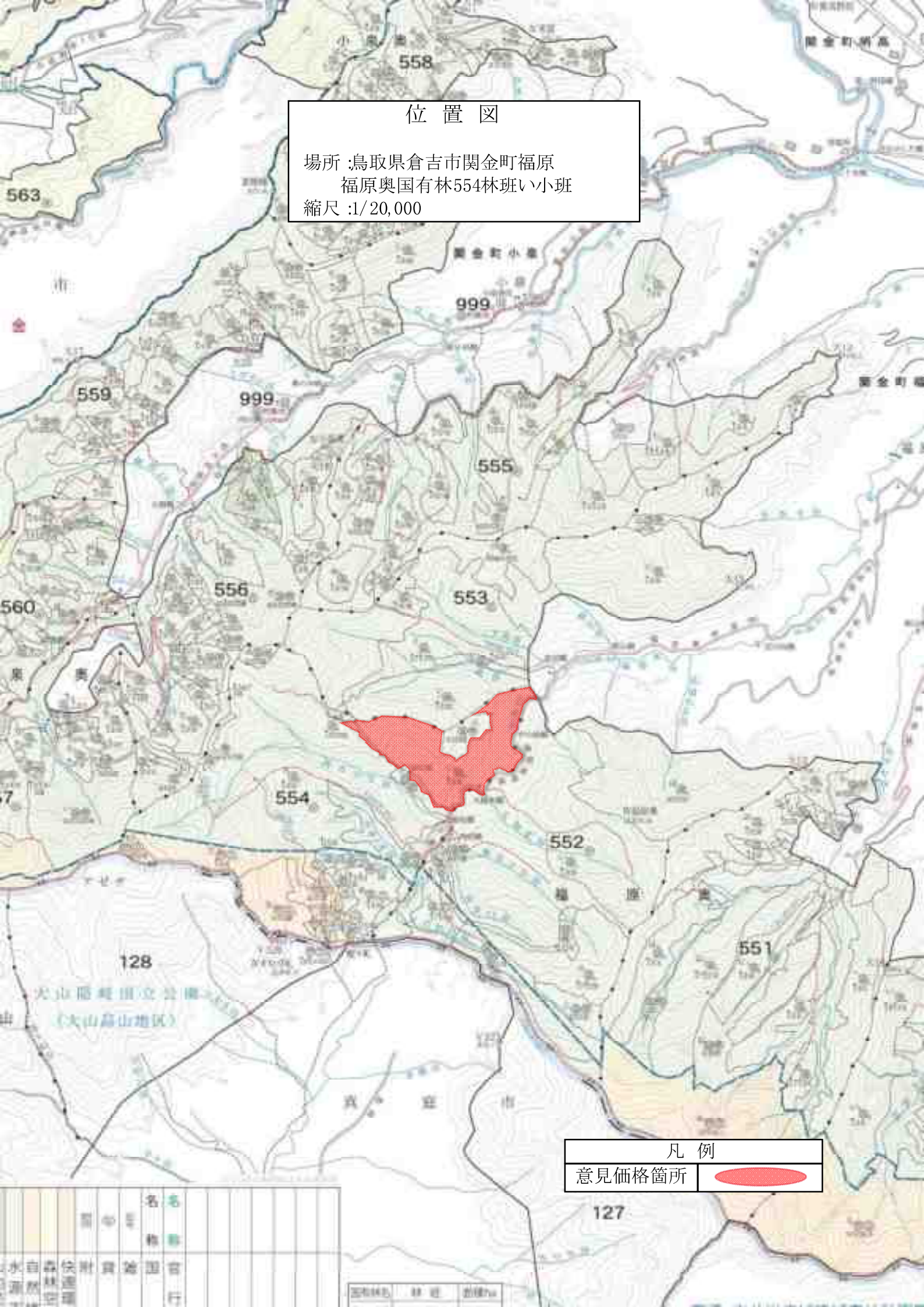


位 置 図

場所 :鳥取県倉吉市関金町福原
 福原奥国有林554林班い小班
 縮尺 :1/20,000

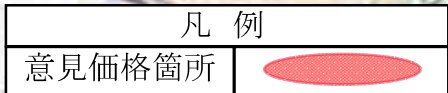
位 置 図

場所 :鳥取県倉吉市関金町福原
 福原奥国有林554林班い小班
 縮尺 :1/20,000

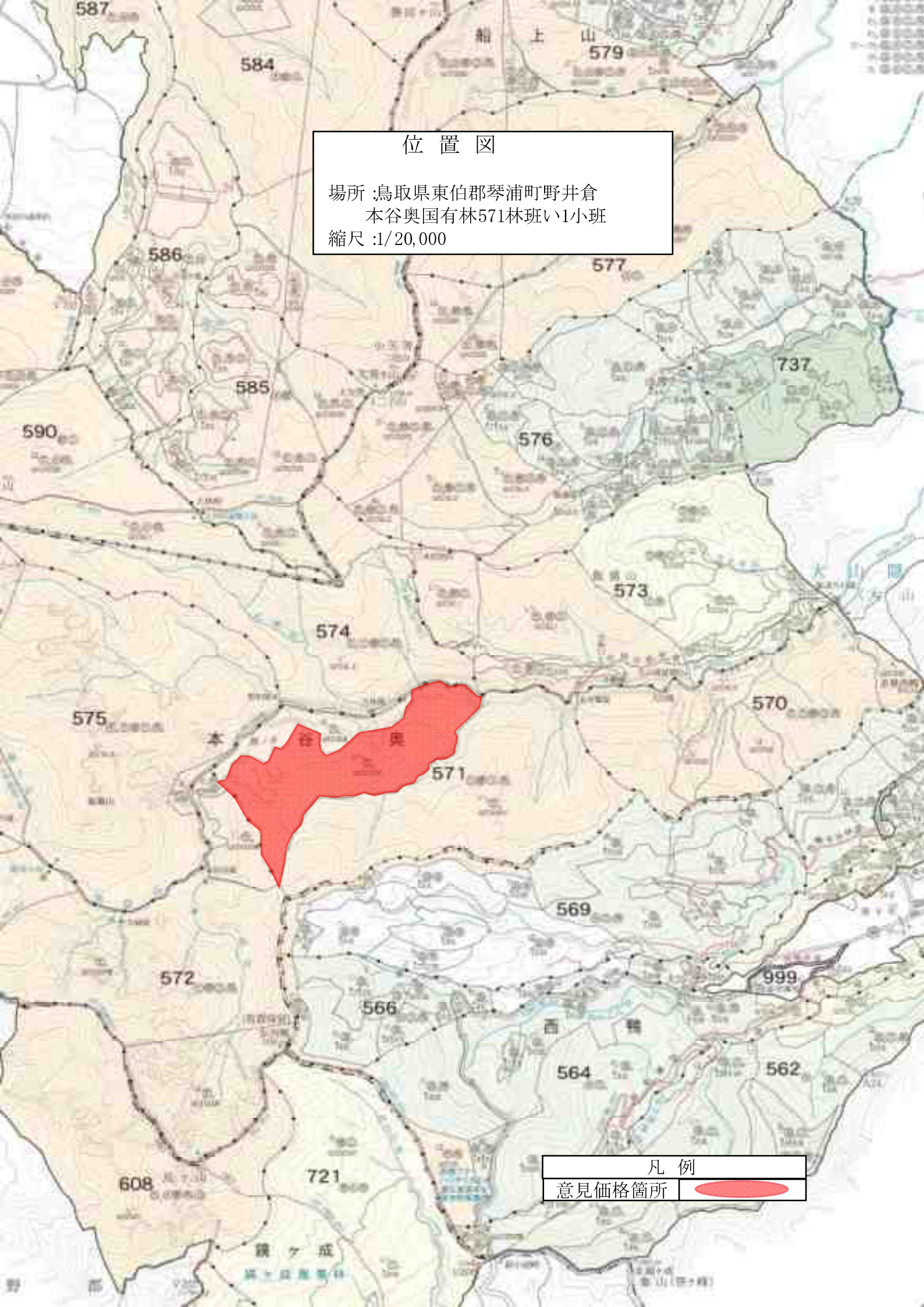


凡 例	
意見価格箇所	

凡 例	
意見価格箇所	

[illegible]

正和特色	特 选	数量/箱



位置図

場所 : 鳥取県東伯郡琴浦町野井倉
本谷奥国有林571林班い1小班
縮尺 : 1/20,000

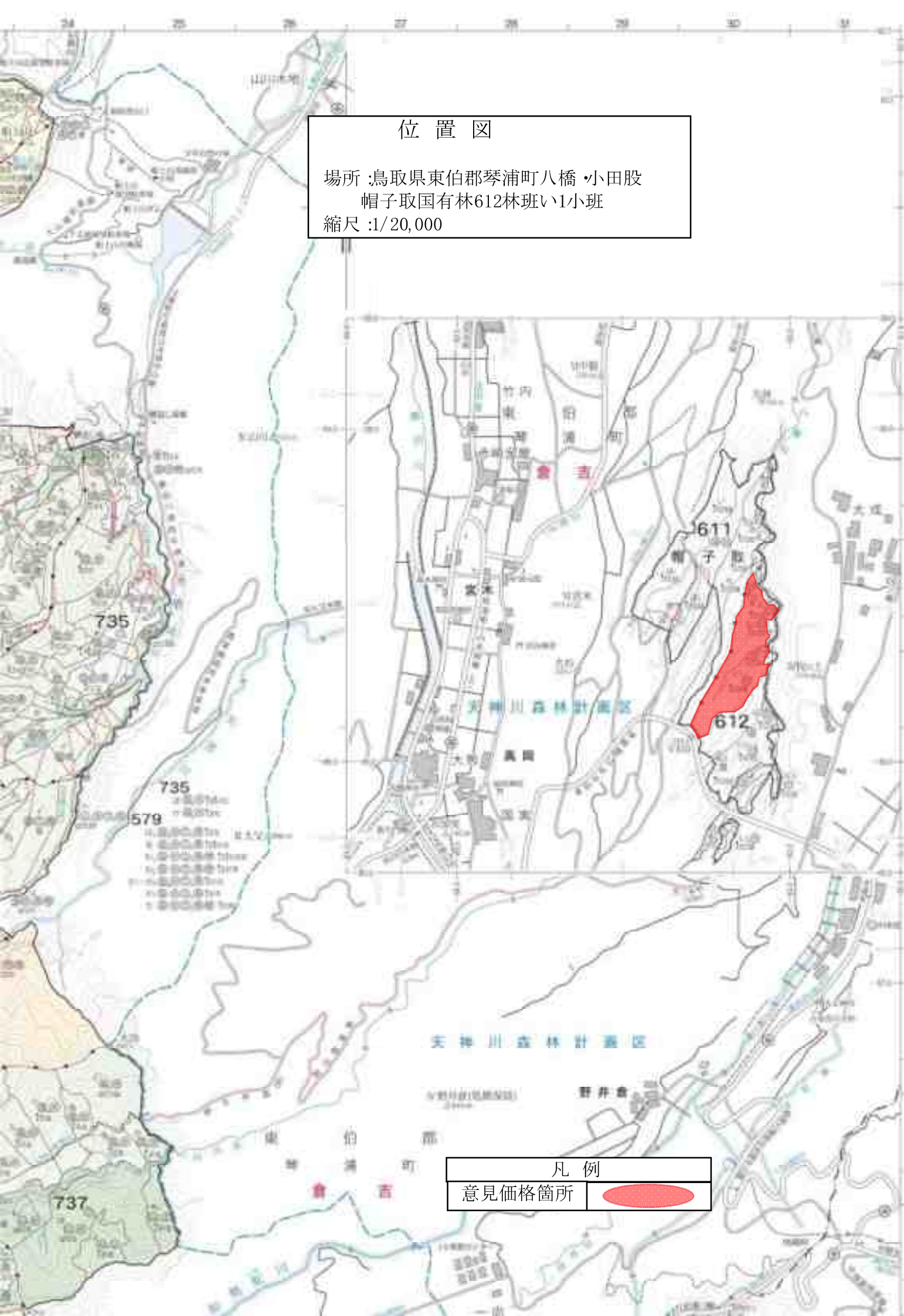
凡 例

意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県東伯郡琴浦町八橋・小田股
帽子取国有林612林班い1小班
縮尺 : 1/20,000



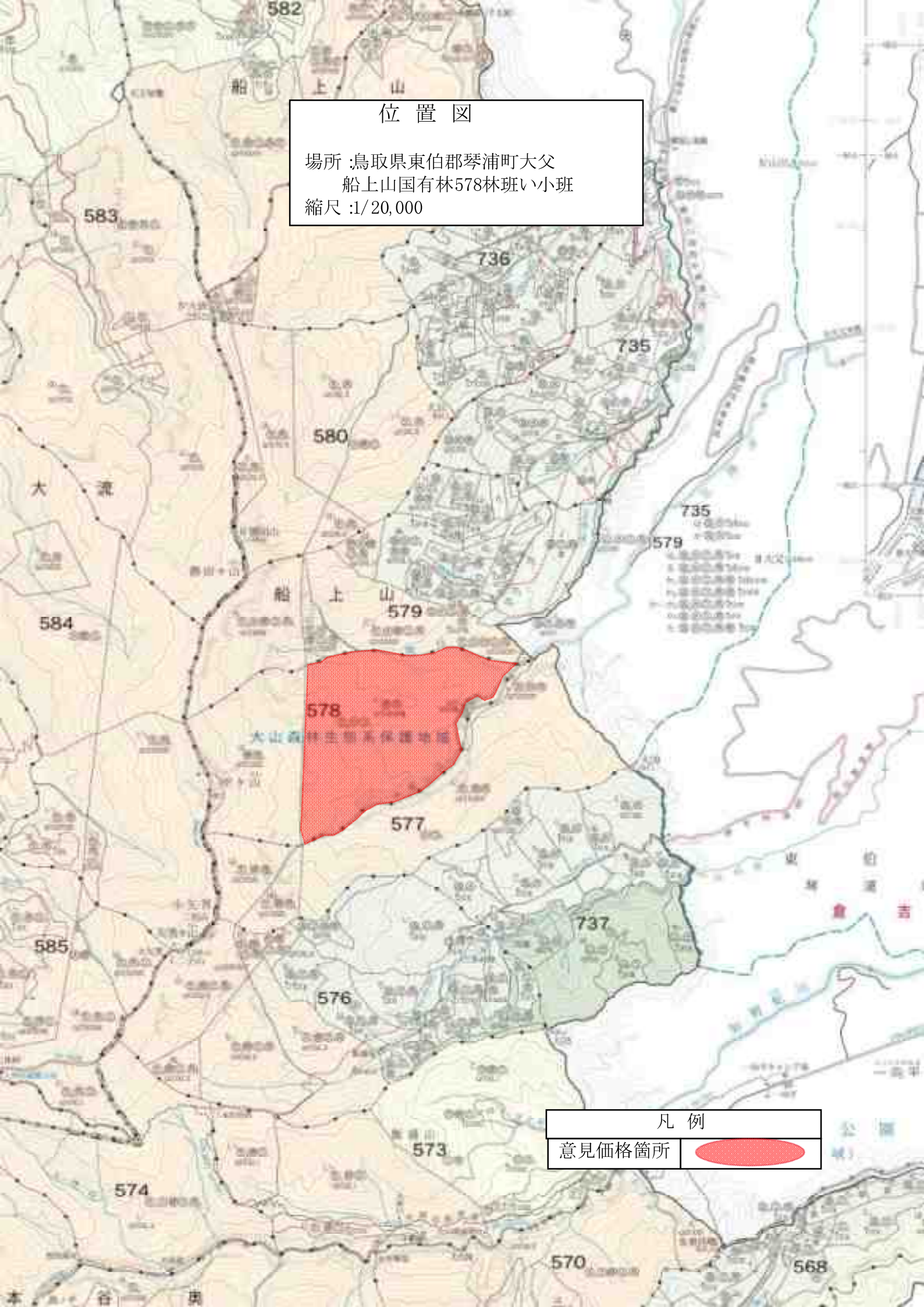
凡例

意見価格箇所



位置図

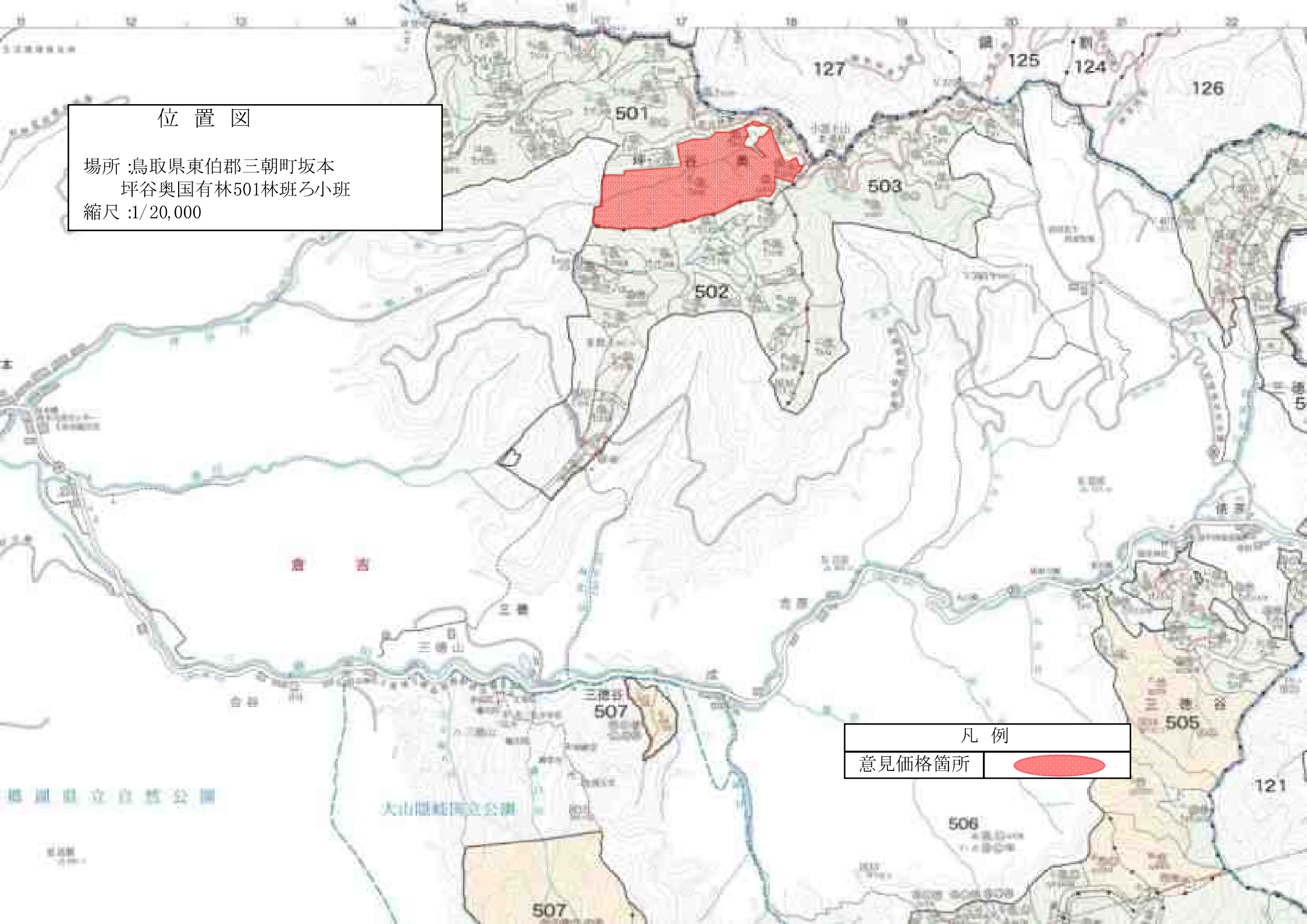
場所 :鳥取県東伯郡琴浦町大父
船上山国有林578林班い小班
縮尺 :1/20,000



位置図

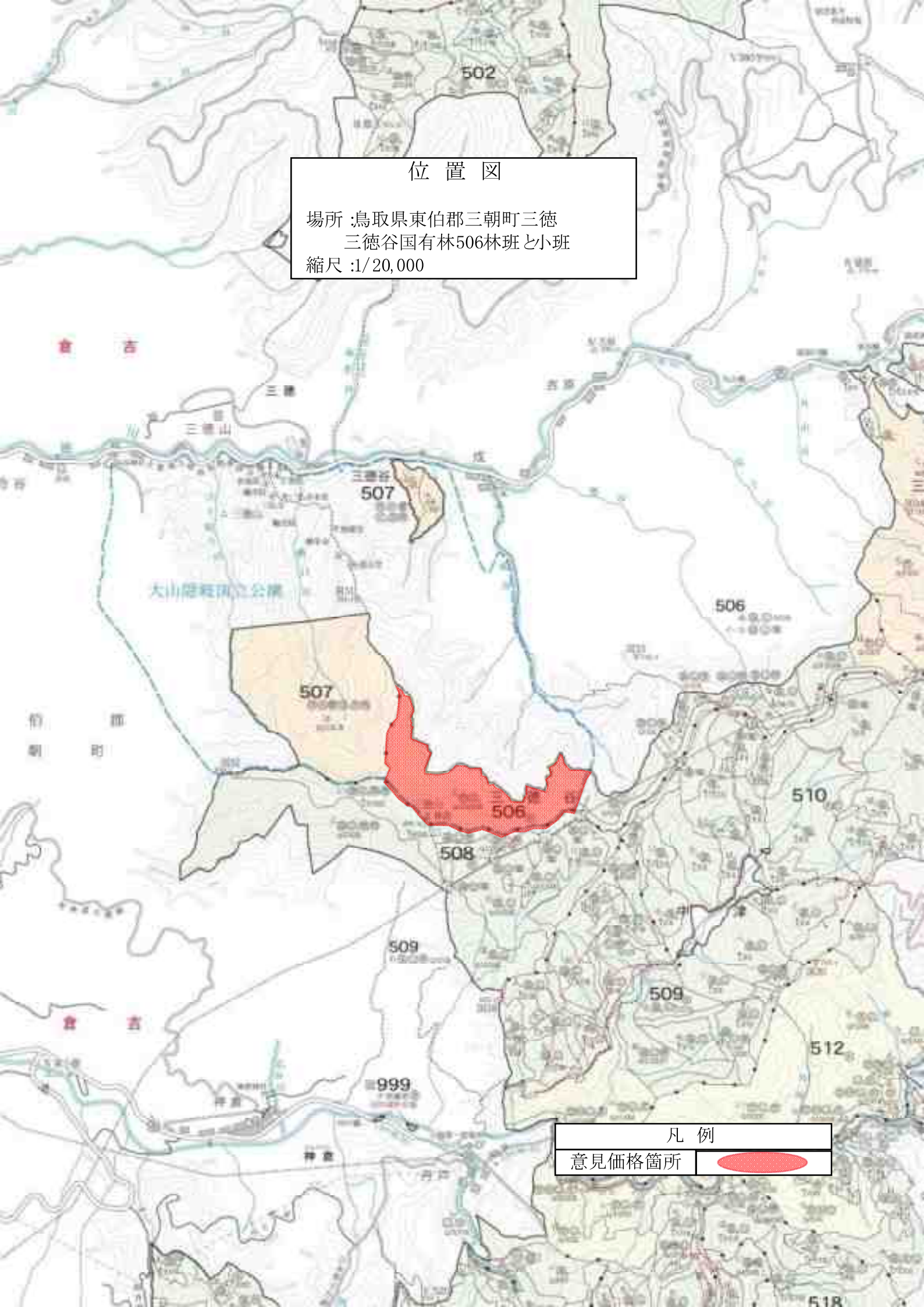
場所 : 鳥取県東伯郡三朝町坂本
坪谷奥国有林501林班ろ小班
縮尺 : 1/20,000

凡 例	
意見価格箇所	



位置図

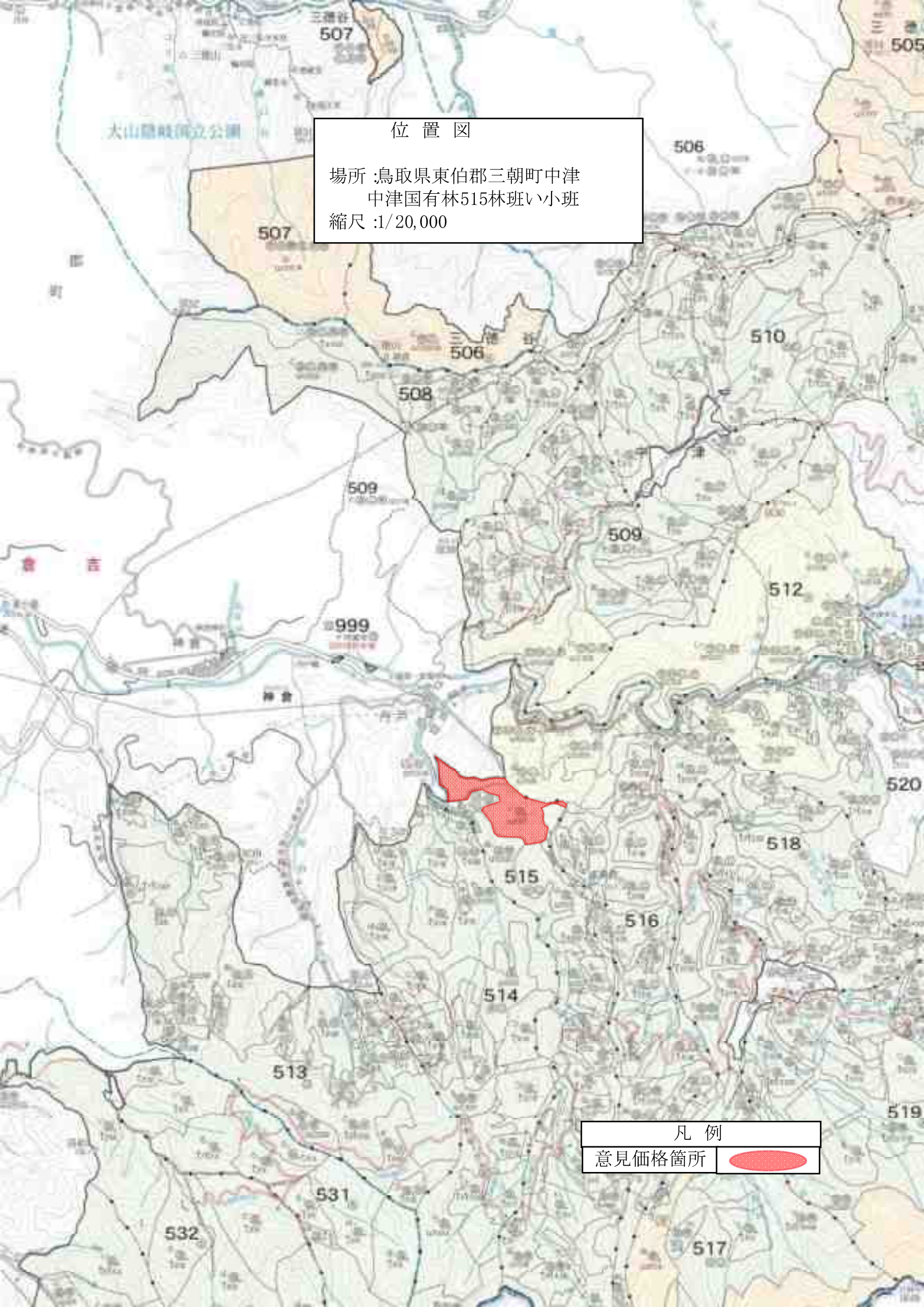
場所 :鳥取県東伯郡三朝町三徳
三徳谷国有林506林班と小班
縮尺 :1/20,000



凡例

意見価格箇所





位 置 図

場所 :鳥取県東伯郡三朝町中津
中津国有林515林班い小班
縮尺 :1/20,000

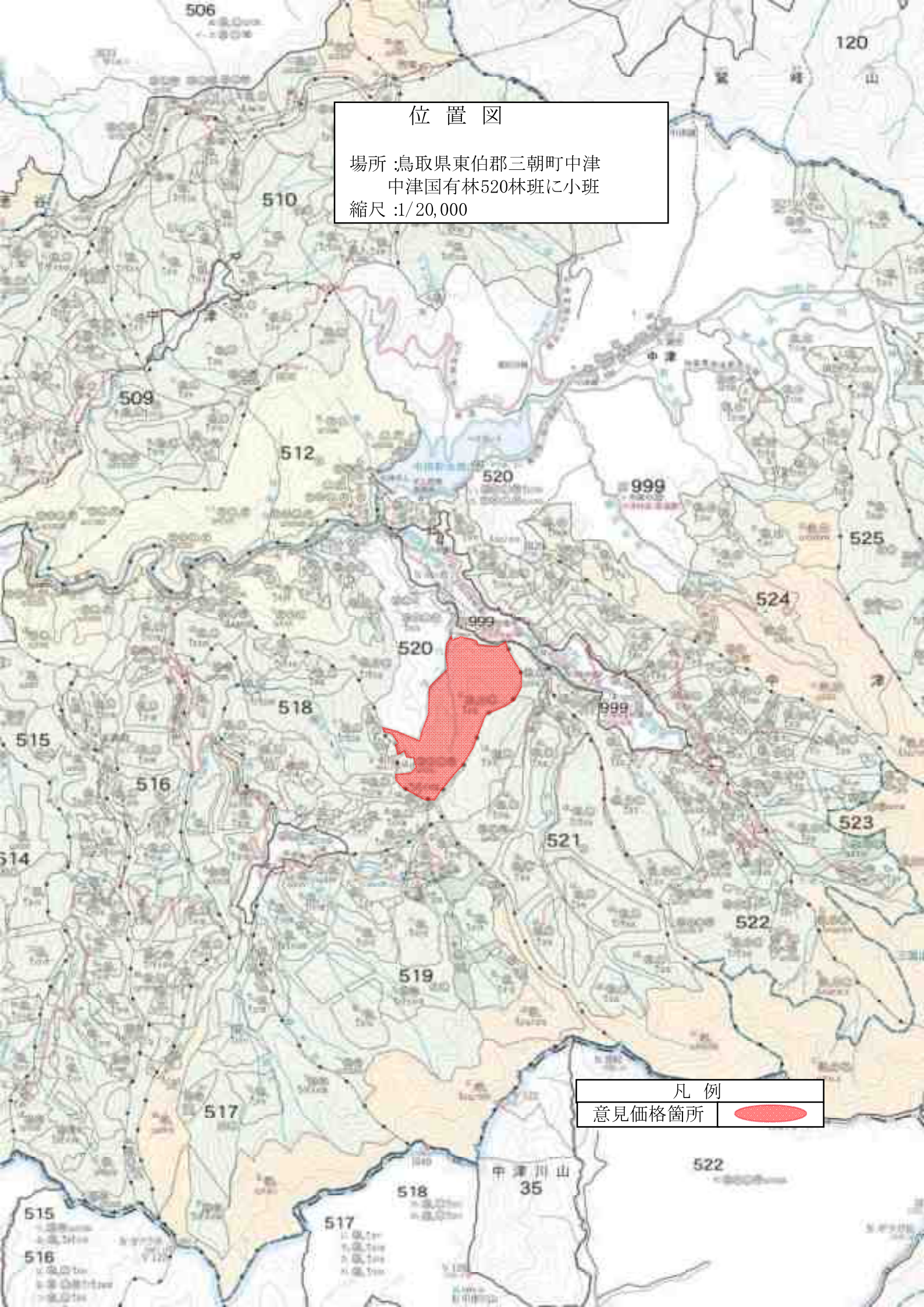
凡 例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県東伯郡三朝町中津
中津国有林520林班に小班
縮尺 :1/20,000



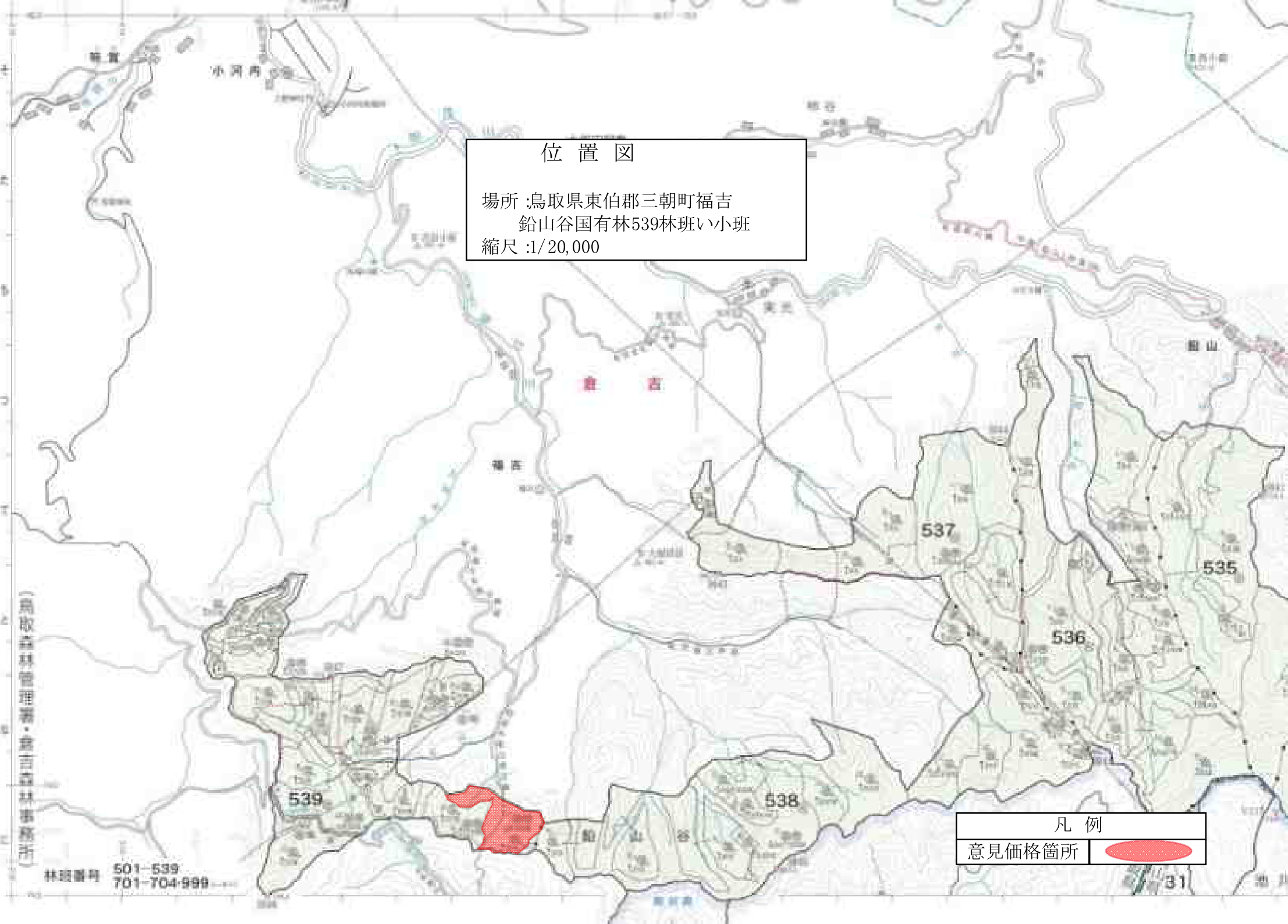
凡 例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県東伯郡三朝町福吉
鉛山谷国有林539林班い小班
縮尺 :1/20,000



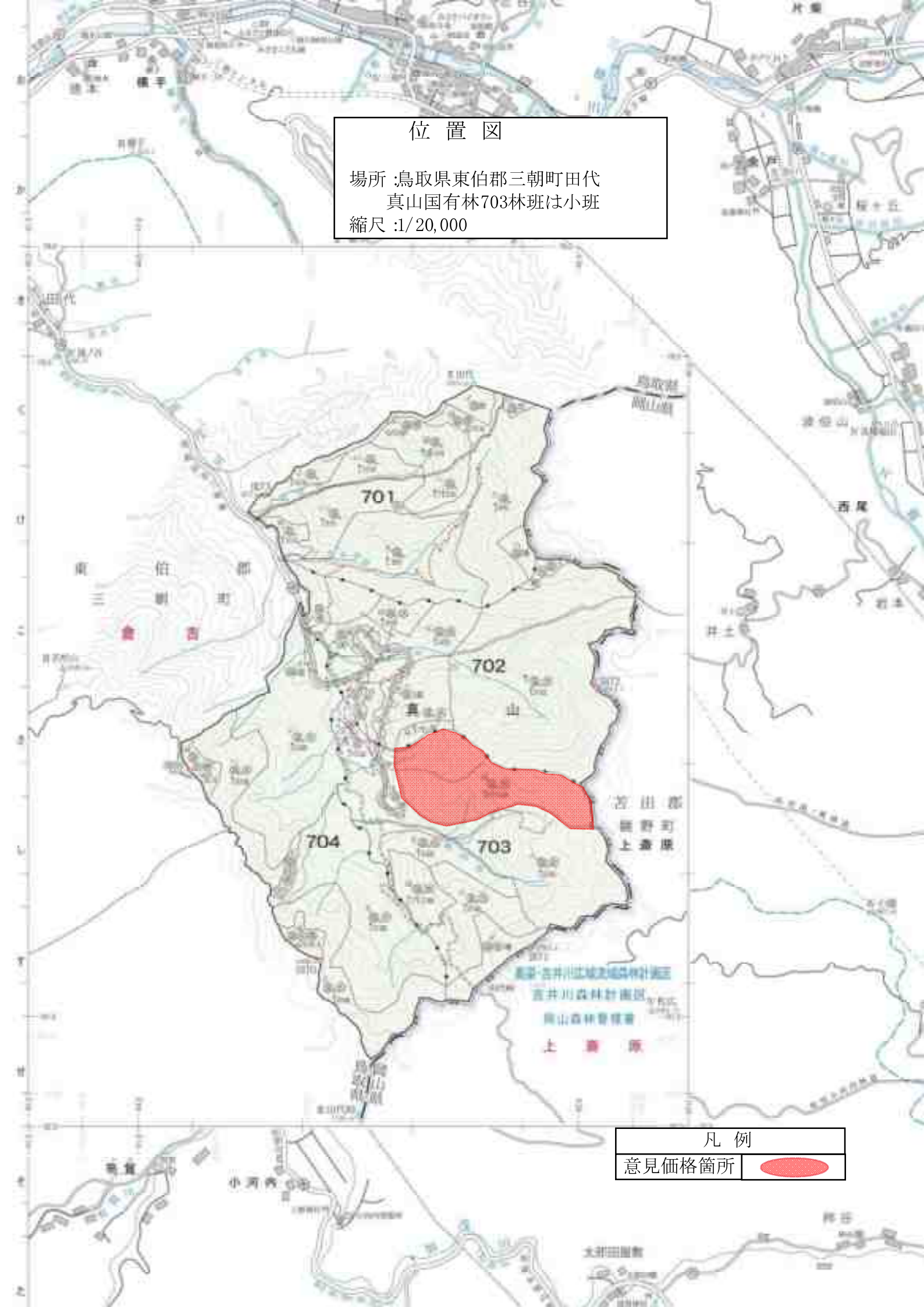
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県東伯郡三朝町田代
真山国有林703林班は小班
縮尺 :1/20,000



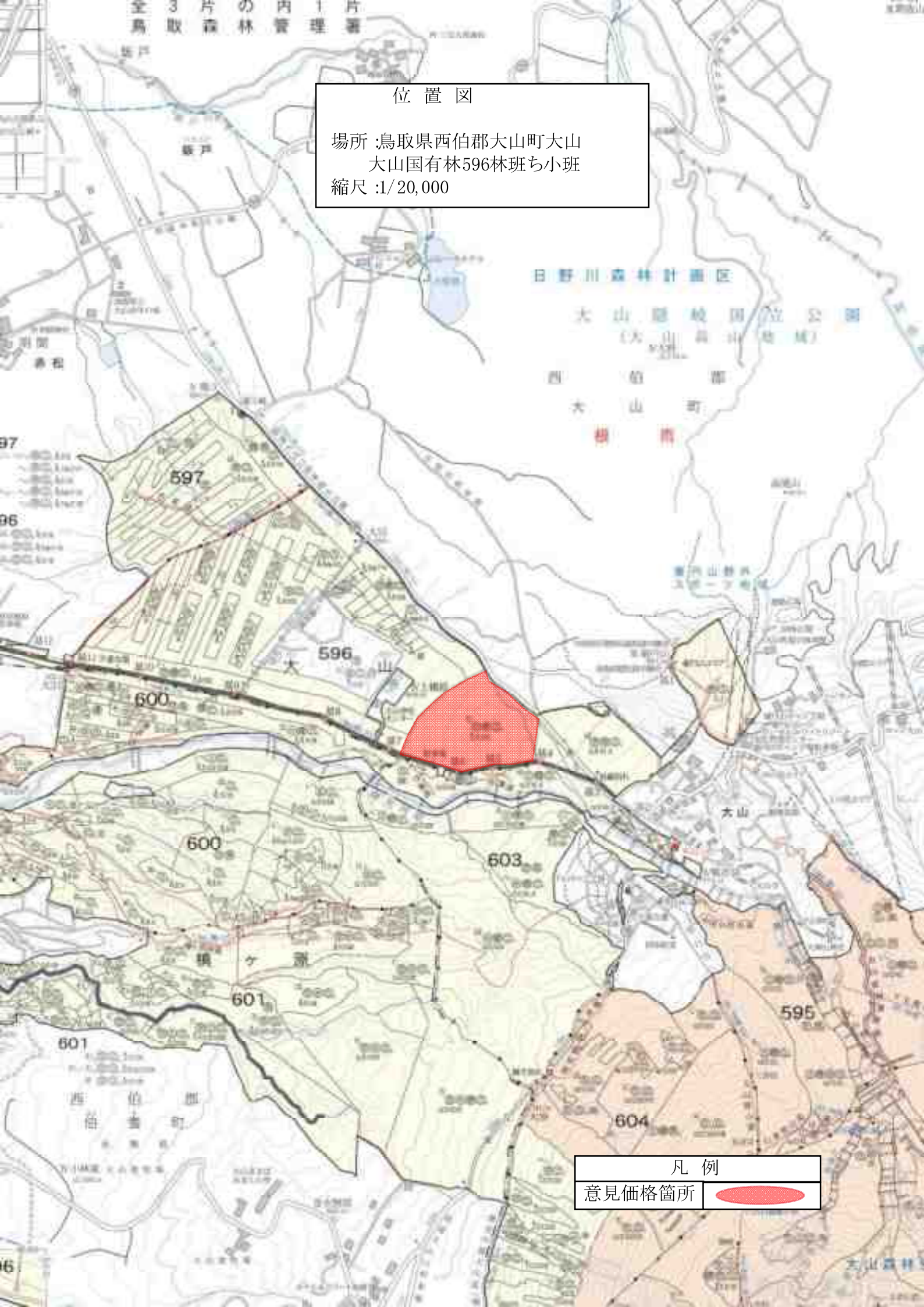
凡例

意見価格箇所



位 置 図

場所 :鳥取県西伯郡大山町大山
大山国有林596林班ち小班
縮尺 :1/20,000



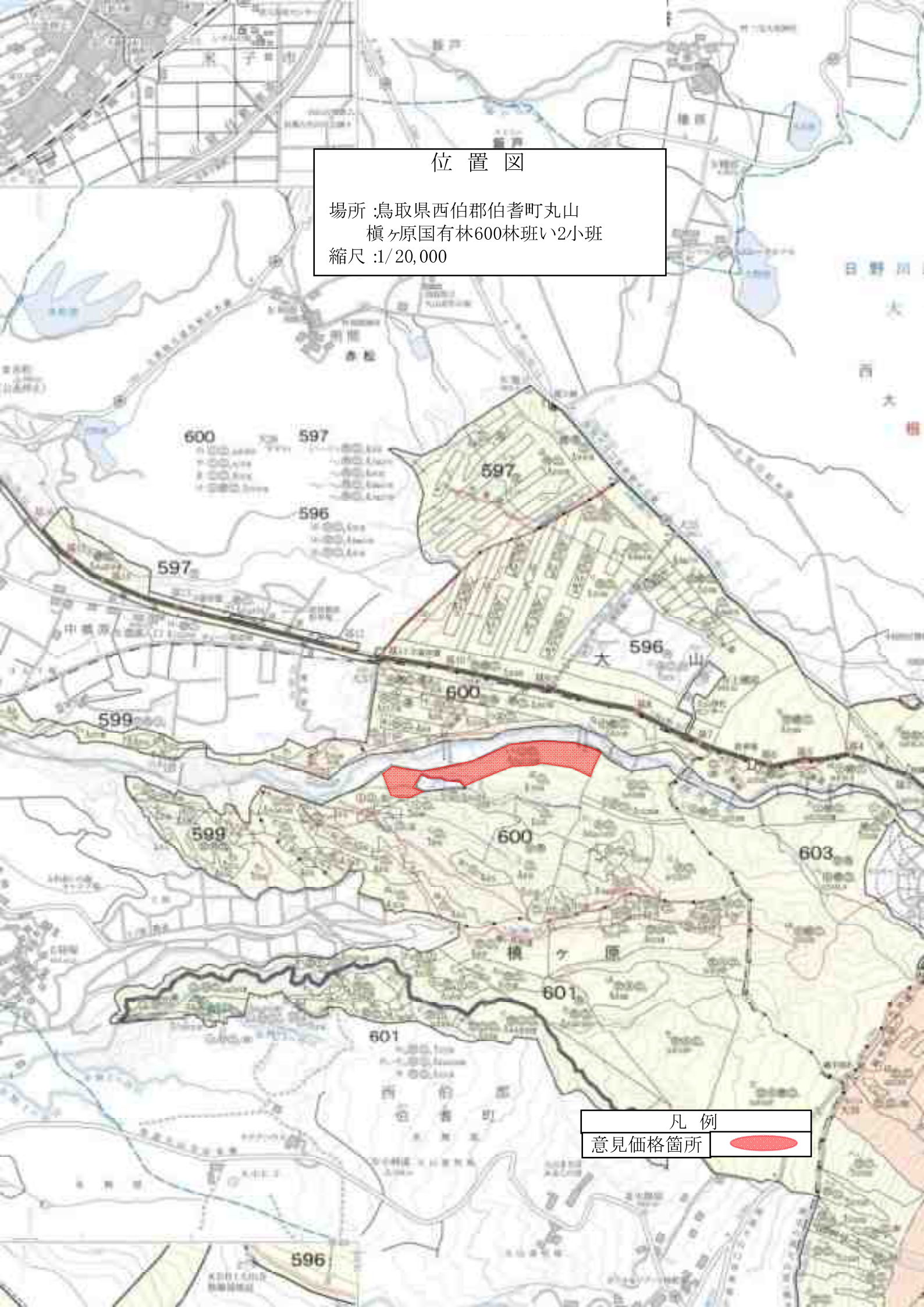
凡 例

意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県西伯郡伯耆町丸山
楨ヶ原国有林600林班い2小班
縮尺 : 1/20,000



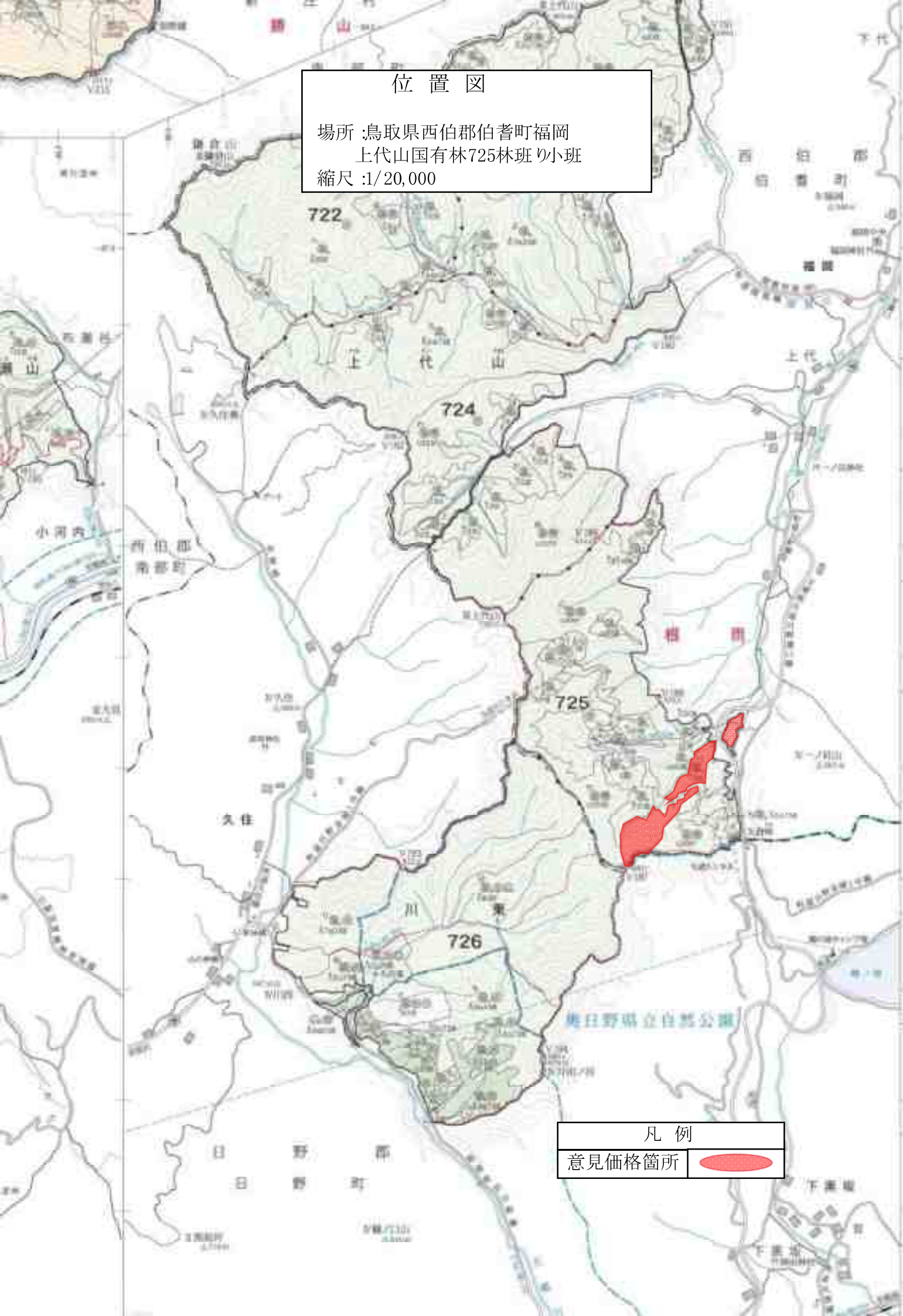
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県西伯郡伯耆町福岡
上代山国有林725林班り小班
縮尺 :1/20,000



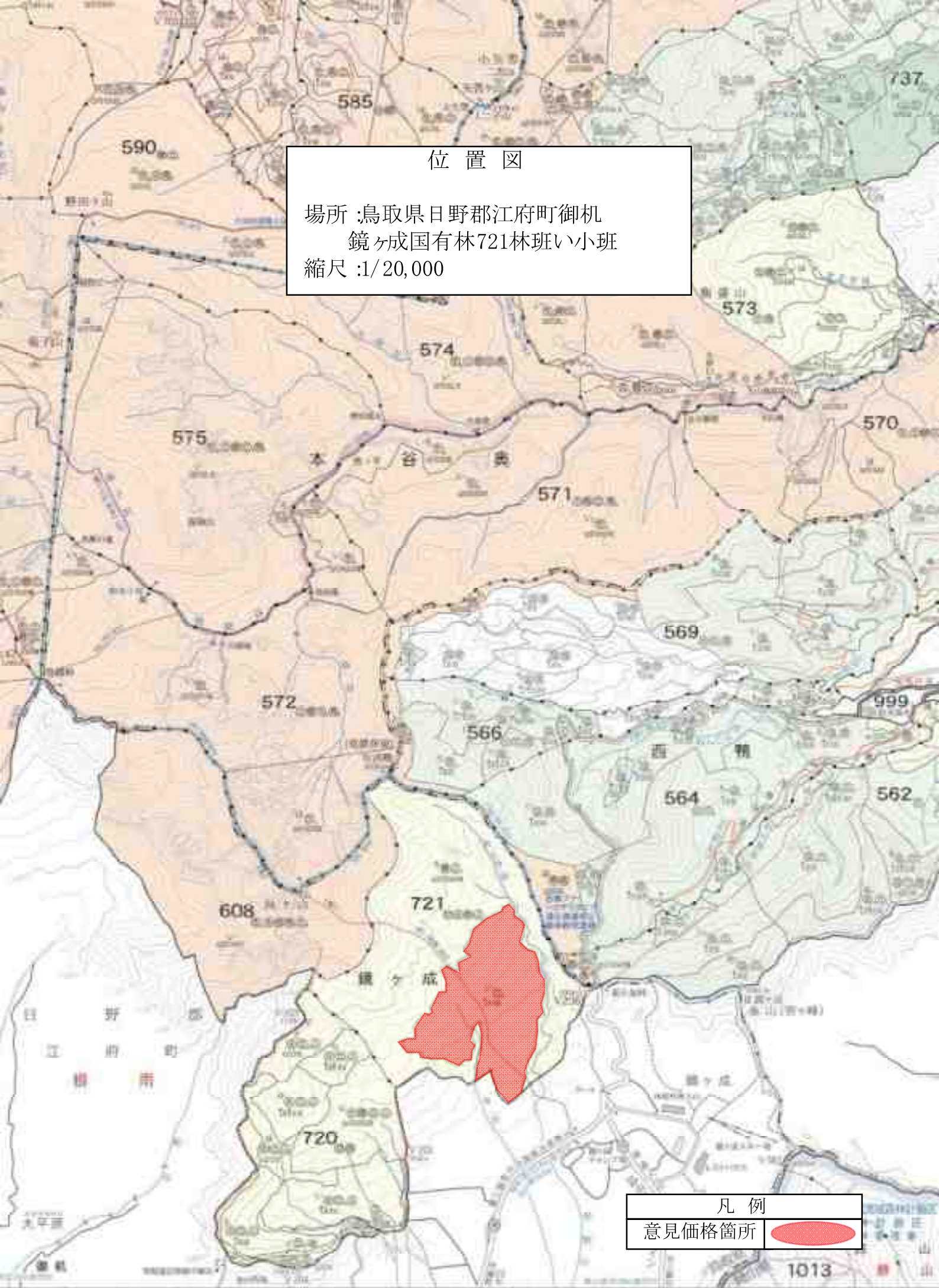
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県日野郡江府町御机
鏡ヶ成国有林721林班い小班
縮尺 : 1/20,000



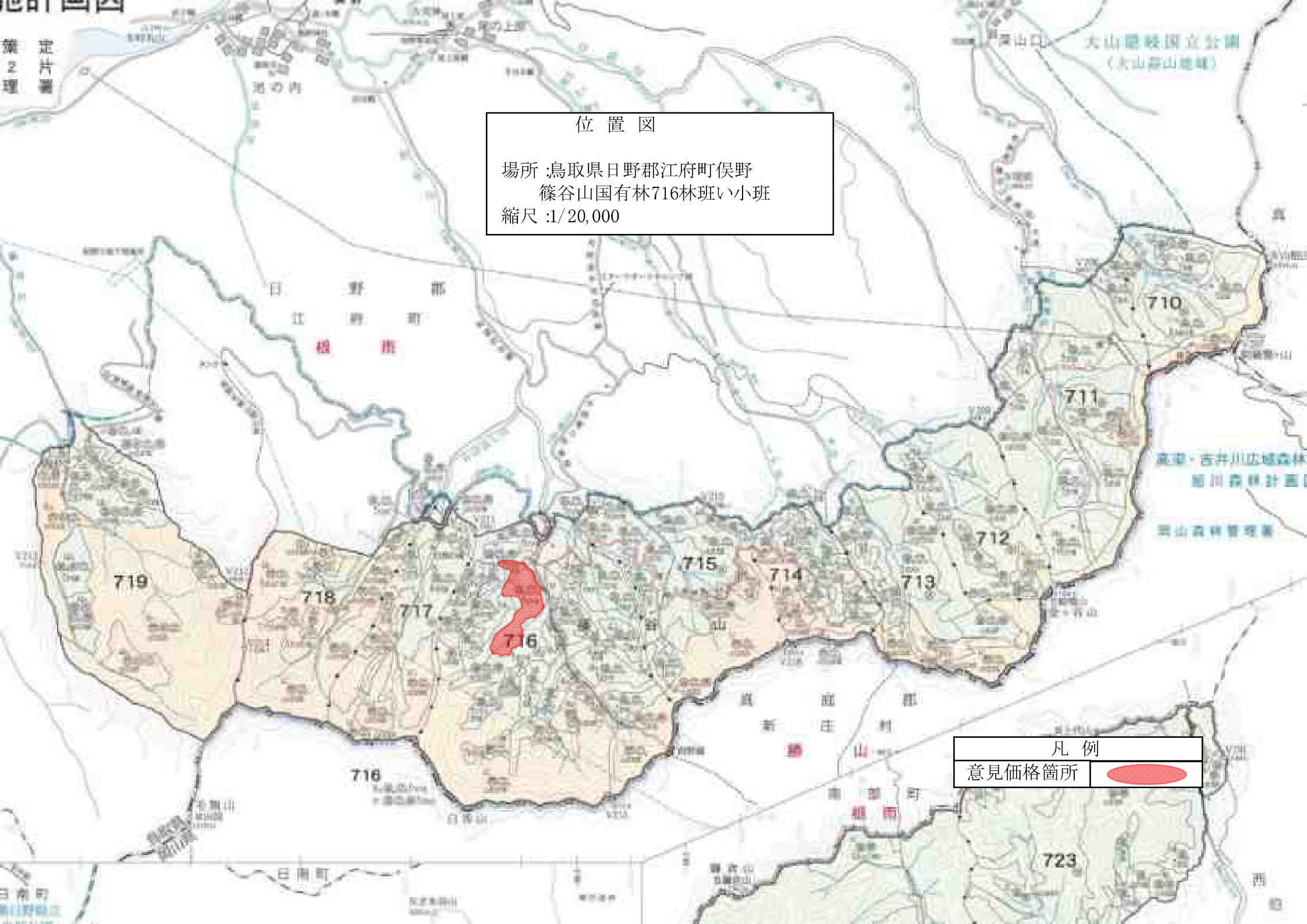
凡例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県日野郡江府町俣野
篠谷山国有林716林班い小班
縮尺 :1/20,000



凡 例

意見価格箇所

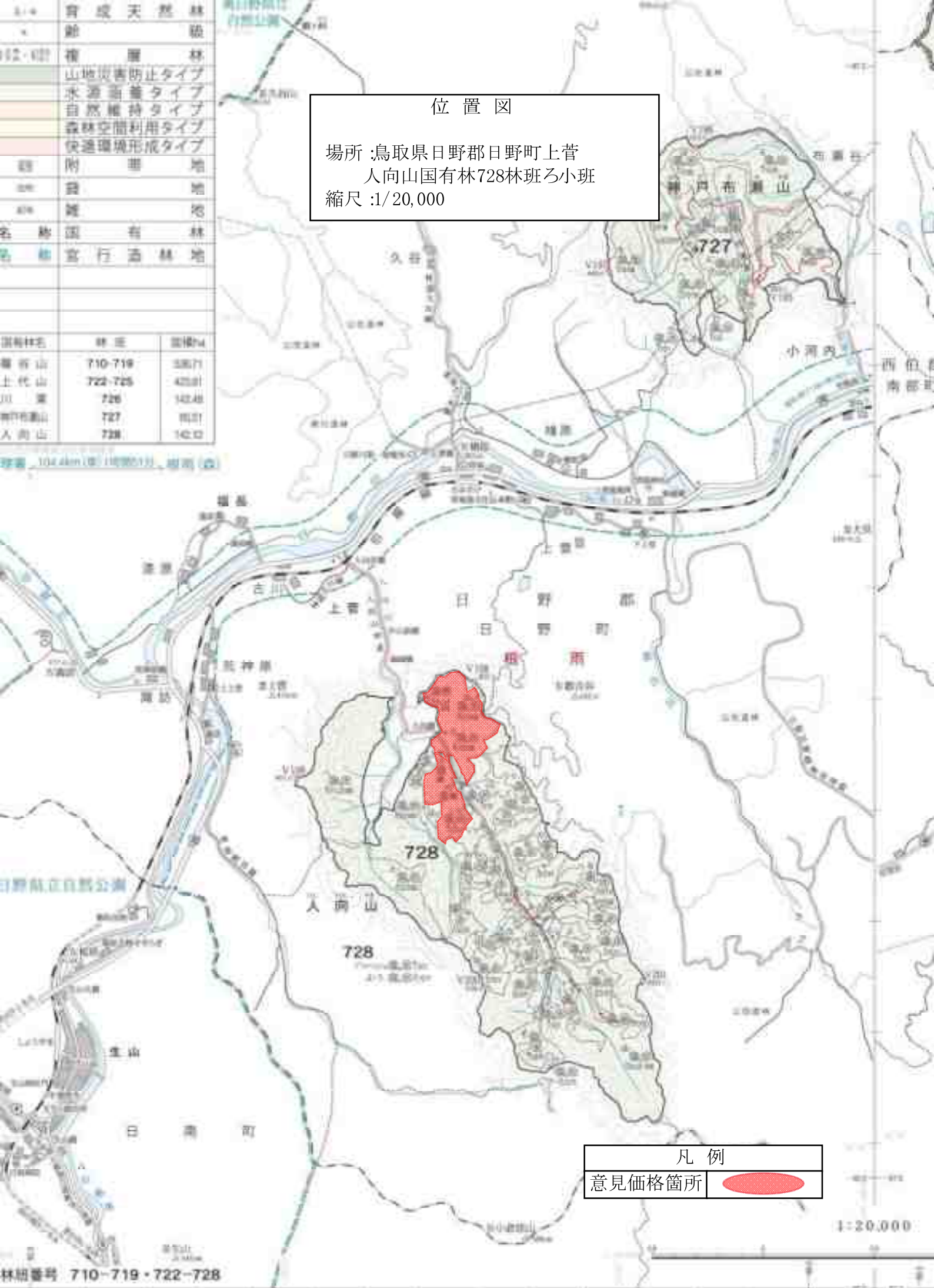


主 要	育 成 天 然 林	
※	雑 種 樹	
12・01	複 層 林	
	山地災害防止タイプ	
	水源涵養タイプ	
	自然維持タイプ	
	森林空間利用タイプ	
	快速環境形成タイプ	
種	附 帯 地	
地	雑 地	
地	雑 地	
名 称	国 有 林	
名 称	官 行 道 林 地	
国 有 林 名	林 区	面積(ha)
備 前 山	710-719	3,867.1
土 代 山	722-725	4,058.1
川 原	726	142.48
神 戸 山	727	1,001.1
人 向 山	728	1,423.2

縮尺 104.4km (1:100,000) 縮尺 (1:20,000)

位 置 図

場所 :鳥取県日野郡日野町上菅
人向山国有林728林班ろ小班
縮尺 :1/20,000

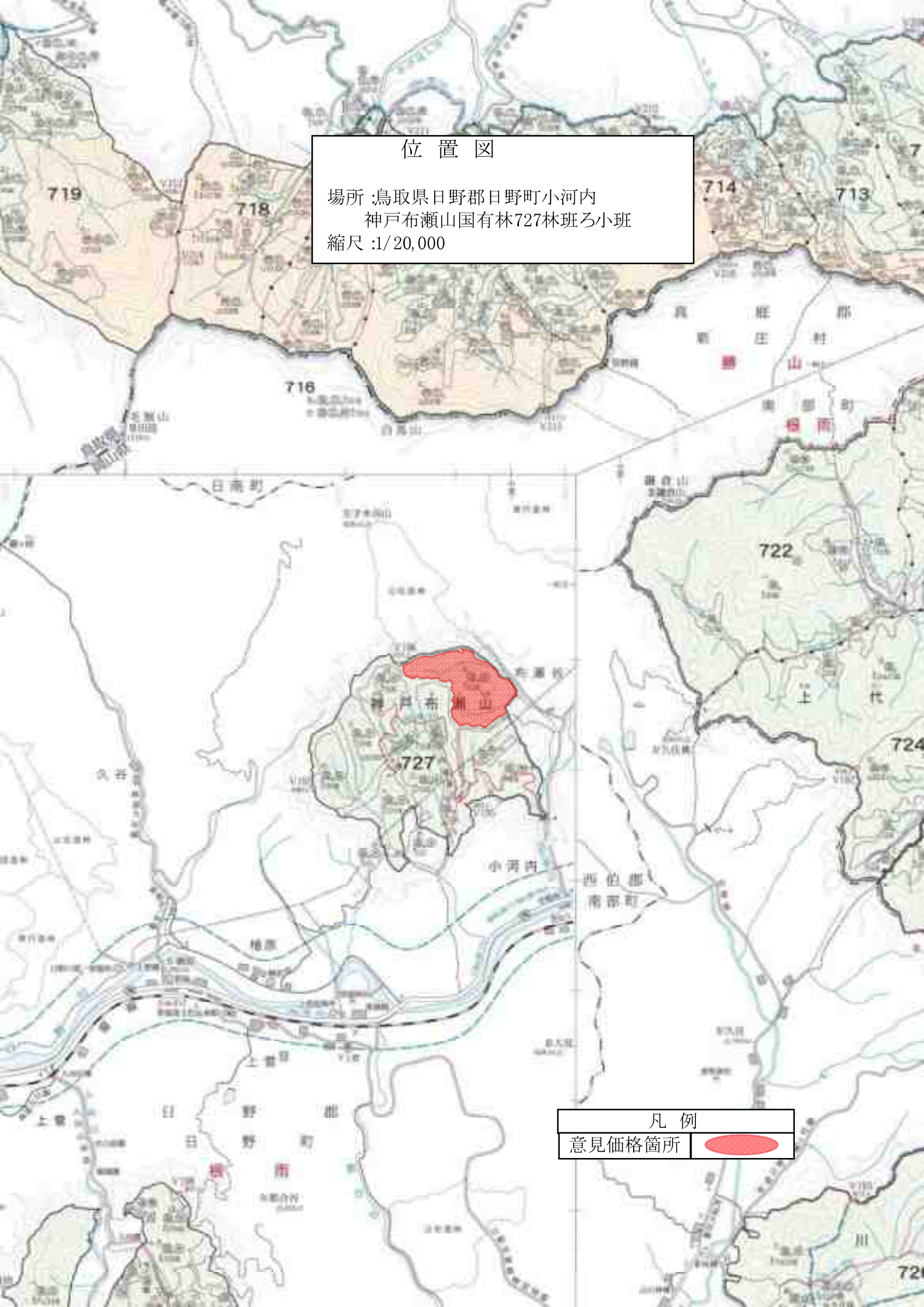


凡 例
意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県日野郡日野町小河内
神戸布瀬山国有林727林班ろ小班
縮尺 : 1/20,000



凡例

意見価格箇所



位 置 図

場所 :鳥取県日野郡日南町下阿毘縁
 砺波山国有林730林班い小班
 縮尺 :1/20,000

砺波山国有林730林班い小班

位置図

場所 : 鳥取県日野郡日南町下阿毘縁
 砺波山国有林730林班い小班
 縮尺 : 1/20,000

凡 例

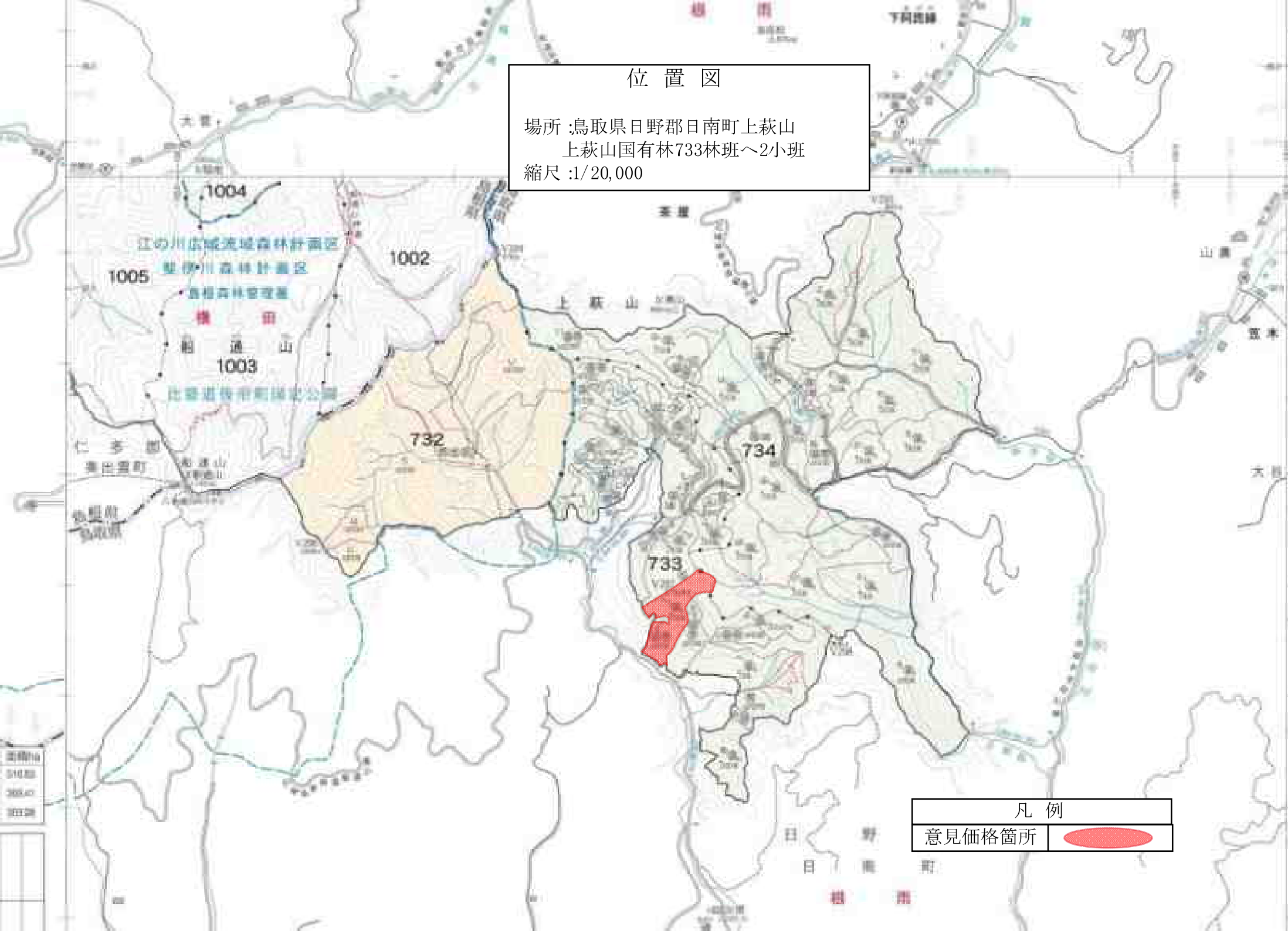
意見価格箇所 (Red oval)

意見価格箇所



位置図

場所 : 鳥取県日野郡日南町上萩山
上萩山国有林733林班へ2小班
縮尺 : 1/20,000



凡例

意見価格箇所



位置図

場所 :鳥取県東伯郡北栄町国坂
 汐川前国有林613林班い小班
縮尺 :1/20,000



凡例

意見価格箇所



場所：広島県三次市布野町下布野
宇遠木山国有林33林班と小班
広島県三次市日下町
鳴瀬山国有林35林班～小班

江の川広域流域

江の川上流森
国有林野施業実施計画図

令和元年度策定
全10片の内5片
店島北部森林管理署

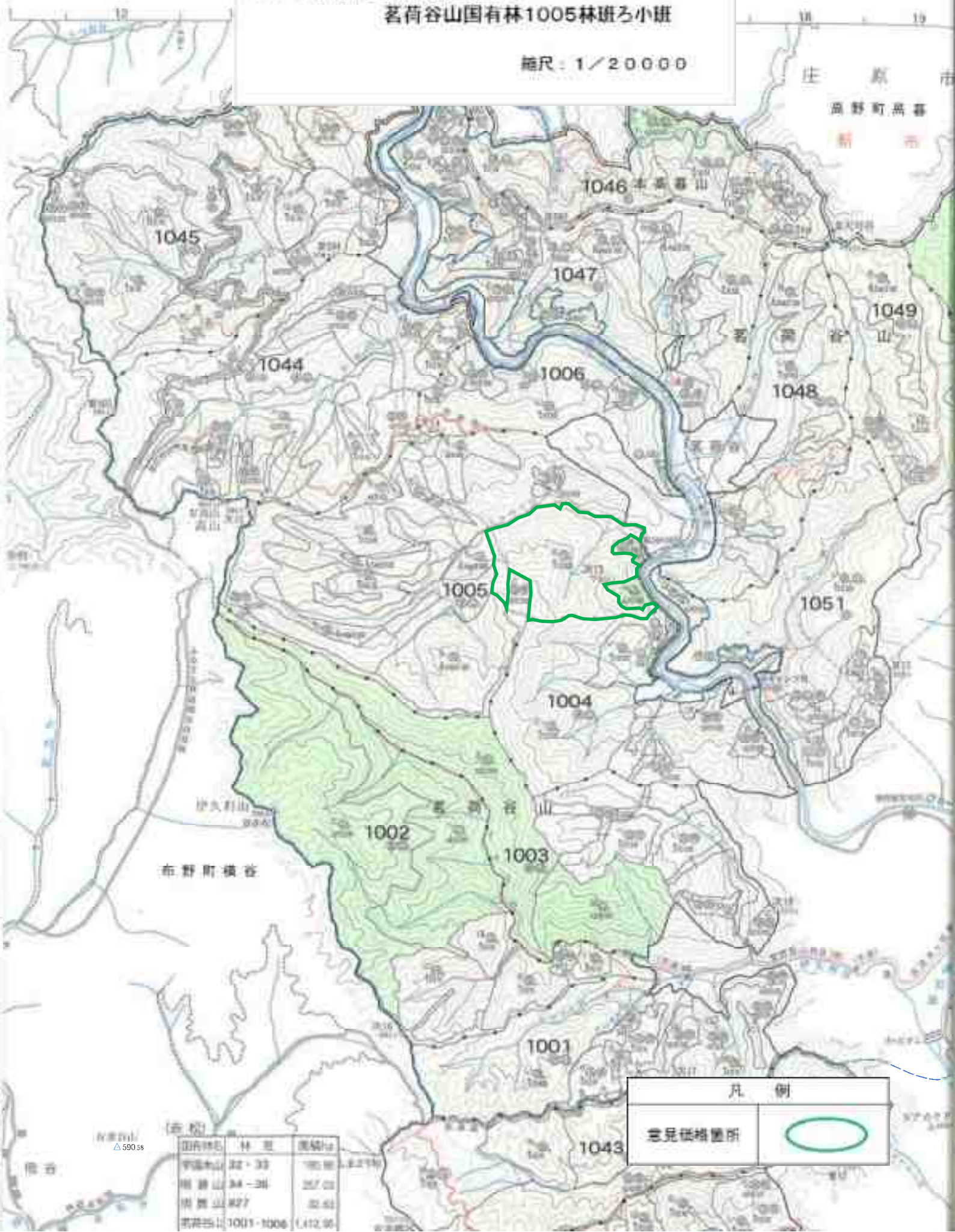


位置図

場所：広島県三次市君田町横田

茗荷谷山国有林1005林班ろ小班

縮尺：1/20000



布野間横谷

国有林名	林 型	面積ha
平田山	22・33	180.88
南 山	34・36	257.02
南 山	377	32.62
茗荷谷山	1001-1006	1,412.95

凡 例	
意見提供箇所	

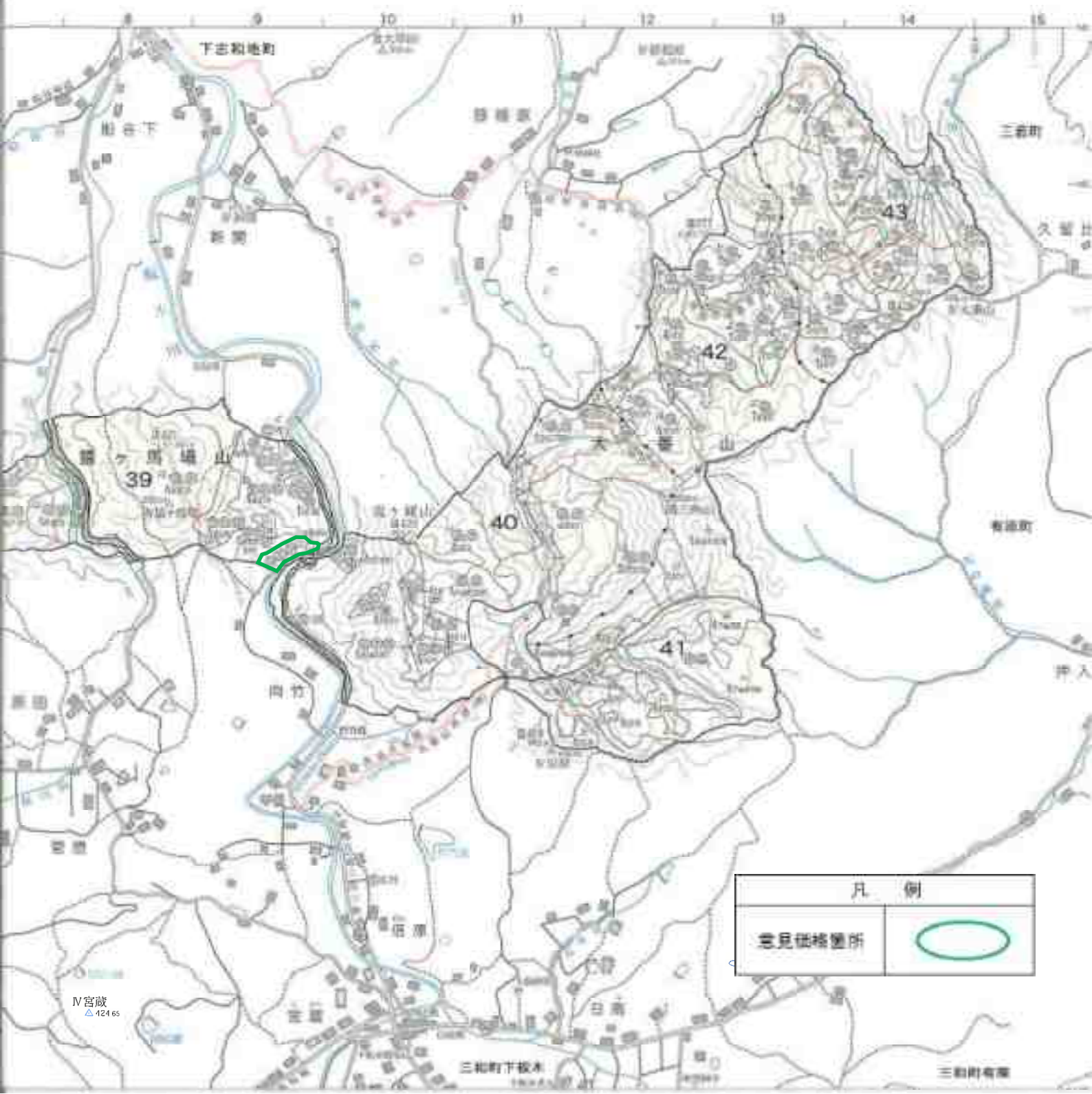
位置図

場所：広島県三次市三和町福田
猿ヶ馬場山国有林39林班に2小班

縮尺：1/20000

猿ヶ馬場山国有林39林班に2小班

縮尺: 1/20000



346 33

III三本

三、电势的测定

三光



行政

V

4

2

1



位置図

場所：広島県三次市吉舎町上安田
明賀山国有林827林班ろ1小班

縮尺：1/20000



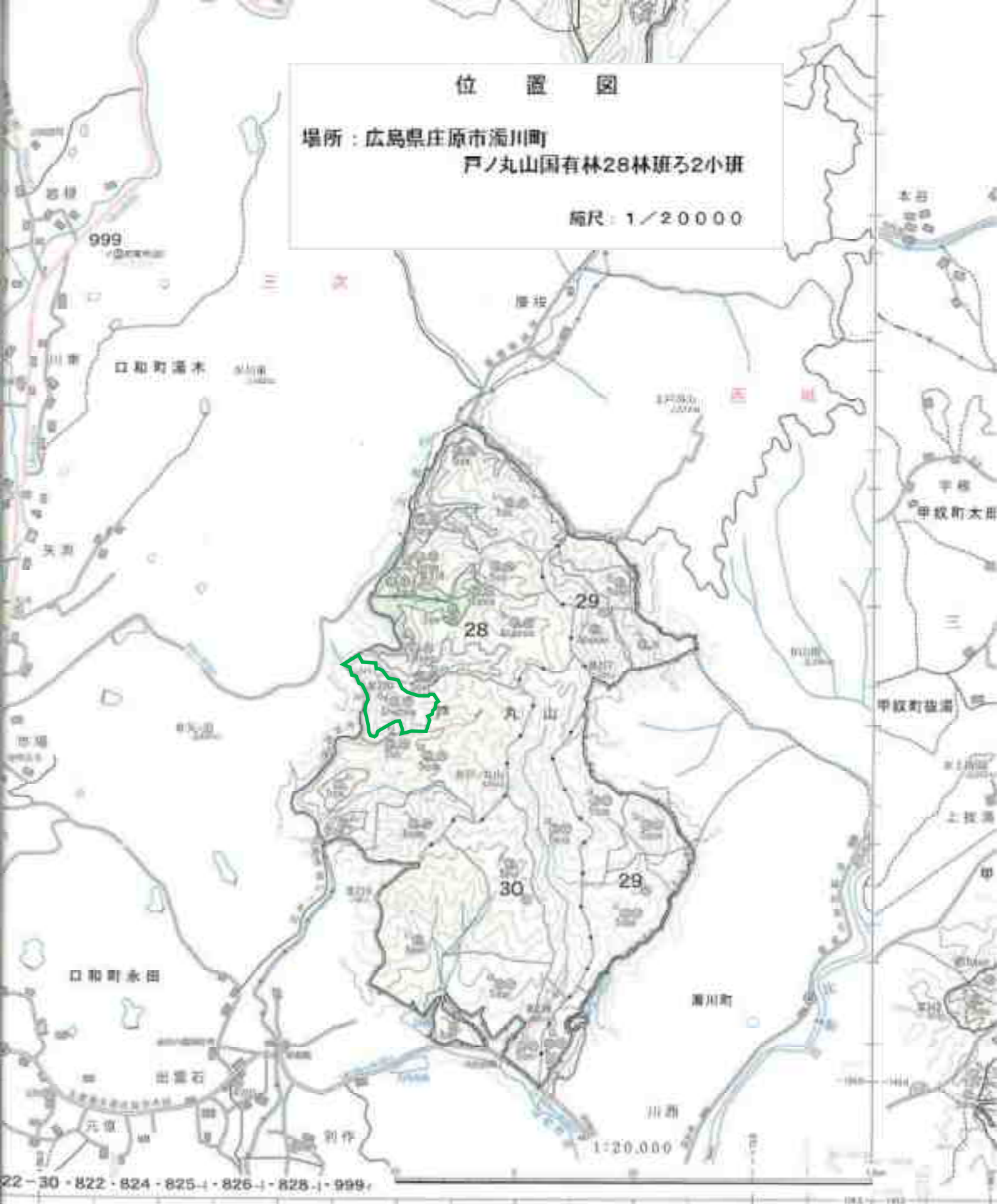
凡 例	
意見提供箇所	

位置図

場所：広島県庄原市湯川町

戸ノ丸山国有林28林班ろ2小班

縮尺：1/20000

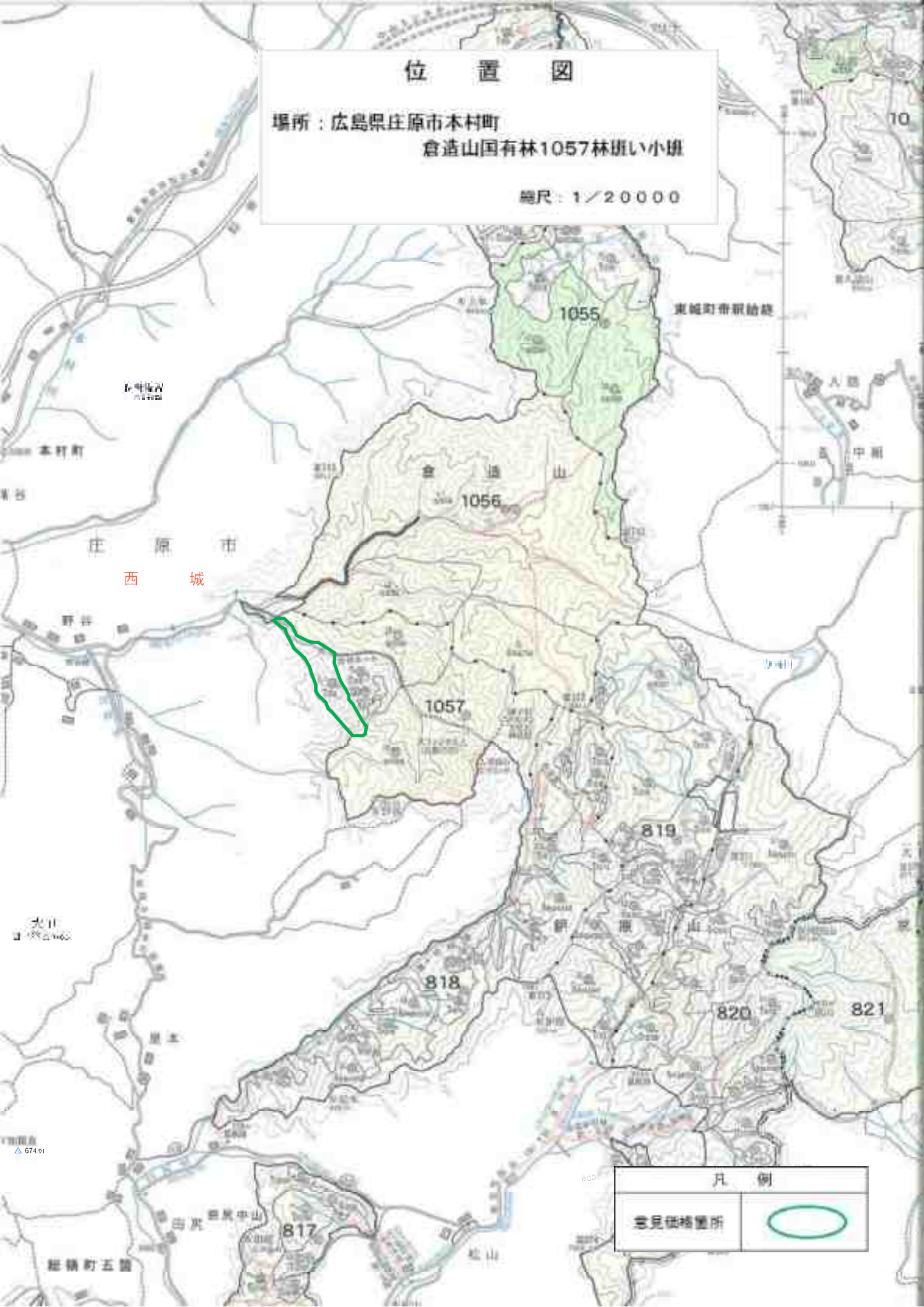


凡 例	
意見価格箇所	

位置図

場所：広島県庄原市本村町
倉造山国有林1057林班い小班

縮尺：1/20000



位置図

場所：広島県庄原市西城町油木
七ヶ所山国有林 8 林班へ小班

縮尺：1/20000

国有林野施業実施計画図

令和元年度策定
全 10 片の内 1 片
広島北部森林管理署



位置図

場所：広島県庄原市比和町比和
比和奥山国有林13林班は小班

縮尺：1/20000

画区
計画図

定片要

馬木

比和町森飯

庄原市

新市

比和町比和

比和谷

13

11

12

(野良谷)

比和町比和

播田上

比和町三河内

井西谷

比和町比和

石寺津

熊子屋

比和谷

比和町木屋原

山崎

比和町比和

意見低橋箇所

凡例



場所：広島県庄原市比和町古墳
甲野村山国有林15林班ほ小班

場所：広島県庄原市比和町古墳
甲野村山国有林15林班ほ小班

縮尺：1/20000

Topographic map of the area around Aso no Mori (Asahi no Mori) in Hiroshima Prefecture. The map shows forest management units (林班) numbered 14 through 21. A specific area, unit 15, is highlighted with a green outline. The map includes contour lines, rivers, and various place names. A scale bar indicates 1/20000. A legend in the bottom right corner shows a green outline representing the '意見提供箇所' (Area for providing opinions).

凡例

意見提供箇所

专利号 11-21·1010-1018

凡例

意見提議處所

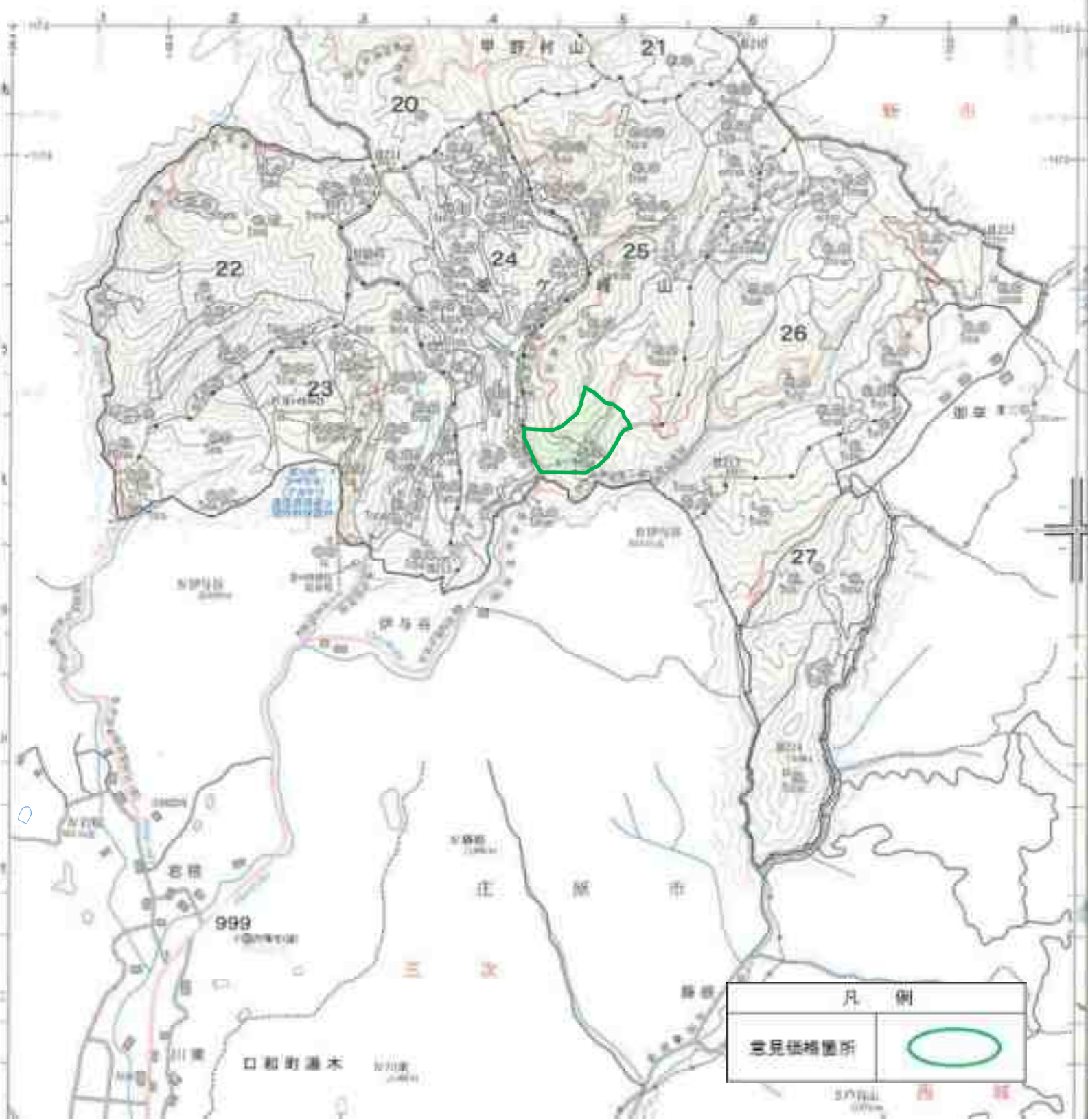


位置図

場所：広島県庄原市口和町湯木

全ヶ峰山国有林25林班は小班

縮尺：1/20000



凡 例	
意見低地箇所	

位置図

場所：広島県庄原市高野町上湯川
依原山国有林1015林班に小班

縮尺：1/20000

江の川広域流域森林計画区

江の川上流森林計画区

国有林野施業実施計画図

令和元年度策定
全10片の内3片
広島北部森林管理署

斐伊川森林計画区
広島森林管理署

仁多郡
東出雲町

上阿井

小萬木

庄原市

高野町上湯川

依

凡例

意見従機箇所



位置図

場所：広島県庄原市高野町高暮
指谷山国有林1025林班に小班

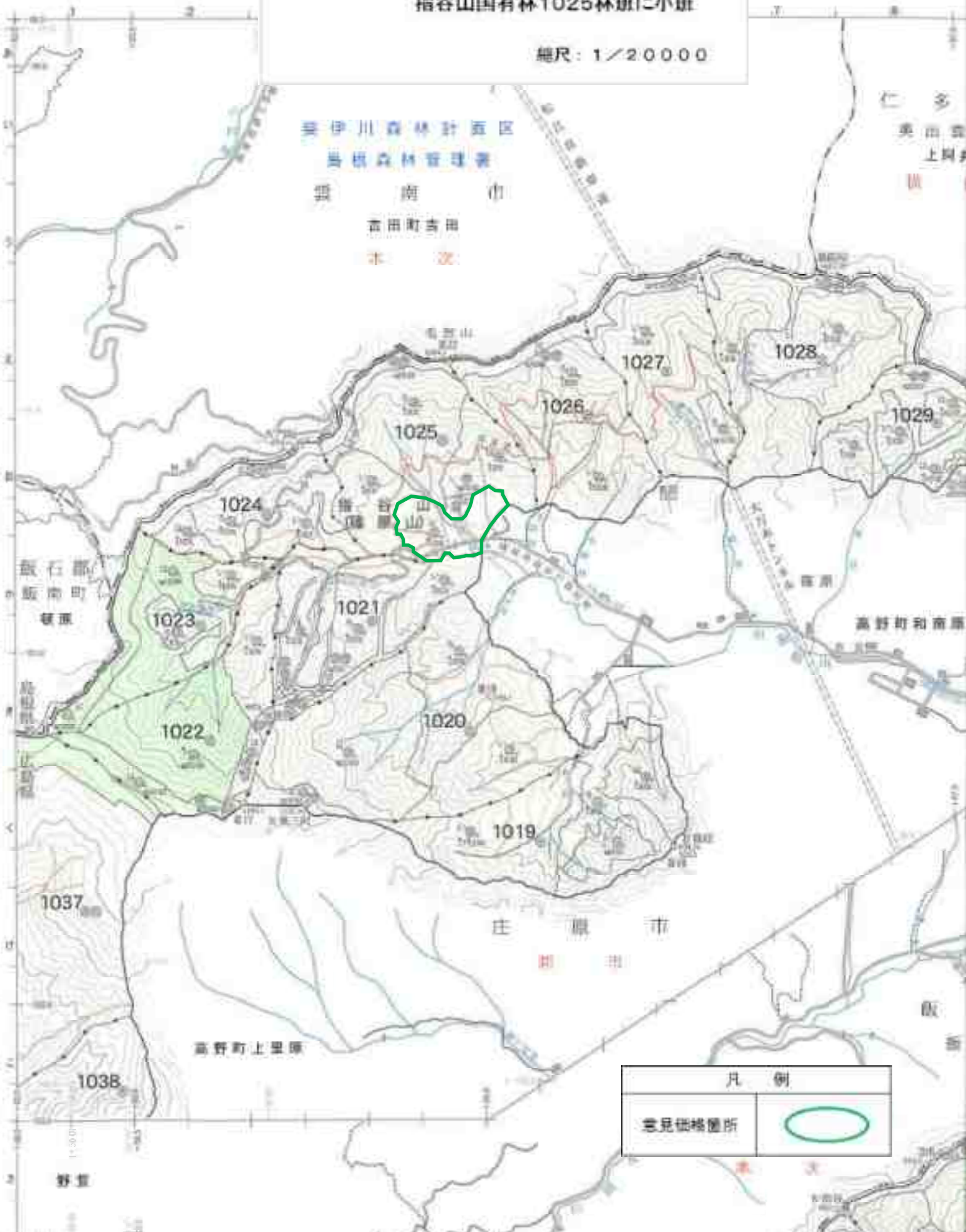
縮尺：1/20000

斐伊川森林計画区
斐伊川森林管理署

庄原市

高野町高暮

本図



凡例

意見提供箇所



位置図

場所：広島県庄原市高野町高暮

本高暮山国有林1046林班ろ小班

縮尺：1/20000



庄原市

西郷

位置図

場所：広島県庄原市総領町五箇

田尻陰地山国有林817林班い3小班

縮尺：1/20000

御神池

天白
△ 67491

天白
△ 67491

総領町五箇

817

15

田尻陰地山
817

7ノ口山
817

五箇
△ 67009

1:20,000

林班番号 1-10・817-820・1054-1057

凡 例

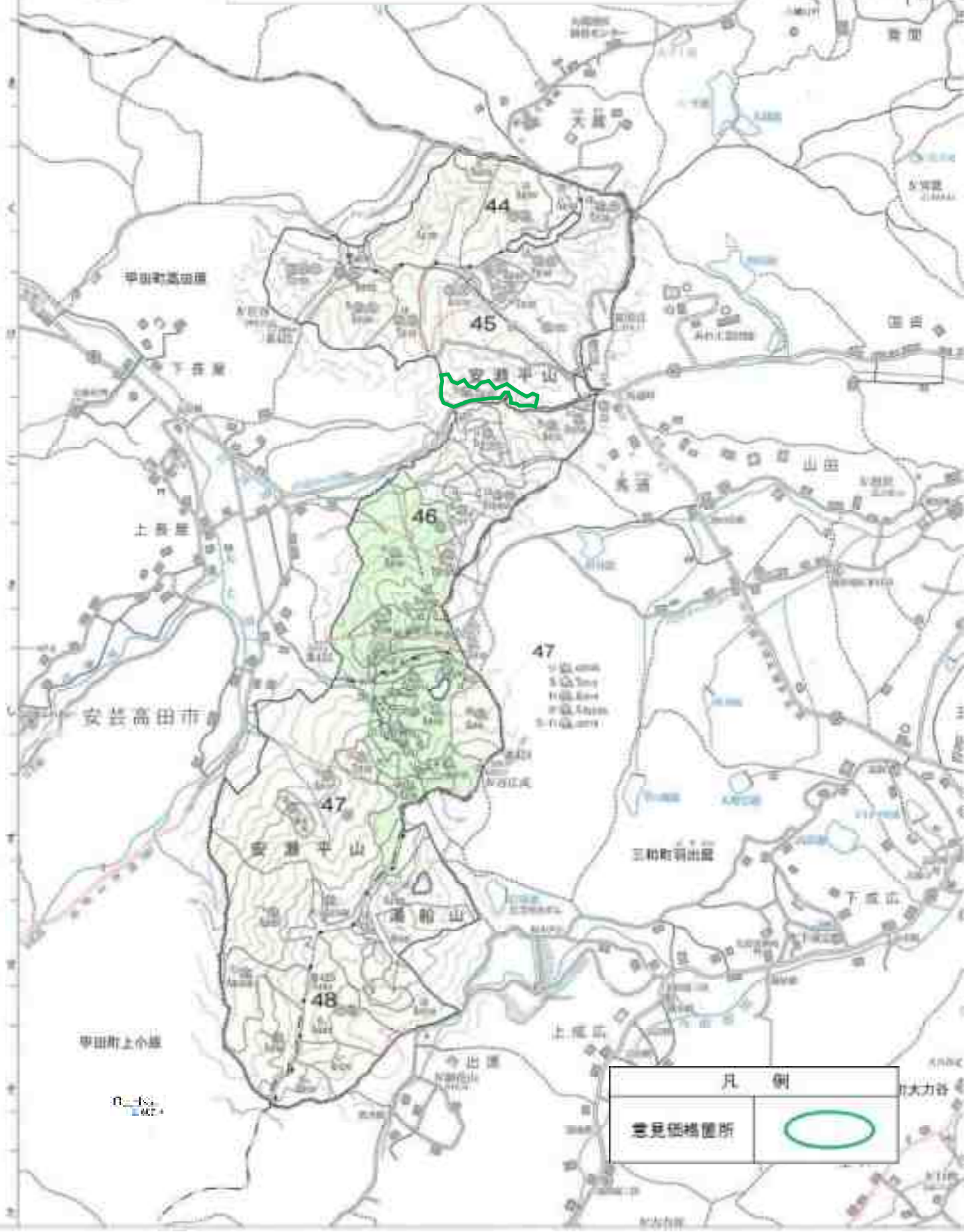
意見徴格箇所



位置図

場所：広島県安芸高田市甲田町高田原
安瀬平山国有林45林班ち小班

縮尺：1/20000



凡 例

意見徴候箇所



位置図

場所：広島県安芸高田市甲田町上小原
高地山国有林54林班ろ小班

縮尺：1/20000



凡 例	
意見提供箇所	

位置図

場所：広島県安芸高田市吉田町吉田
 柿原山国有林65林班へ1小班
 広島県安芸高田市甲田町下小原
 高屋平山国有林66林班ち小班
 広島県安芸高田市吉田町吉田
 平原山国有林67林班に小班

縮尺：1/20000



凡 例	
意見提供箇所	

位置図

場所：広島県安芸高田市高宮町船木
片フタ山国有林37林班へ小班

縮尺：1/20000



凡 例	
意見掲載箇所	

位置図

場所：広島県安芸高田市高宮町来女木
大谷山国有林73林班に小班

縮尺：1/20000



凡 例	
意見提供箇所	

位置図

場所：広島県安芸高田市高宮町川根

亀谷山国有林103林班ち小班
105林班と小班

縮尺：1/20000

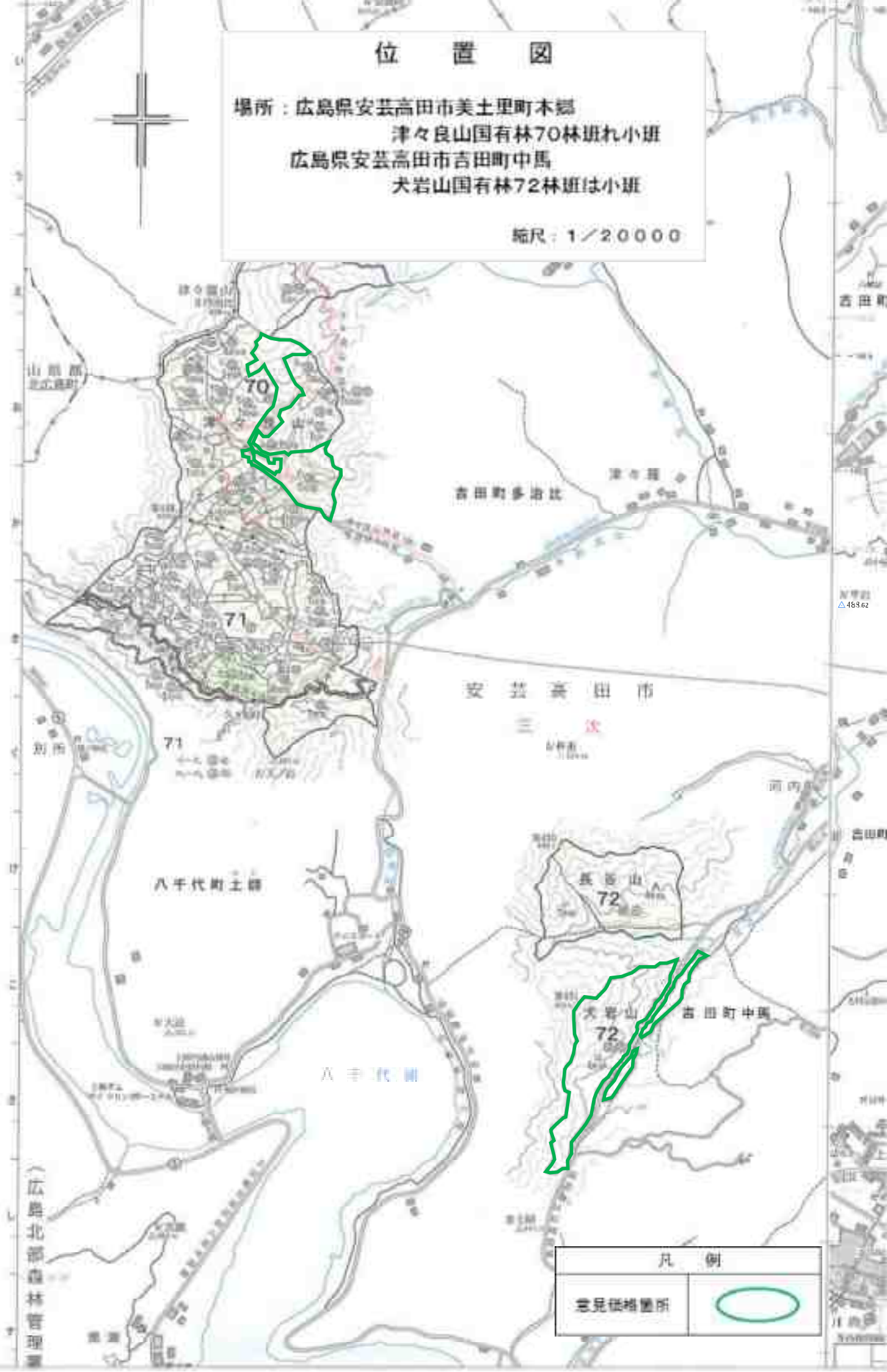


凡 例	
意見依頼箇所	

位置図

場所：広島県安芸高田市美土里町本郷
津々良山国有林70林班れ小班
広島県安芸高田市吉田町中馬
大岩山国有林72林班は小班

縮尺：1/20000



凡 例	
意見提供箇所	

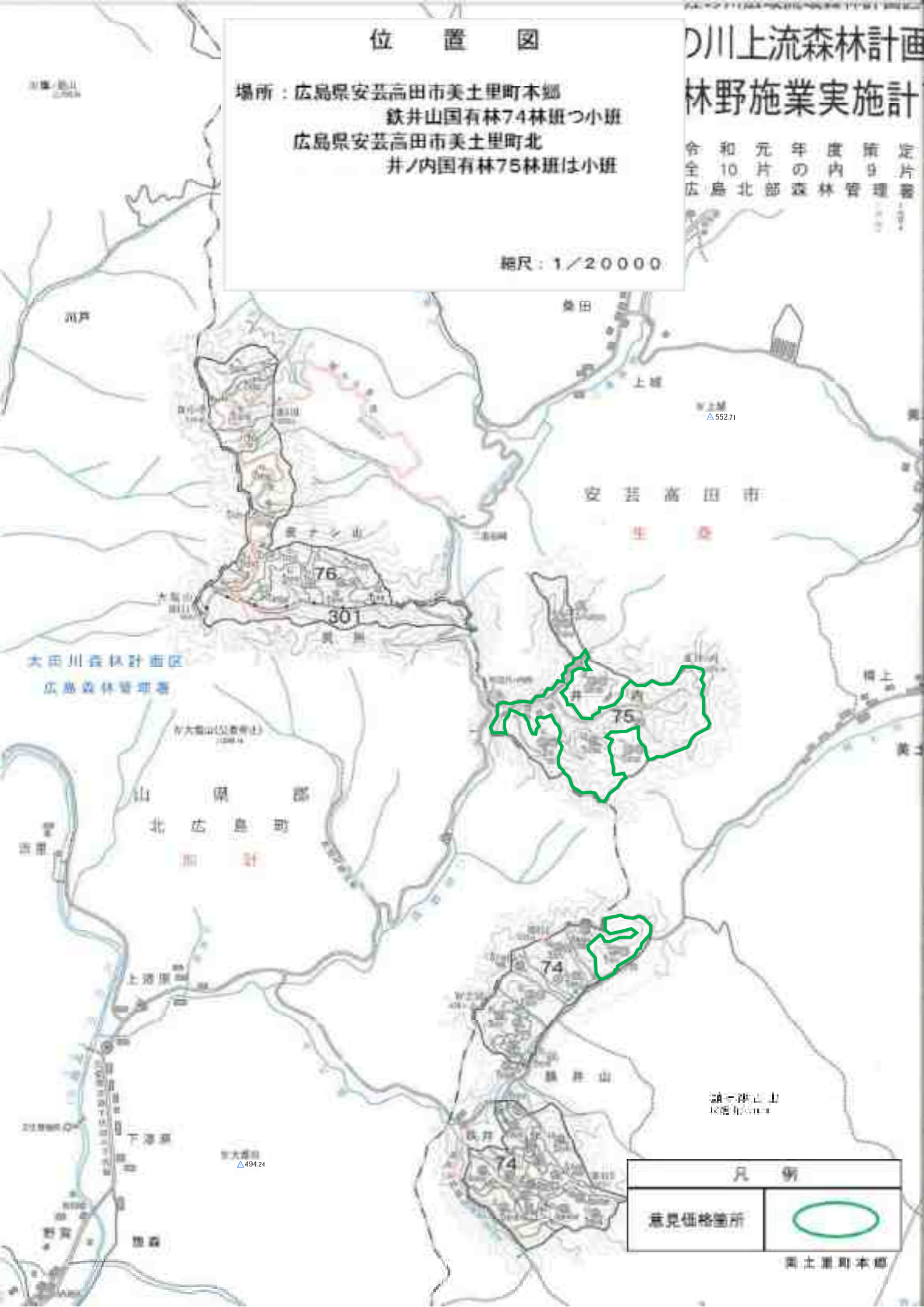
位置図

場所：広島県安芸高田市美土里町本郷
鉄井山国有林74林班つ小班
広島県安芸高田市美土里町北
井ノ内国有林75林班は小班

縮尺：1/20000

大田川上流森林計画 林野施業実施計画

令和元年度策定
全10片の内9片
広島北部森林管理
事務所



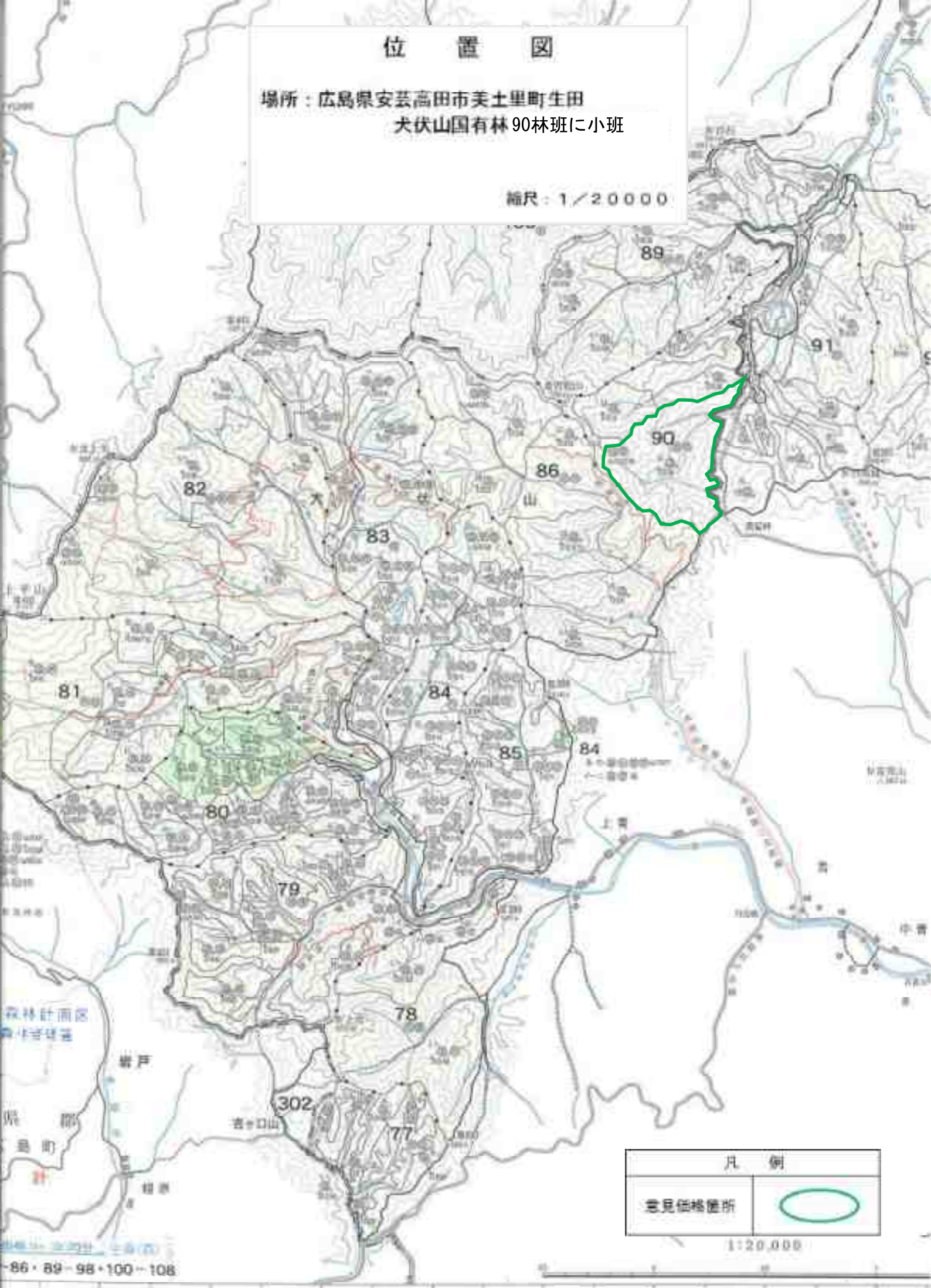
凡例	
意見価格箇所	

美土里町本郷

位置図

場所：広島県安芸高田市美土里町生田
大伏山国有林90林班に小班

縮尺：1/20000



凡 例	
意見価標箇所	

1:20,000

位置図

場所：

広島県安芸高田市向原町坂
谷坂山国有林59林班と1小班

縮尺：1/20000

安芸高田

次

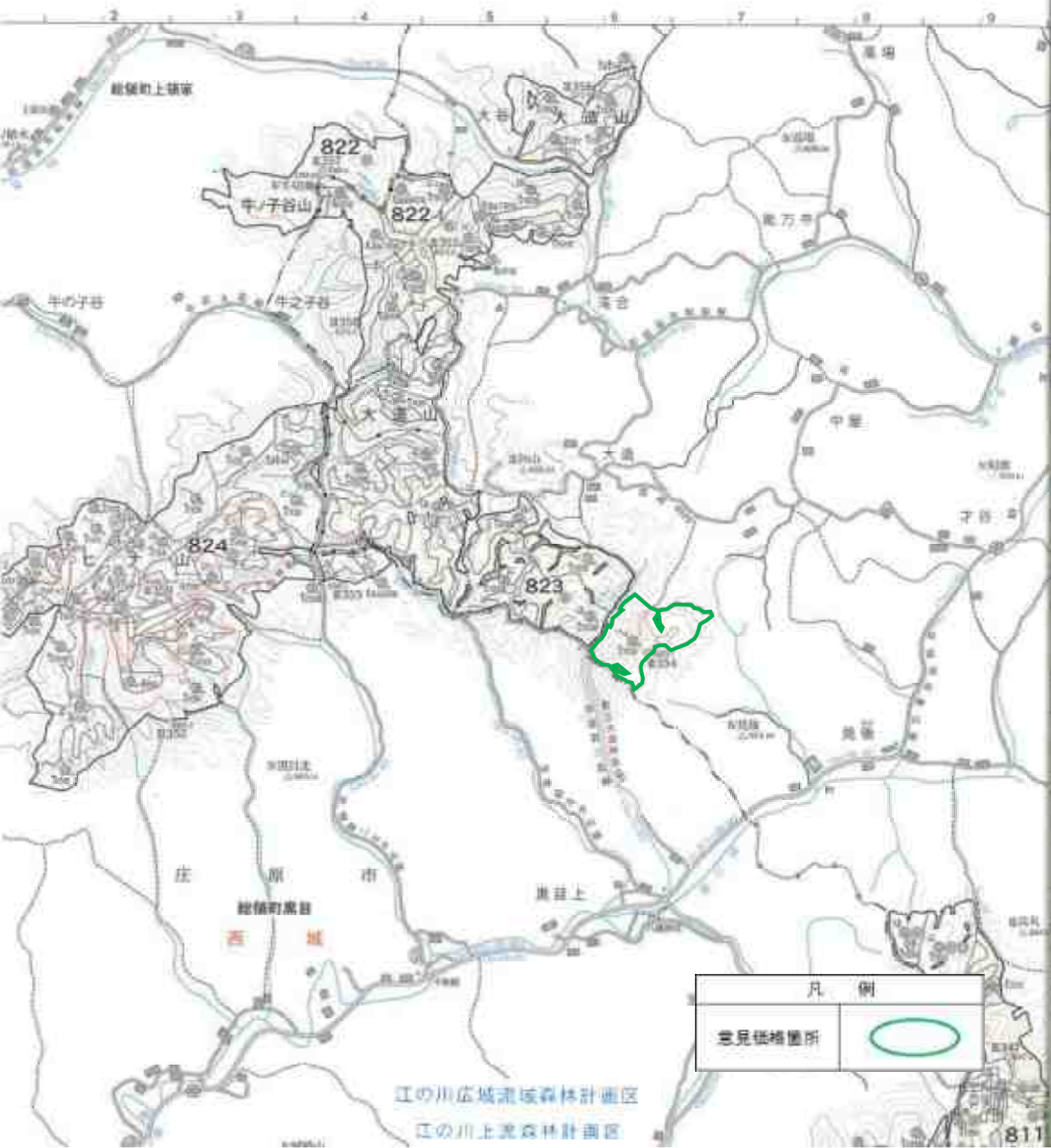
区別地名	林 番	面積ha
大土山	55-57	258.98
大津山	58	32.75
谷坂山	59-60	197.10
廣 山	62-63	114.03
所 属 地	849	0.60

凡 例	
意見依頼箇所	

位置図

場所：広島県神石郡神石高原町福永
大造山国有林823林班へ2小班

縮尺：1/20000



位置図

場所：広島県神石郡神石高原町田頭
奥山国有林808林班た小班

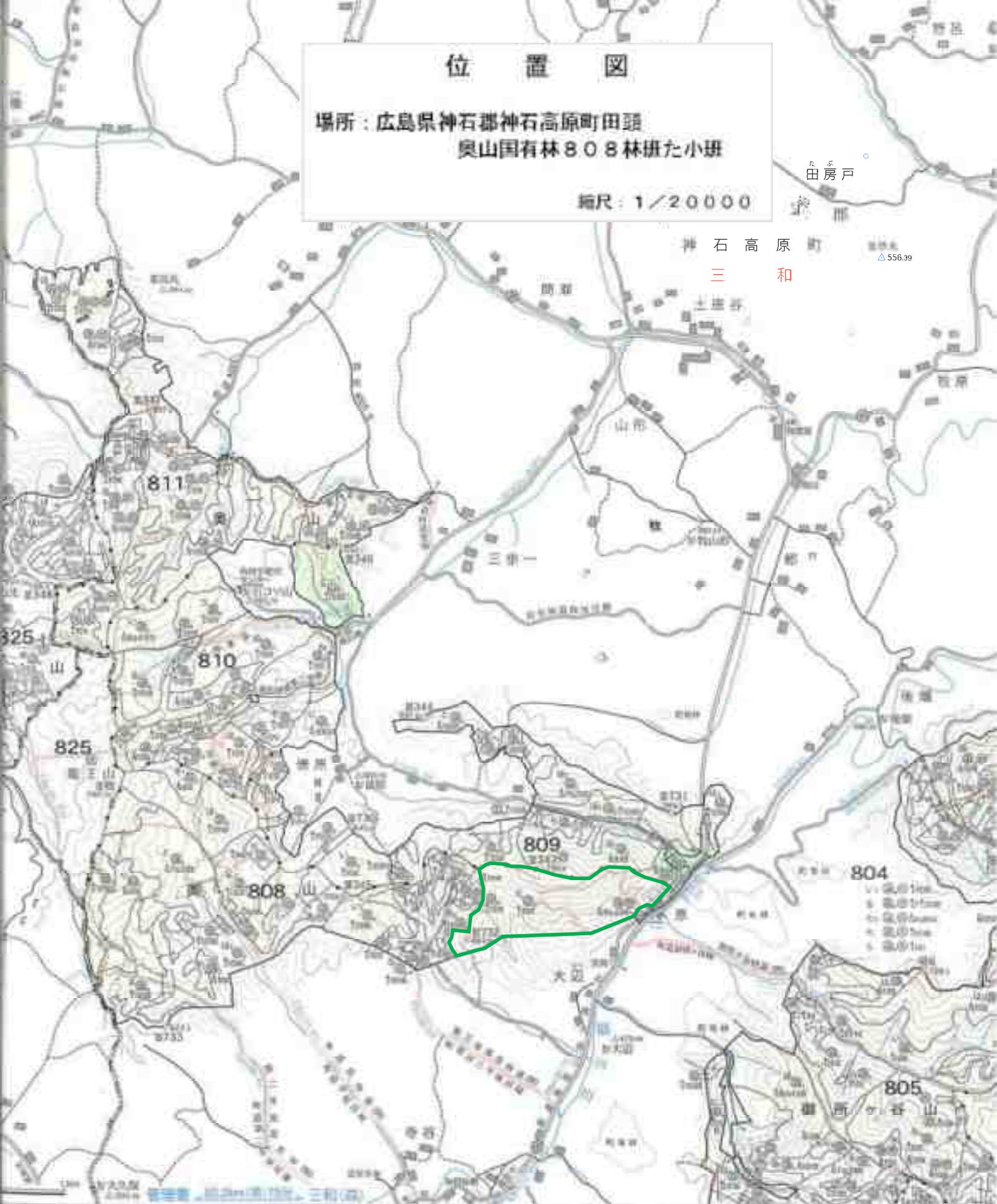
縮尺：1/20000

田房戸

△556.39

神石高原町

三和



凡例

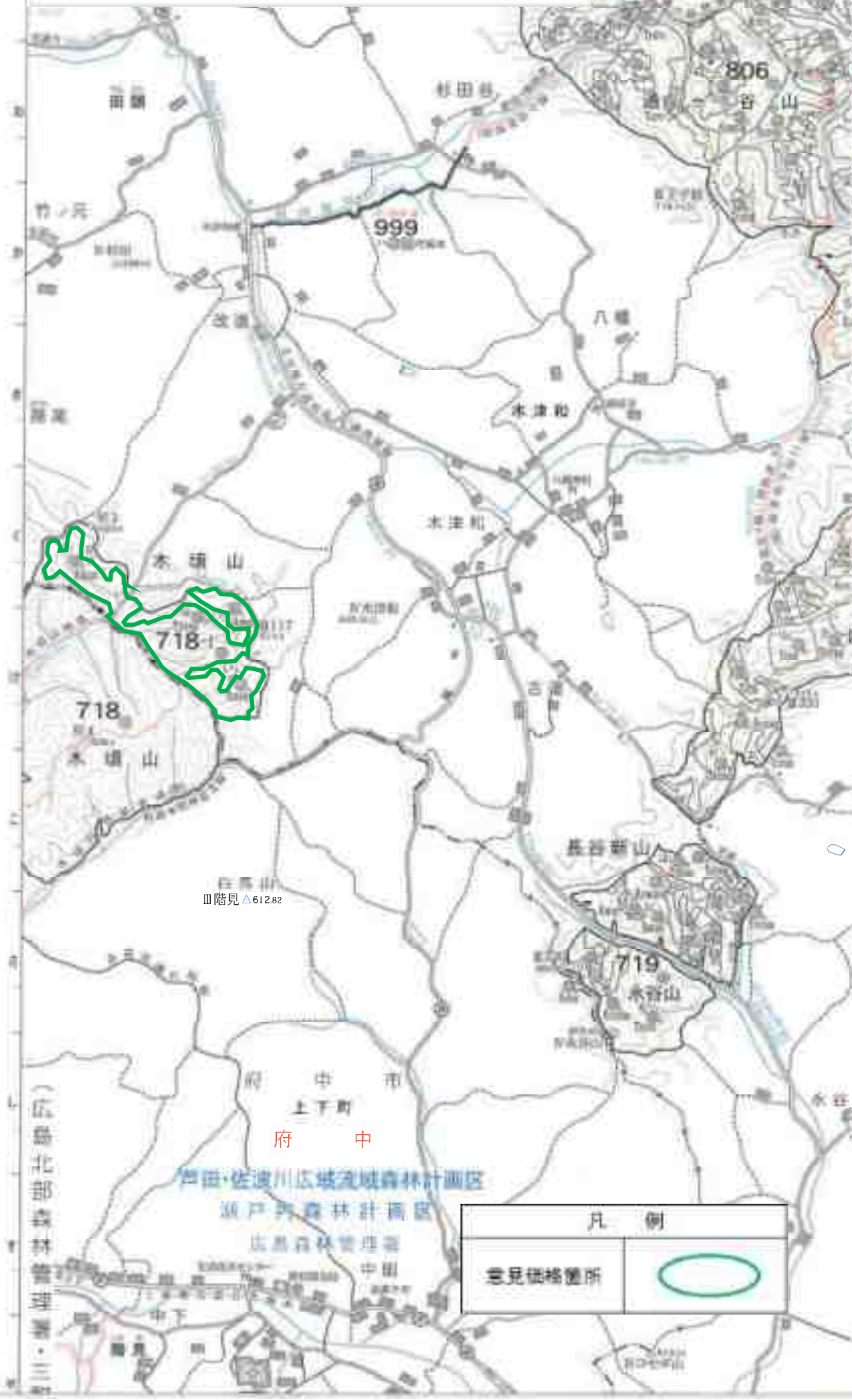
意見提供箇所



位置図

場所：広島県神石郡神石高原町木津和
木頃山国有林718-1林班は小班

縮尺：1/20000



山階見△612.82

府 中

芦田・佐渡川広域流域森林計画区

瀬戸内森林計画区

広島森林管理署

中府

凡 例

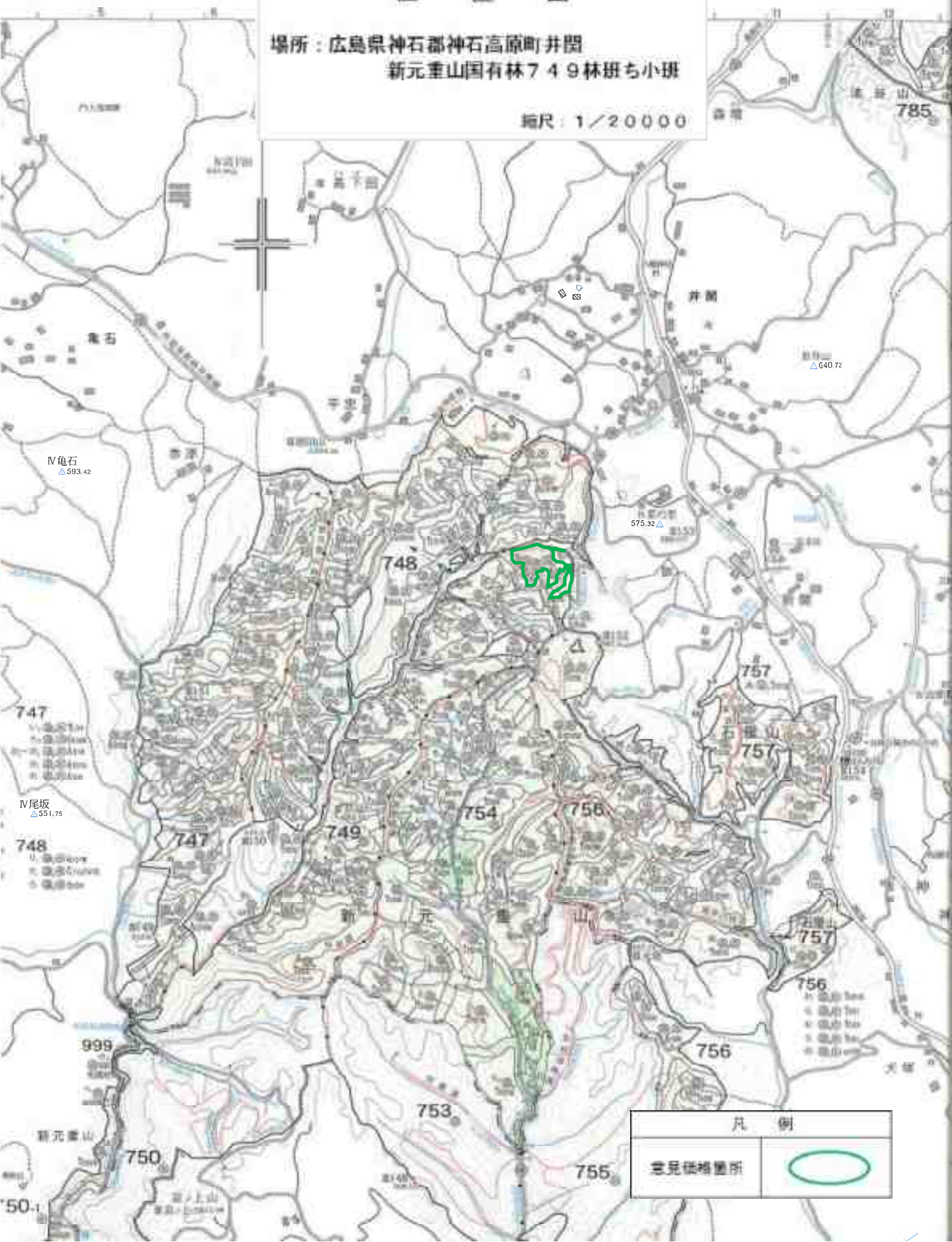
意見提供箇所



位置図

場所：広島県神石郡神石高原町井関
新元重山国有林749林班ち小班

縮尺：1/20000

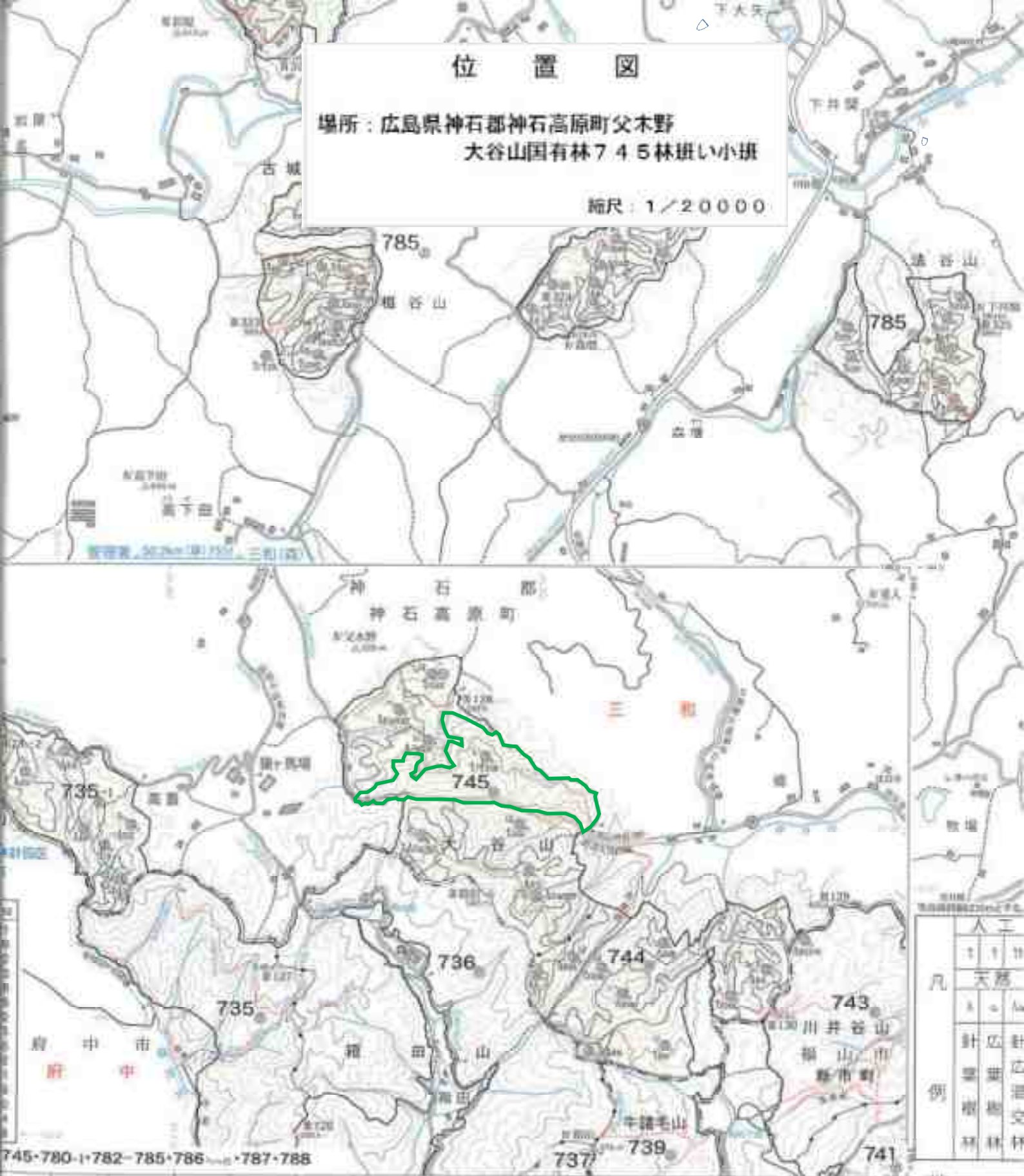


凡例	
意見低地箇所	

位置図

場所：広島県神石郡神石高原町父木野
大谷山国有林745林班い小班

縮尺：1/20000



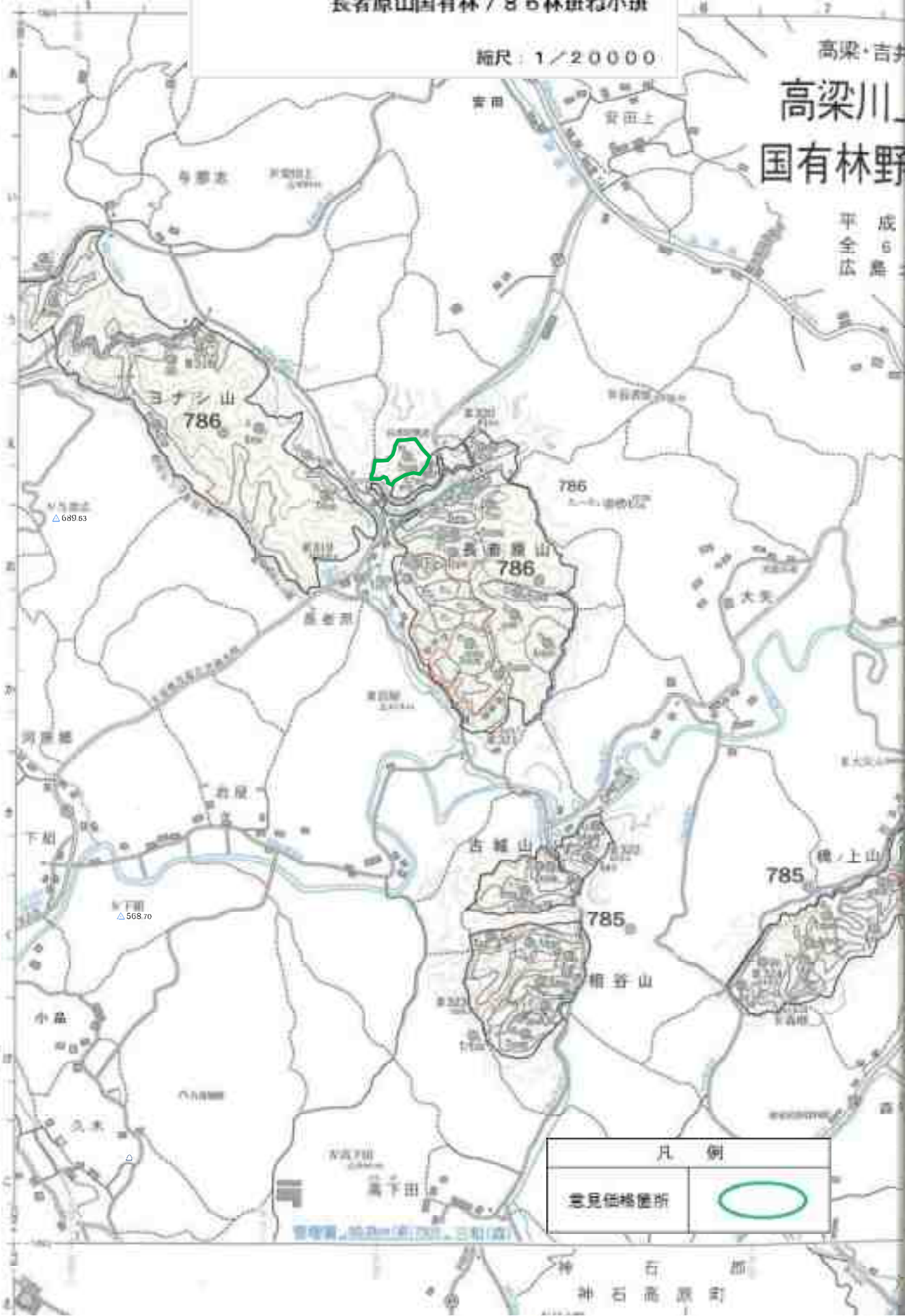
凡	人工	
	天然	針広針
例	針広針	針広針
	葉樹林	葉樹林

凡 例	
意見価標箇所	

位置図

場所：広島県神石郡神石高原町小島
長者原山国有林786林班ね小班

縮尺：1/20000

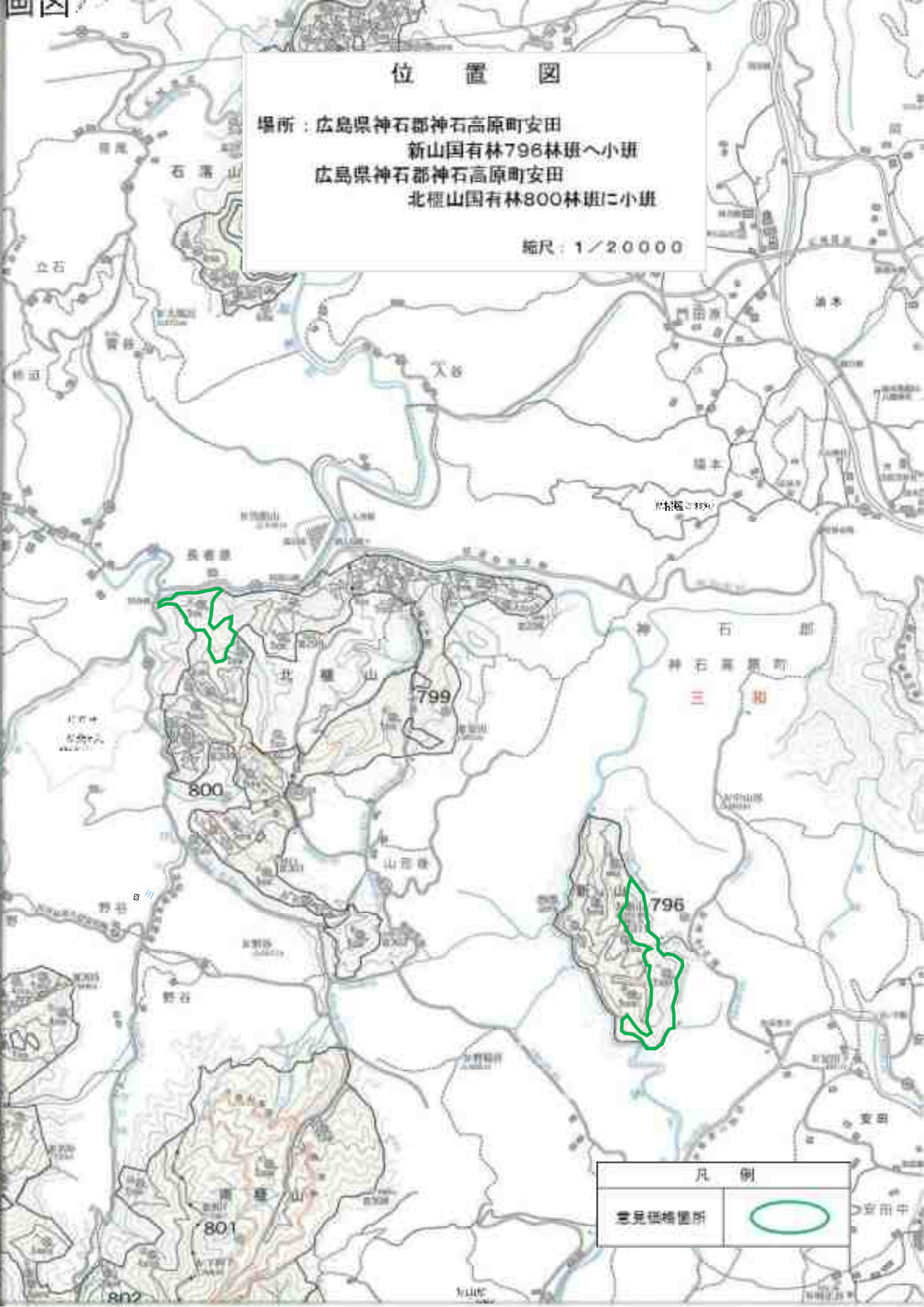


凡 例	
意見依頼箇所	

位置図

場所：広島県神石郡神石高原町安田
新山国有林796林班へ小班
広島県神石郡神石高原町安田
北権山国有林800林班に小班

縮尺：1/20000



凡例

意見提供箇所



安田中

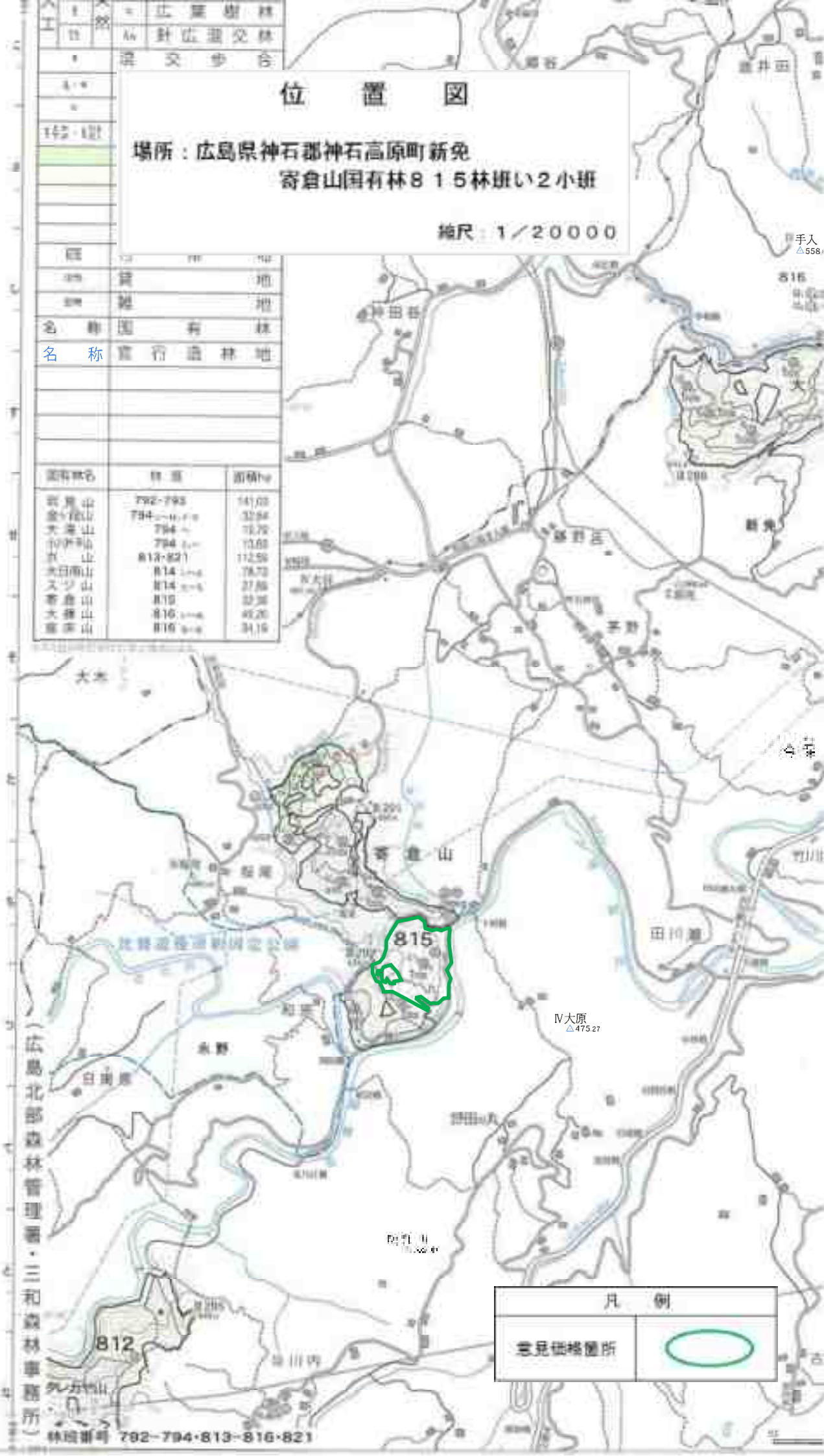
広島県神石郡神石高原町新免
寄倉山国有林815林班い2小班

位置図

場所：広島県神石郡神石高原町新免
寄倉山国有林815林班い2小班

縮尺：1/20000

国	道	市	町	村
広島	賀		地	
広島	賀		地	
名 称	国	有	林	
名 称	宣	行	造	林 地
国有林名	林 区	面積ha		
寄 月 山	792-793	141.03		
金ヶ尾山	794-い1	32.84		
大 森 山	794-い2	18.75		
山ノ内山	794-い3	13.68		
丸 山	812-821	112.59		
大日南山	814-い1	78.72		
スツ山	814-い2	27.89		
寄 倉 山	815	32.38		
大 森 山	816-い1	45.26		
大 森 山	816-い2	34.19		



IV大原
△475.27

凡例	
意見提議箇所	

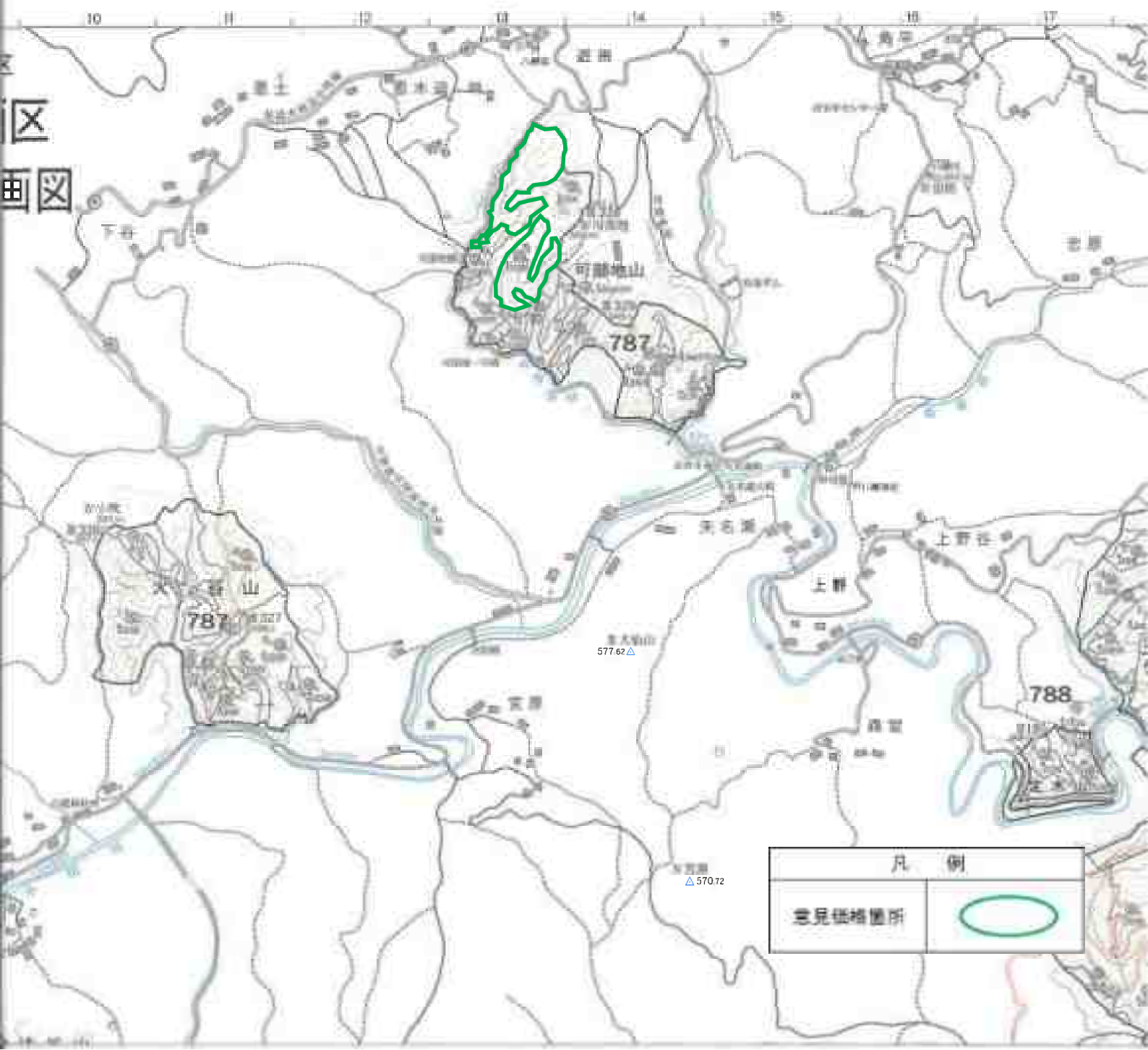
(広島県北部森林管理署・三和森林事務所)

林班番号 792-794・813-816・821

位置図

場所：広島県神石郡神石高原町近田
可部地山国有林787林班ち小班

縮尺：1/20000

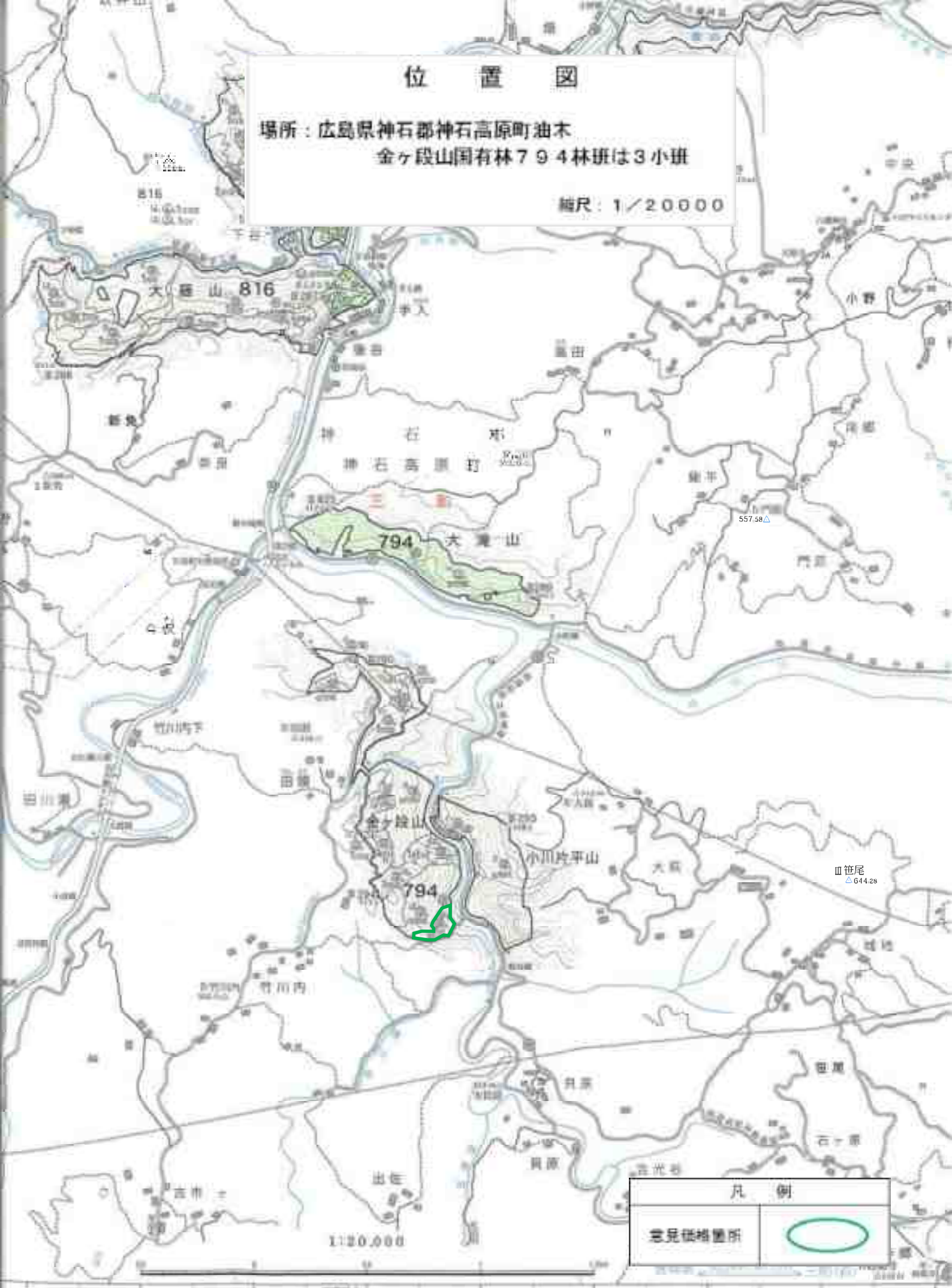


凡 例	
意見提供箇所	

位置図

場所：広島県神石郡神石高原町油木
金ヶ段山国有林794林班は3小班

縮尺：1/20000



位置図

場所：広島県神石郡神石高原町有木
岩見山国有林792林班わ小班

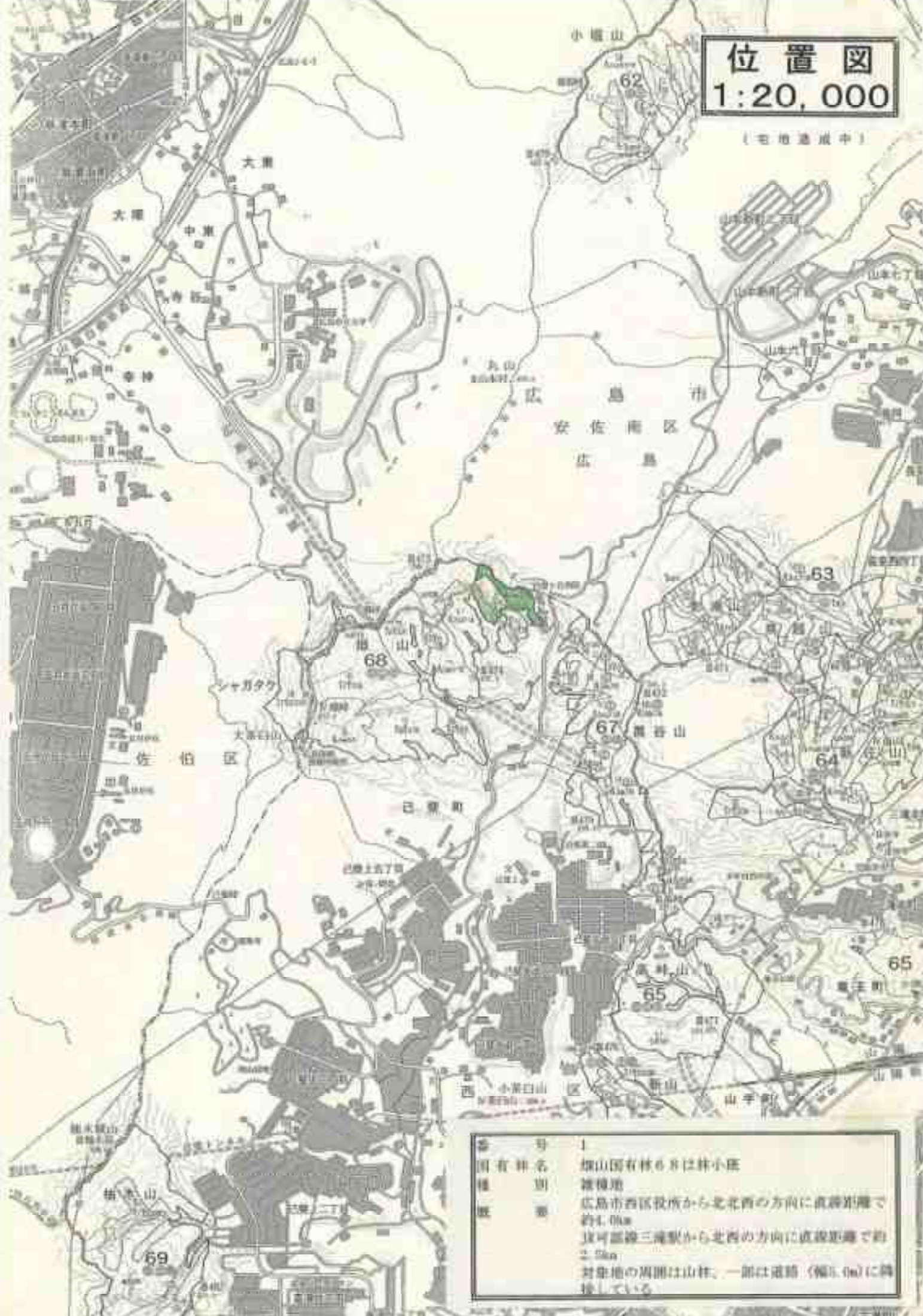
縮尺：1/20000



位置図

1:20,000

(宅地造成中)



番号	1
国有林名	畑山国有林68は林小區
種別	雑種地
概要	広島市西区役所から北北西の方向に直線距離で約4.0km 庄原線三滝駅から北西の方向に直線距離で約2.5km 対象地の周囲は山林。一部は道路(幅5.0m)に隣接している

芦田・佐波川広域流域森林計画区

位置図

1:20,000

太田川森林計画区

国有林野施業実施計画図

平成20年度策定
全12片の内4片
広島県森林管理署

233

49

50

51

52

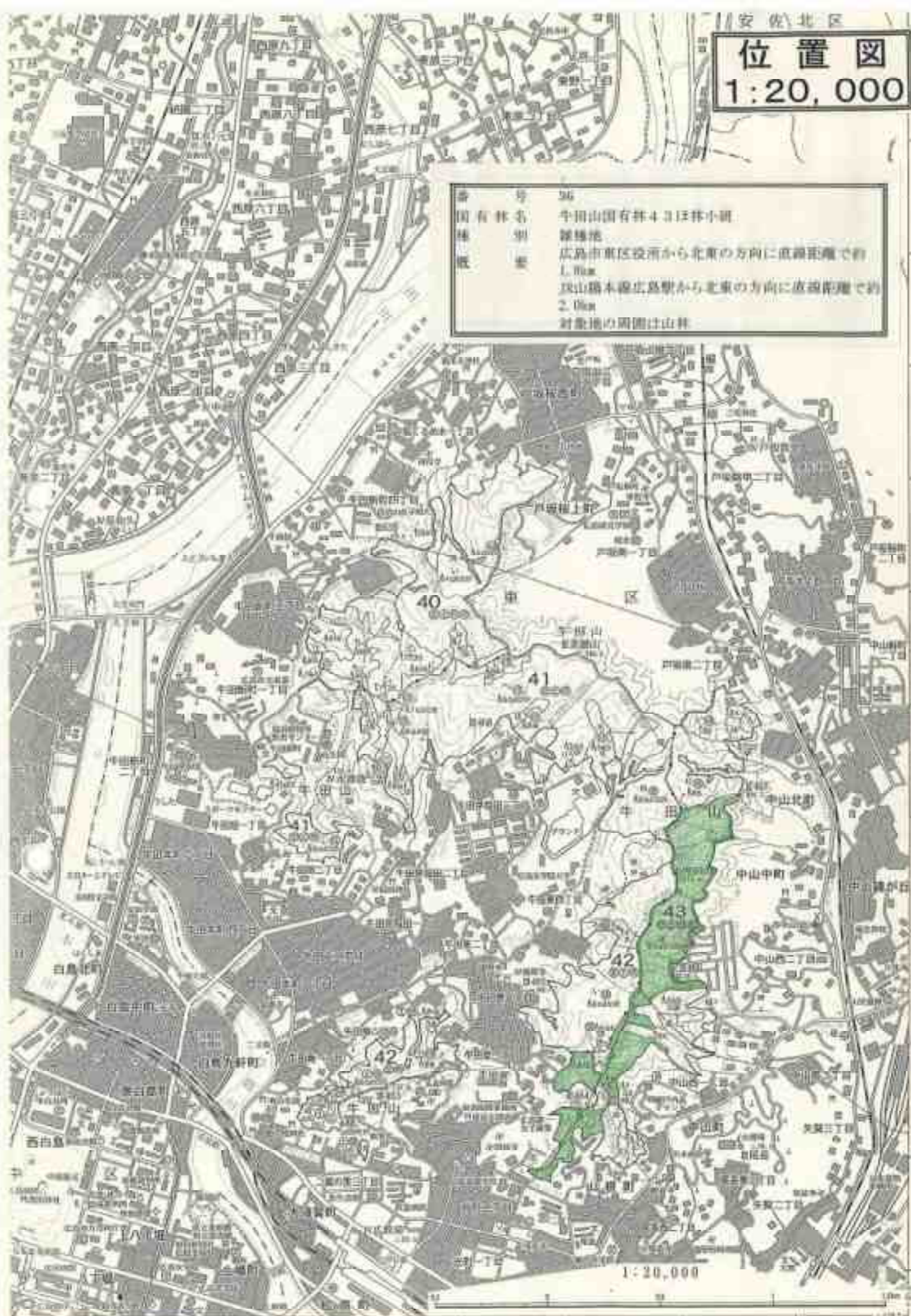
999

番号	3
国有林名	基ヶ丸山国有林503・林小區
種別	雑種地
位置	広島市安佐北区役所から西の方向に直線距離で約11.0km 18可部河川部から西の方向に直線距離で約12.0km 対象地の周囲は山林

位置図

1:20,000

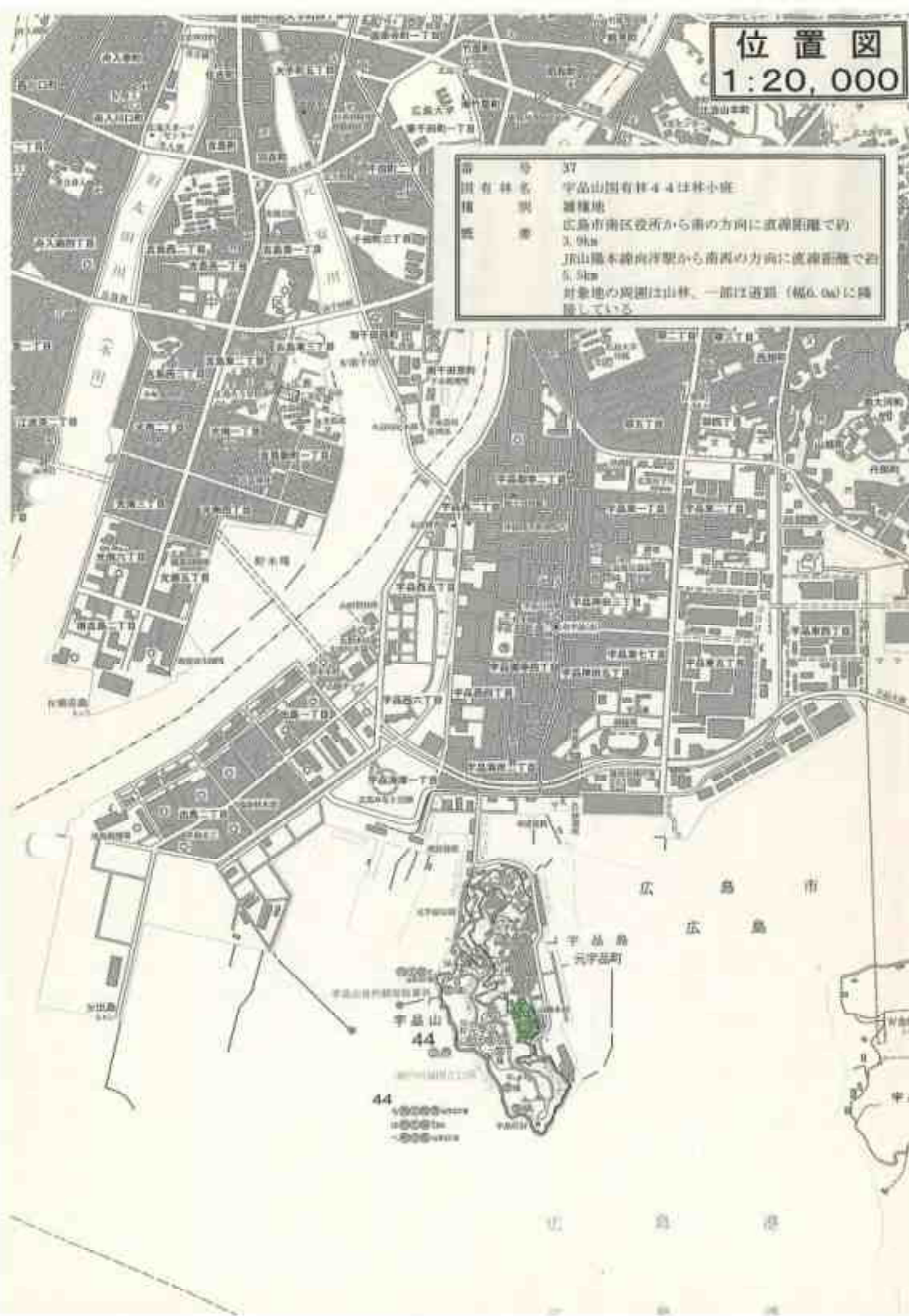
番 号	36
国 有 林 名	牛田山国有林43号林小間
種 別	雑林地
概 要	広島市東区役所から北東の方向に直線距離で約 1.0km 茨山橋本線広島駅から北東の方向に直線距離で約 2.0km 対象地の周囲は山林



1:20,000

位置図 1:20,000

番 号 37
 所有 林 名 宇品山国有林4-4は林小斑
 種 別 雑種地
 概 要 広島市南区役所から南の方向に直線距離で約
 3.9km
 広島山陽本線向洋駅から南西の方向に直線距離で約
 5.5km
 対象地の周囲は山林、一部は道路（幅6.0m）に隣
 接している



位置図 1:20,000

広

島

瀬戸内海

広島
島

凡

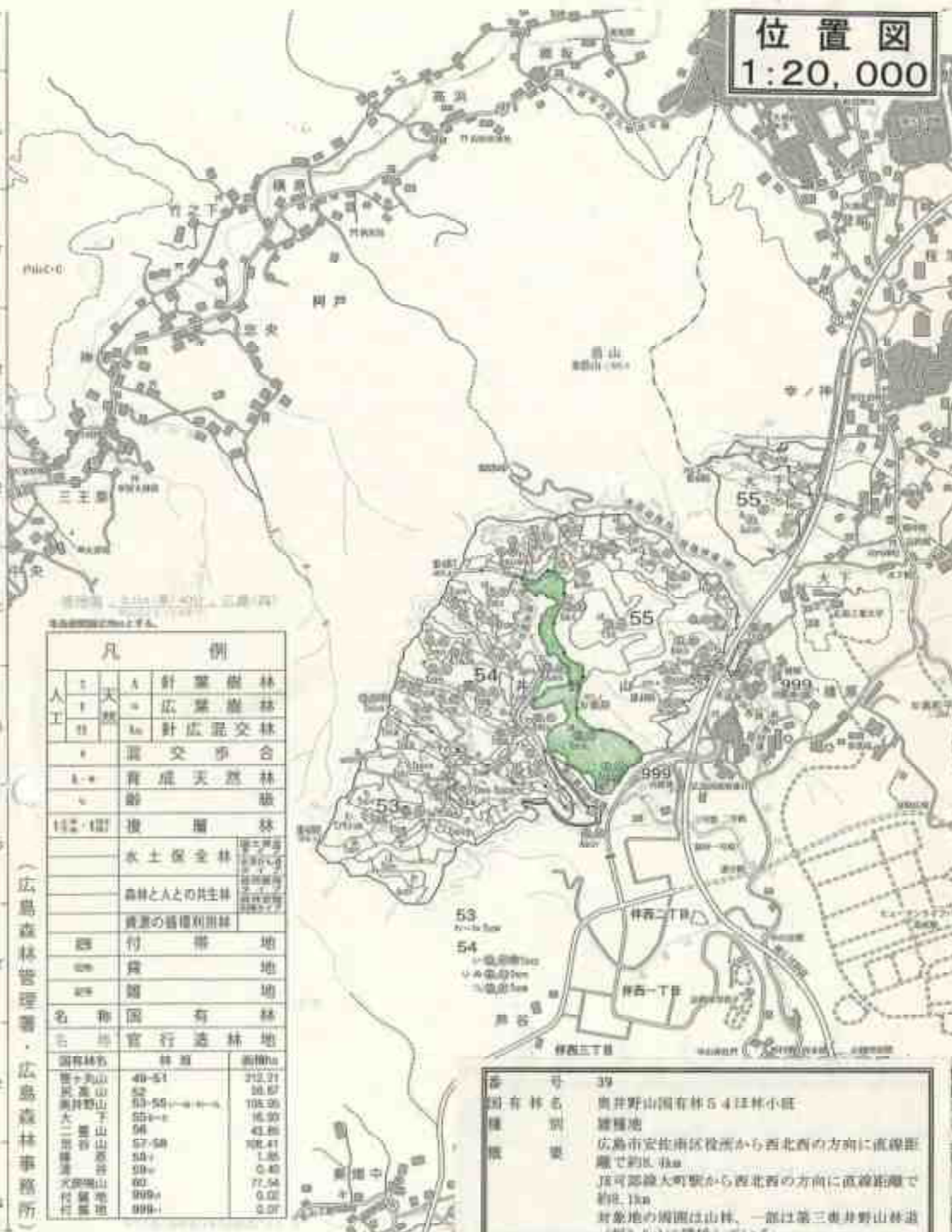
例

(広島森林管理署・広島・熊野森林事務所)

林班番号 23・24・44・47・48

国	有	林	名	30
種	別			広島県有林47い林小地
種	別			雑種地
種	別			広島市南区役所から南南西の方向に直線距離で約7.0km
種	別			山崎本線広島駅から北北東の方向に直線距離で約9.0km
種	別			対象地の周囲は山林

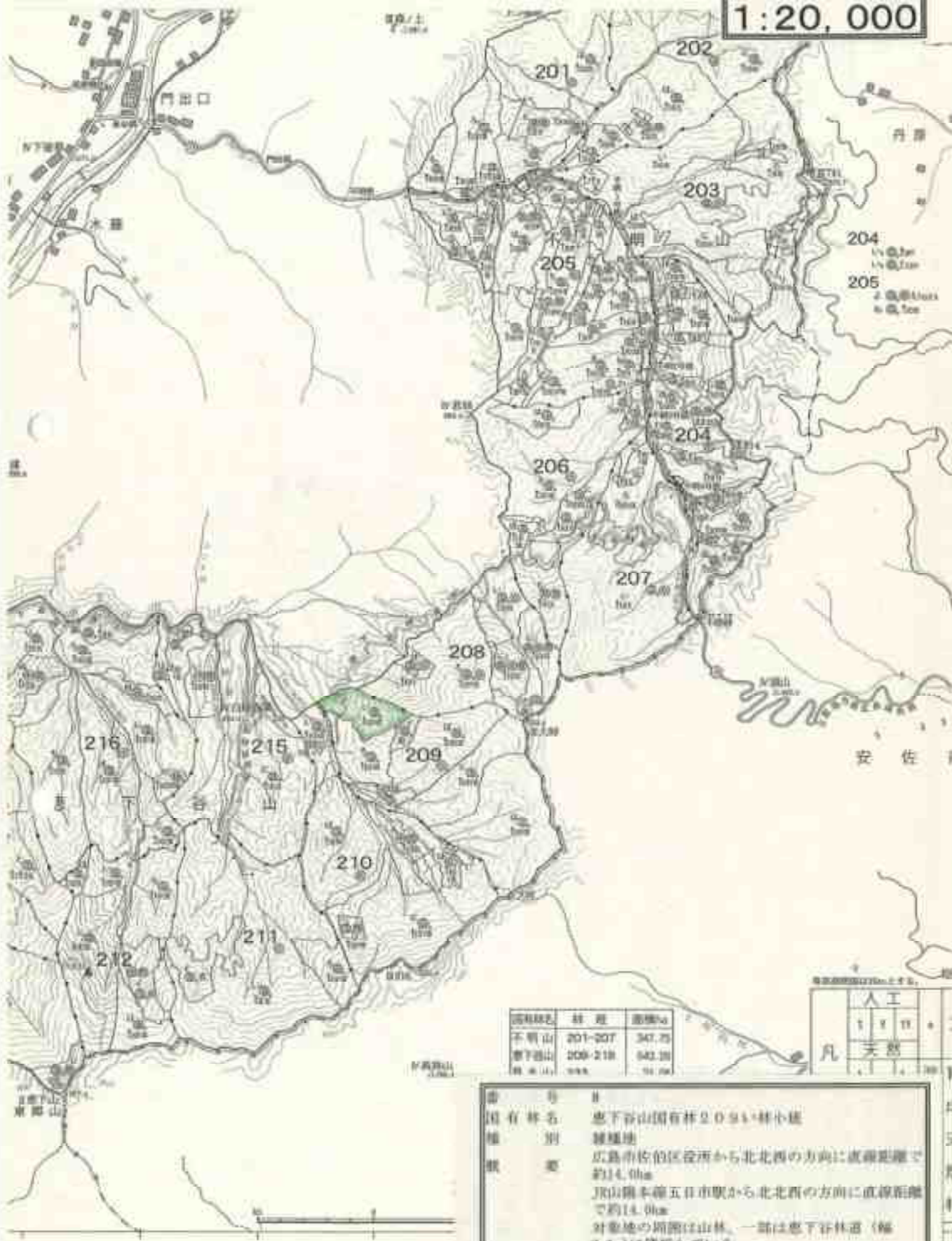
位置図 1:20,000



凡 例		
人工	天然	針葉樹林
		広葉樹林
		針広混交林
		混交歩合
		育成天然林
		齢 級
142・143		複 層 林
		水土保持林
		森林と人との共生林
		資源の循環利用林
200		付 帯 地
200		農 地
200		園 地
名 称	国 有 林	
名 称	官 行 造 林 地	
国有林名	林 道	面積ha
奥井野山	49-51	212.71
奥井野山	52	10.57
奥井野山	53-54	105.35
奥井野山	55	15.30
奥井野山	56	43.86
奥井野山	57-58	105.41
奥井野山	59	1.85
奥井野山	60	0.40
奥井野山	61	77.54
奥井野山	999	0.02
奥井野山	999	0.02

番 号 39
 国 有 林 名 奥井野山国有林54号林小低
 種 別 雑種地
 概 要 広島市安佐南区役所から西北西の方向に直線距離で約8.4km
 広島市安佐南区役所から西北西の方向に直線距離で約8.4km
 対象地の周囲は山林、一部は奥井野山林道(幅3.5m)に隣接している

位置図 1:20,000

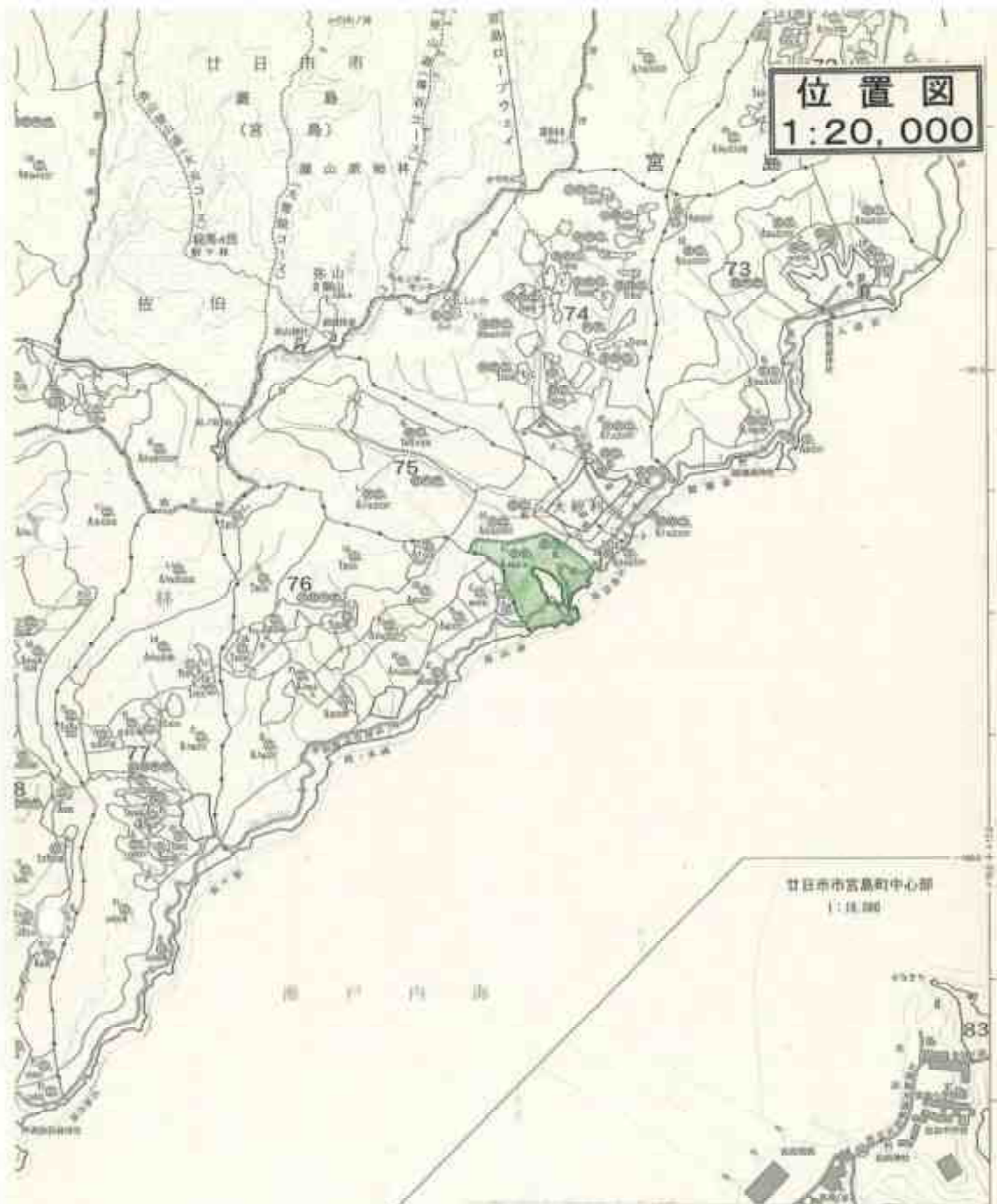


山名	標高	面積
不甲山	201-207	347.25
恵下谷山	208-216	543.20
計		890.45

凡	人工	天然
	1	11

国 有 林 名 恵下谷山国有林209い林小橋
 種 別 雑種地
 概 要 広島市佐伯区役所から北北西の方向に直線距離で約14.0km
 山陽本線五日市駅から北北西の方向に直線距離で約14.0km
 対象地の周囲は山林。一部は恵下谷林道（幅3.0m）に隣接している

位置図
1:20,000



廿日市市宮島町中心部
1:10,000

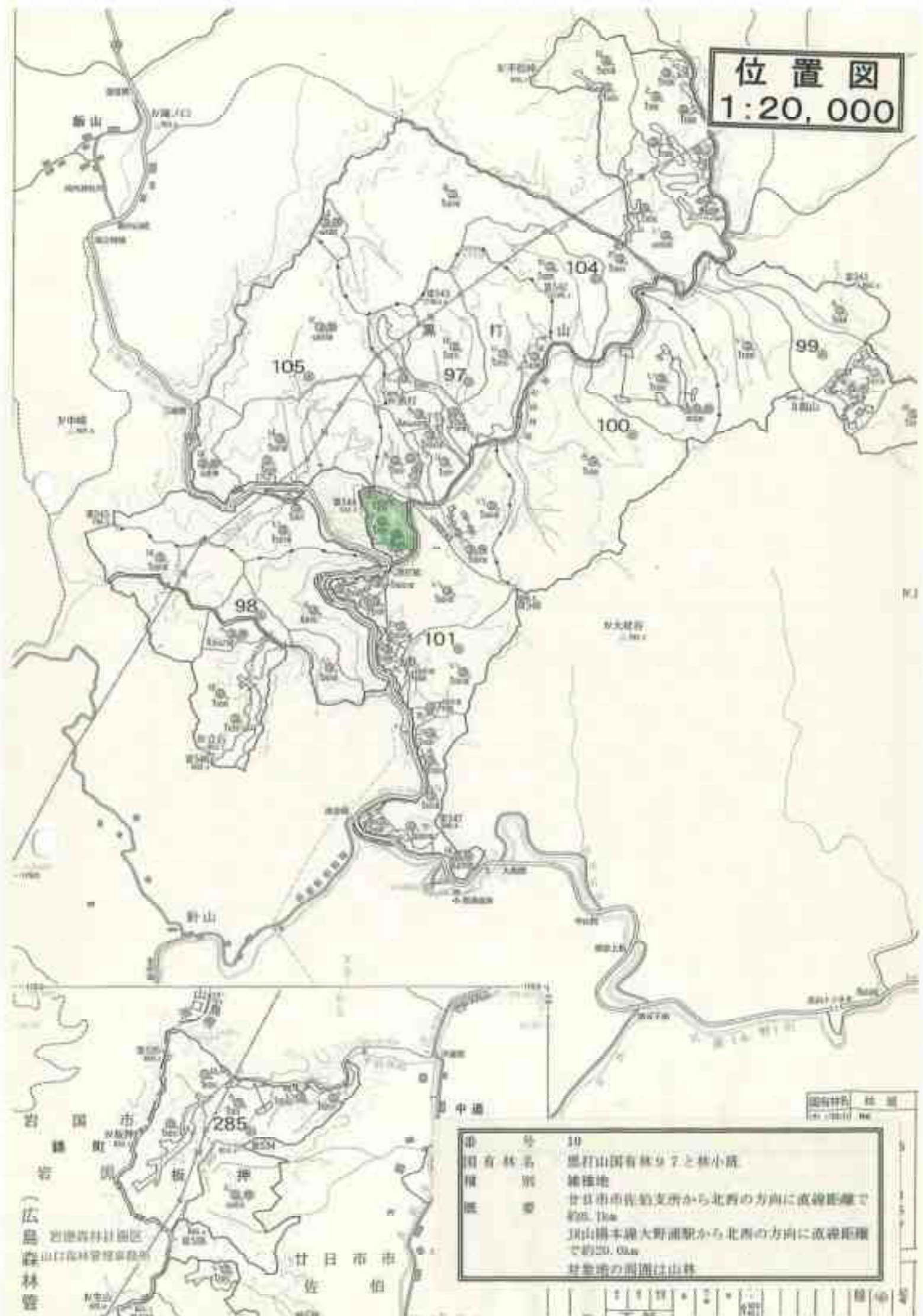
鹿戸内海国立公園

番 号 9
 国 有 林 名 宮島国有林75に林小枝
 備 考 跡地
 概 要 廿日市市宮島支所から南の方向に直線距離で約
 3.2km
 川山陽本線宮島口駅から南南東の方向に直線距
 離で約5.4km
 対象地の周囲は山林、一部は道路（幅3.0m）に隣
 接している

図面番号	林 地	面積ha
宮 島	71-93	2,394.45

1:20,000 (縮小20%) 25,000 (縮小25%) 30,000 (縮小30%) 35,000 (縮小35%) 40,000 (縮小40%) 45,000 (縮小45%) 50,000 (縮小50%) 55,000 (縮小55%) 60,000 (縮小60%) 65,000 (縮小65%) 70,000 (縮小70%) 75,000 (縮小75%) 80,000 (縮小80%) 85,000 (縮小85%) 90,000 (縮小90%) 95,000 (縮小95%) 100,000 (縮小100%)

位置図
1:20,000



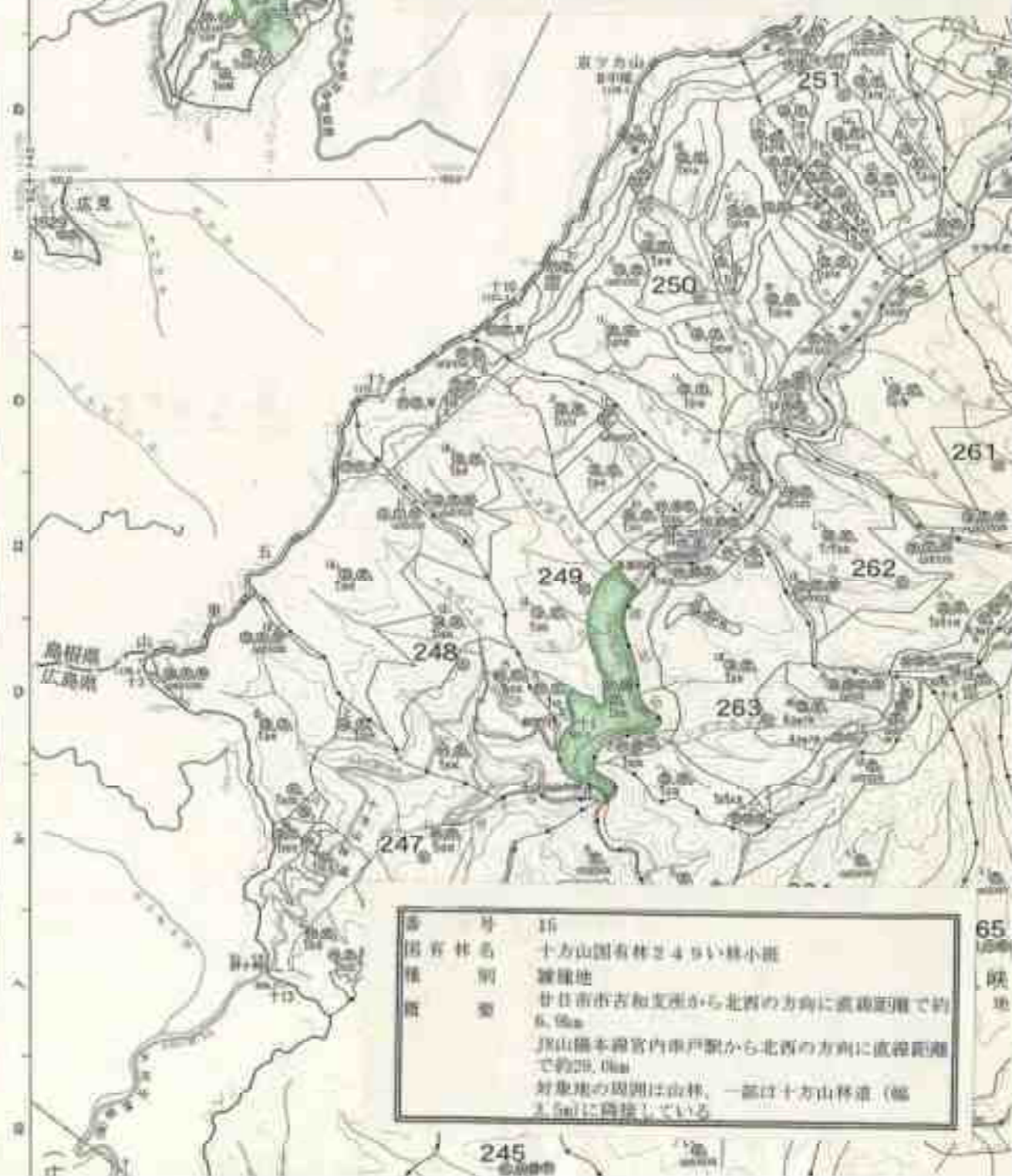
番号	10
国有林名	黒打山国有林97と林小路
種別	雑種地
概要	廿日市市佐伯支所から北西の方向に直線距離で約20.1km 頂山橋本線大野浦駅から北西の方向に直線距離で約20.0km 対象地の周囲は山林

(広島県林業)
岩国市
廿日市市
佐伯市

位置図 1:20,000

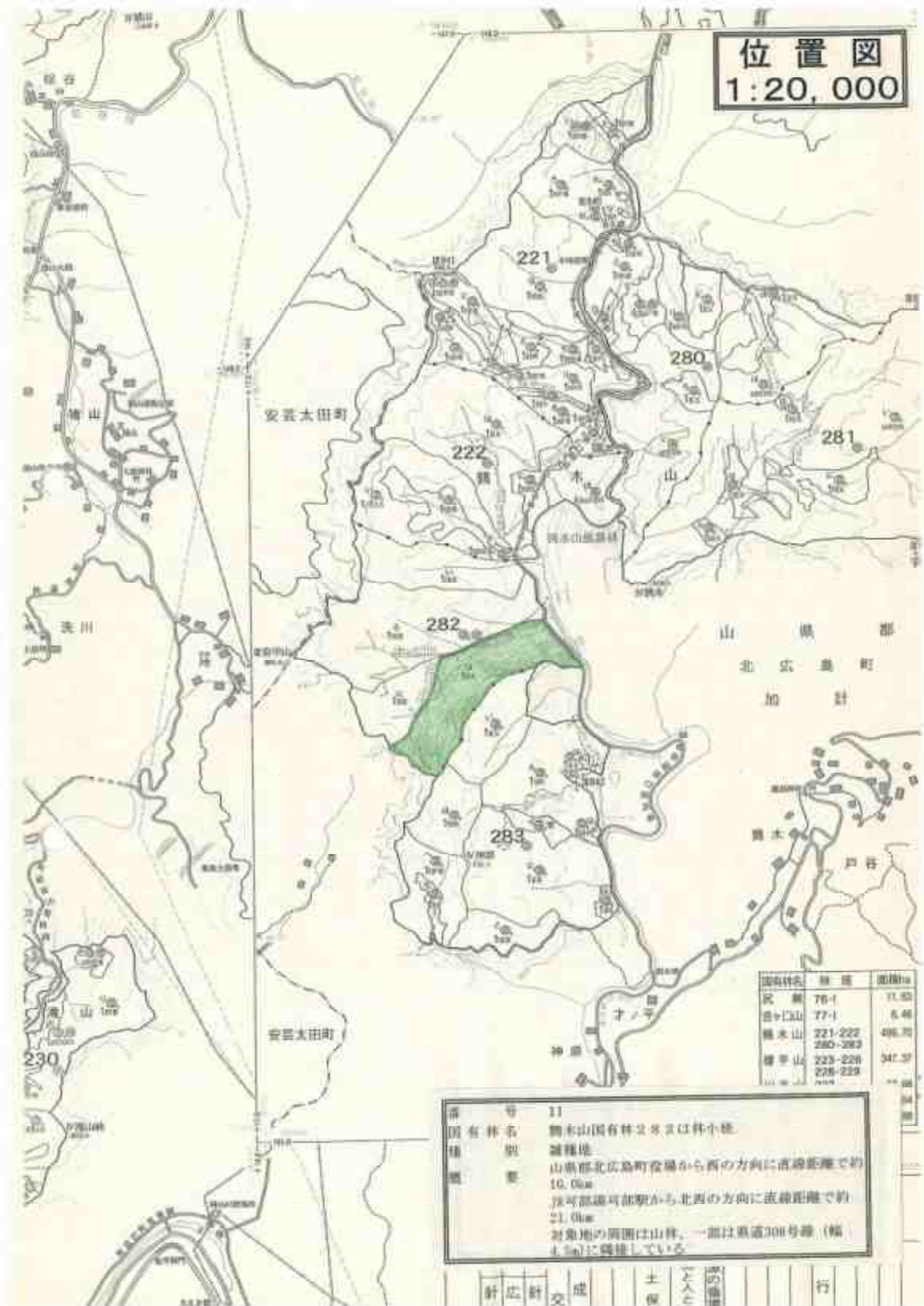


番 号	16
国 有 林 名	同賀城ノ里山国有林ニヨリと称小堤
種 別	雑種地
概 要	山形県安芸太田町役場から南の方向に直線距離で約6.3km 庄山橋本線宮内車戸駅から北西の方向に直線距離で約21.0km 対象地の周囲は山林。一部は道路（幅3.5m）に隣接している。



番 号	16
国 有 林 名	十方山国有林ニヨリと称小堤
種 別	雑種地
概 要	甘井市市古和支所から北西の方向に直線距離で約6.5km 庄山橋本線宮内車戸駅から北西の方向に直線距離で約20.0km 対象地の周囲は山林。一部は十方山林道（幅3.5m）に隣接している。

位置図 1:20,000



国有林名	林 種	面積ha
民 集	76-1	11.32
香ヶ丘山	77-1	6.46
熊木山	221-222 280-283	496.70
雄平山	223-226 228-229	347.37
計		861.85

国 有 林 名	熊木山国有林282は林小姓
種 別	雑種地
備 考	山県郡北広島町役場から西の方向に直線距離で約10.0km 江可部認可部駅から北西の方向に直線距離で約21.0km 対象地の周囲は山林、一部は県道308号線（幅員5m）に隣接している

計 画 交 成	土 保	人 生	行
---------	-----	-----	---

位置図 1:20,000

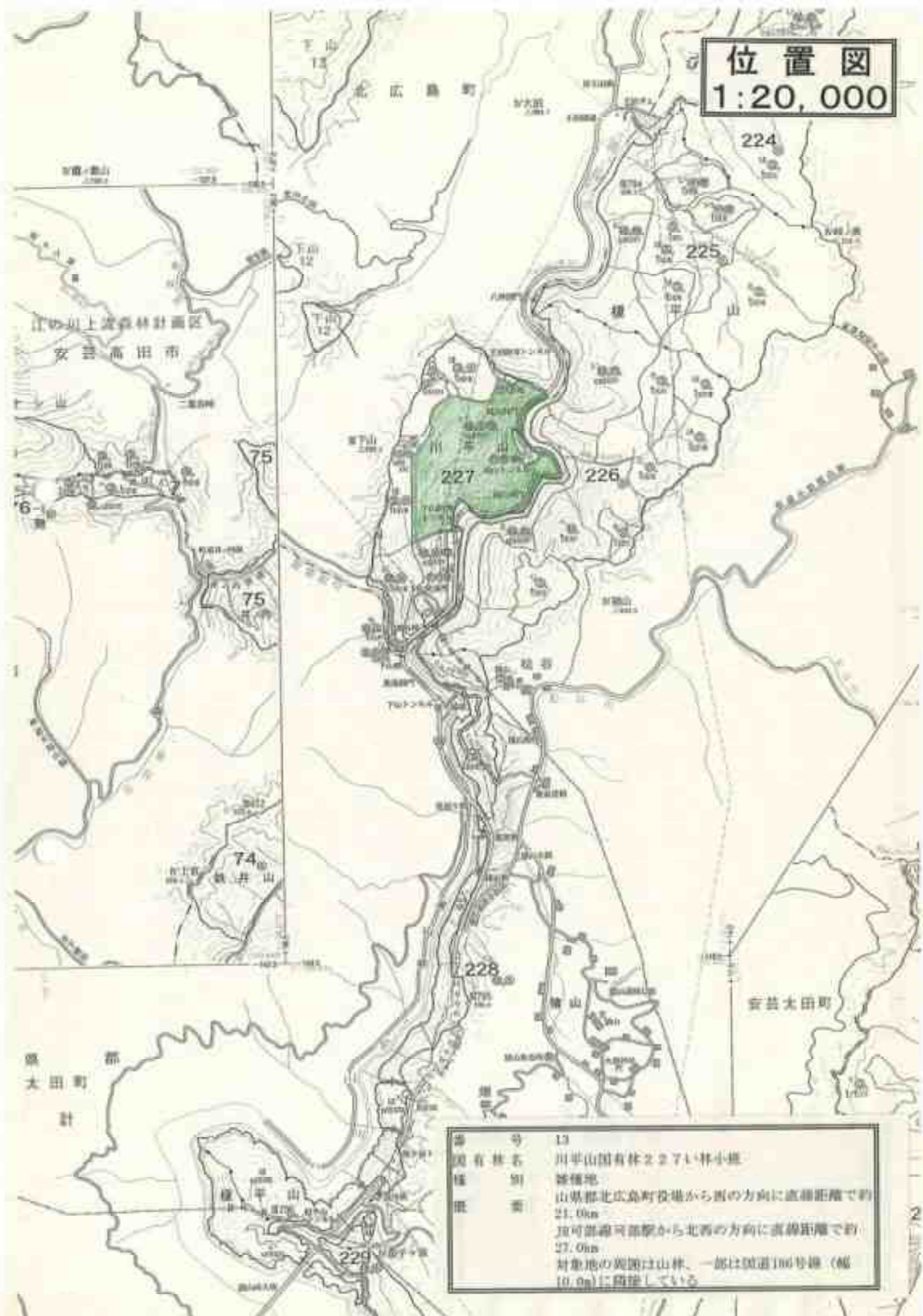
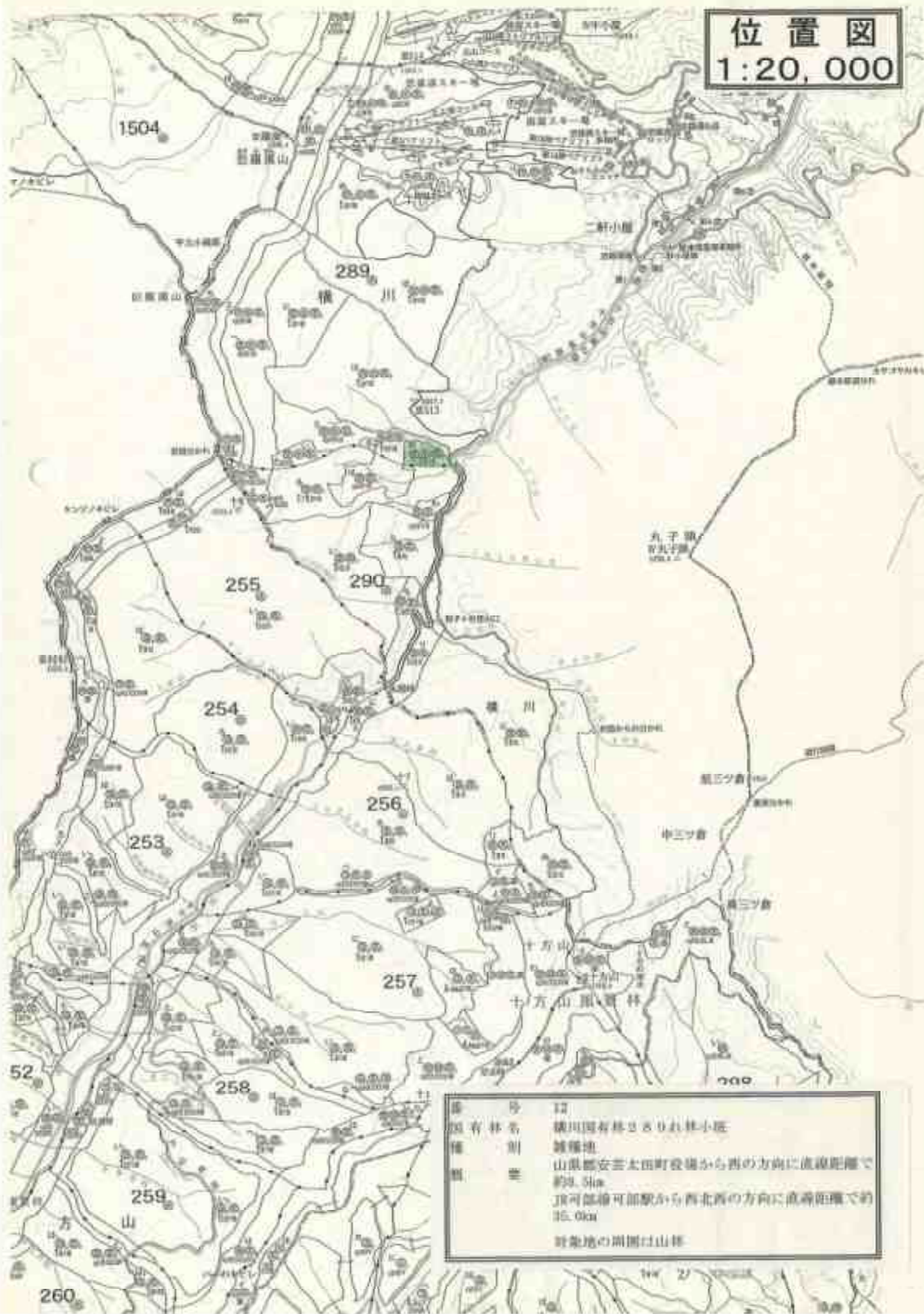


図 号	13
国 有 林 名	川平山国有林227い林小區
種 別	雑木地
概 要	山県郡北広島町役場から西の方向に直線距離で約21.0km 加可郡河原町から北西の方向に直線距離で約27.0km 対象地の周囲は山林、一部は国道106号線（幅10.0m）に隣接している

位置図 1:20,000



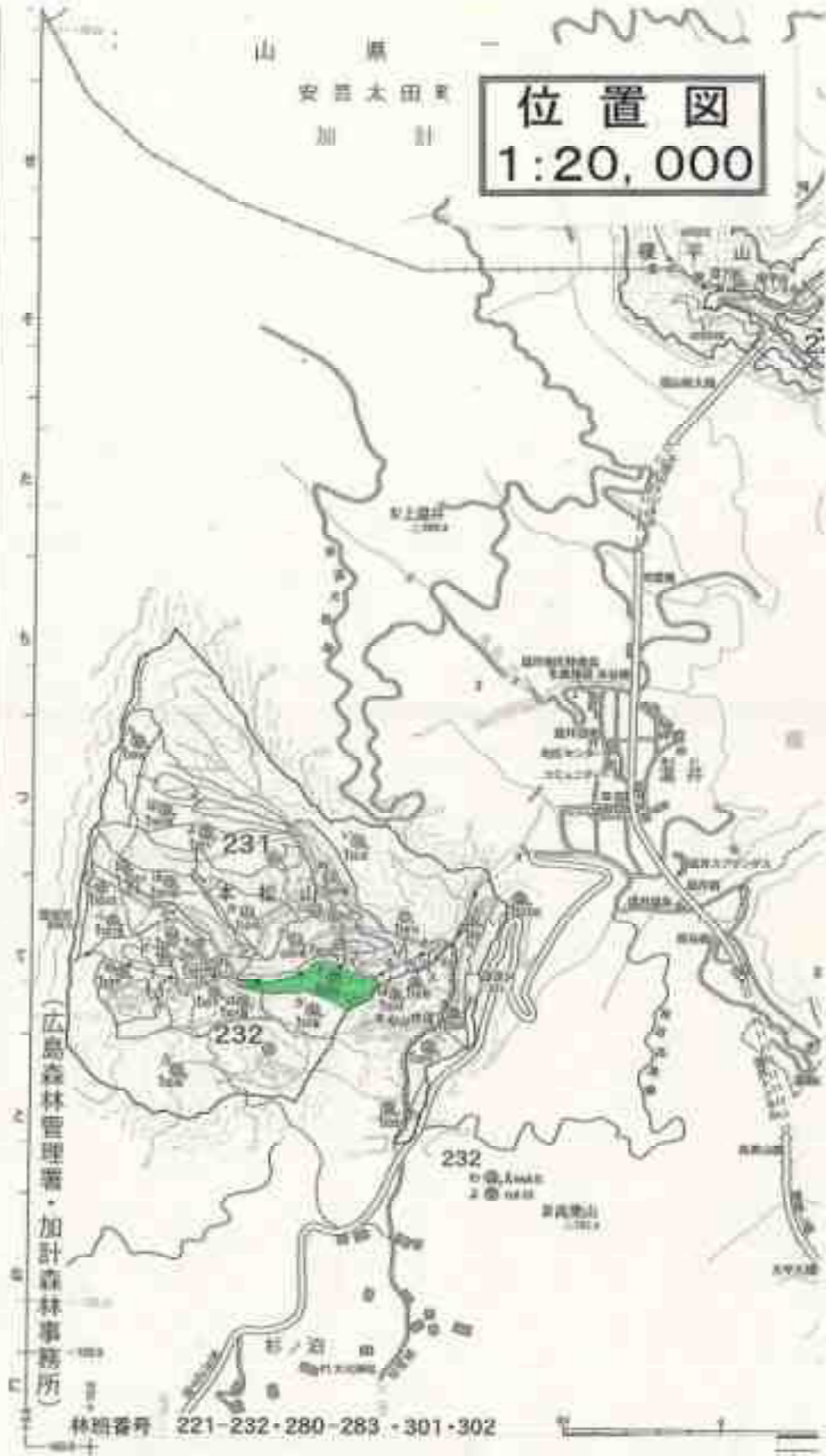
山 縣

安芸太田町

加 計

位 置 図

1:20,000



(広島森林管理署・加計森林事務所)

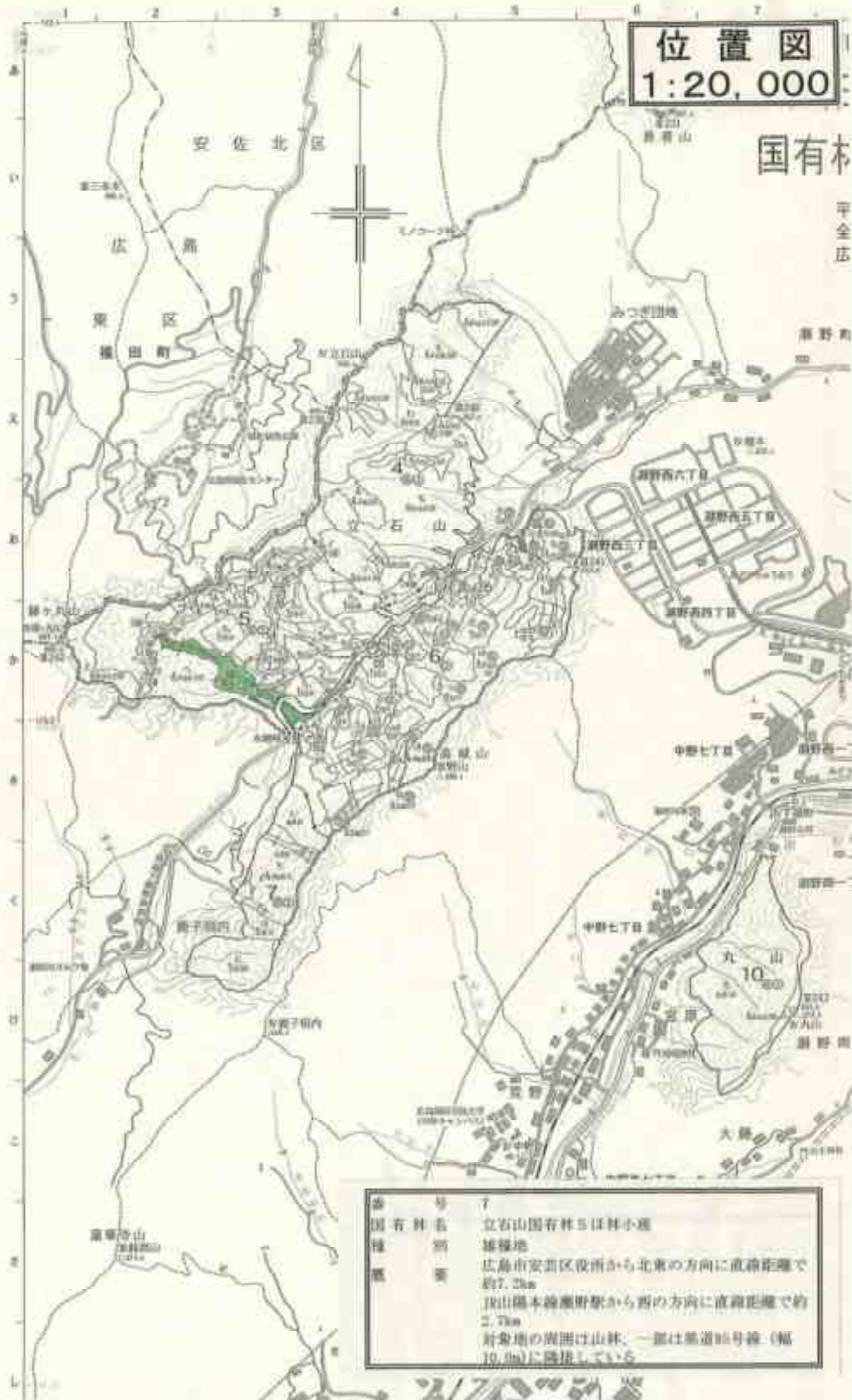
林班番号 221・232・280・283・301・302

番 号	14
国 有 林 名	一本松山国有林232と林小斑
種 別	雑種地
概 要	山県郡安芸太田町役場から北東の方向に直線距離 で約8.2km 該可部線可部駅から南東の方向に直線距離で約 25.0km 対象地の周囲は山林。一部は一本松山林道(幅 3.6m)に隣接している

位置図
1:20,000

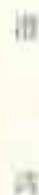
国有林

平全店



番号	7
国有林名	立石山国有林5保林小選
種別	雑種地
概要	広島市安佐区役所から北東の方向に直線距離で約7.2km 立石山本線南野駅から西の方向に直線距離で約2.7km 対象地の周囲は山林、一部は国道10号線(幅10.8m)に隣接している

1:20,000



国有林名	林 种	面积
森 山	25	国 有 林 林 种
水 源 山	24	
学 武 山	44	
松 子 山	47	

番 号	4
国 有 林 名	水澤山国有林第4に林小道
備 考	雑種地
概 要	安芸郡坂町役場から南南西の方向に直線距離で約 2.5km JR呉線末尻駅から南南東の方向に直線距離で約 0.6km 対象地の周囲は山林

国営竹野肥赤天肥計画図

平成20年度
全12片の内7片
広島県森林管理署

広島市
安芸区

安芸郡
海田町
竹野

位置図

1:20,000

図号 6
図名 日ノ清山国有林は林小区
種別 雑種地
概要 安芸郡海田町役場から北東の方向に直線距離で約1.1km
JR山陽本線海田市駅から北東の方向に直線距離で約3.1km
対象地の周囲は山林

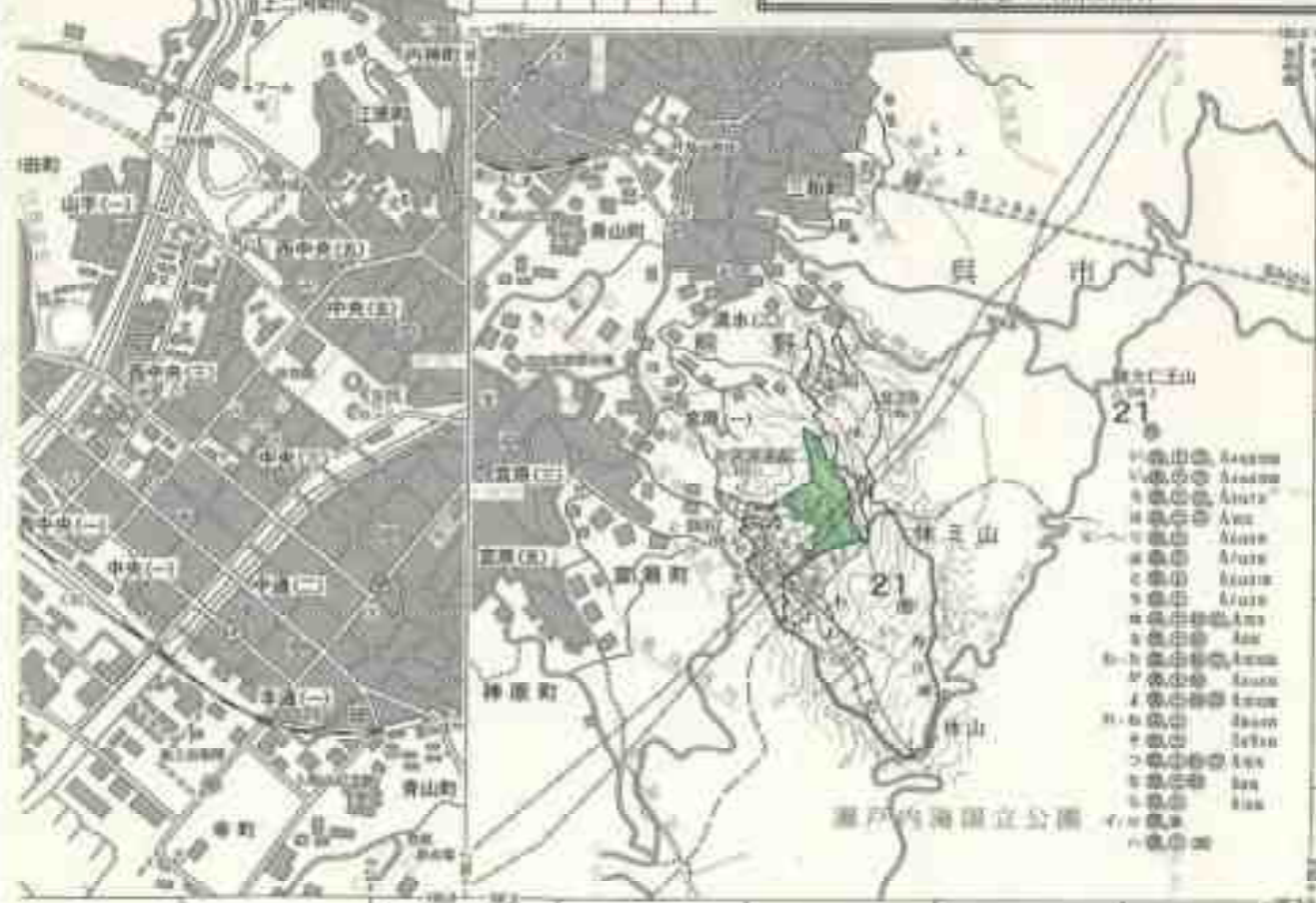
図号 8
図名 常所山国有林は林小区
種別 雑種地
概要 安芸郡竹野町役場から北の方向に直線距離で約3.5km
JR山陽本線安芸中野駅から南東の方向に直線距離で約3.2km
対象地の周囲は山林

図号 12
図名 宝所山
種別 雑種地
概要 安芸郡竹野町役場から南東の方向に直線距離で約3.2km
対象地の周囲は山林

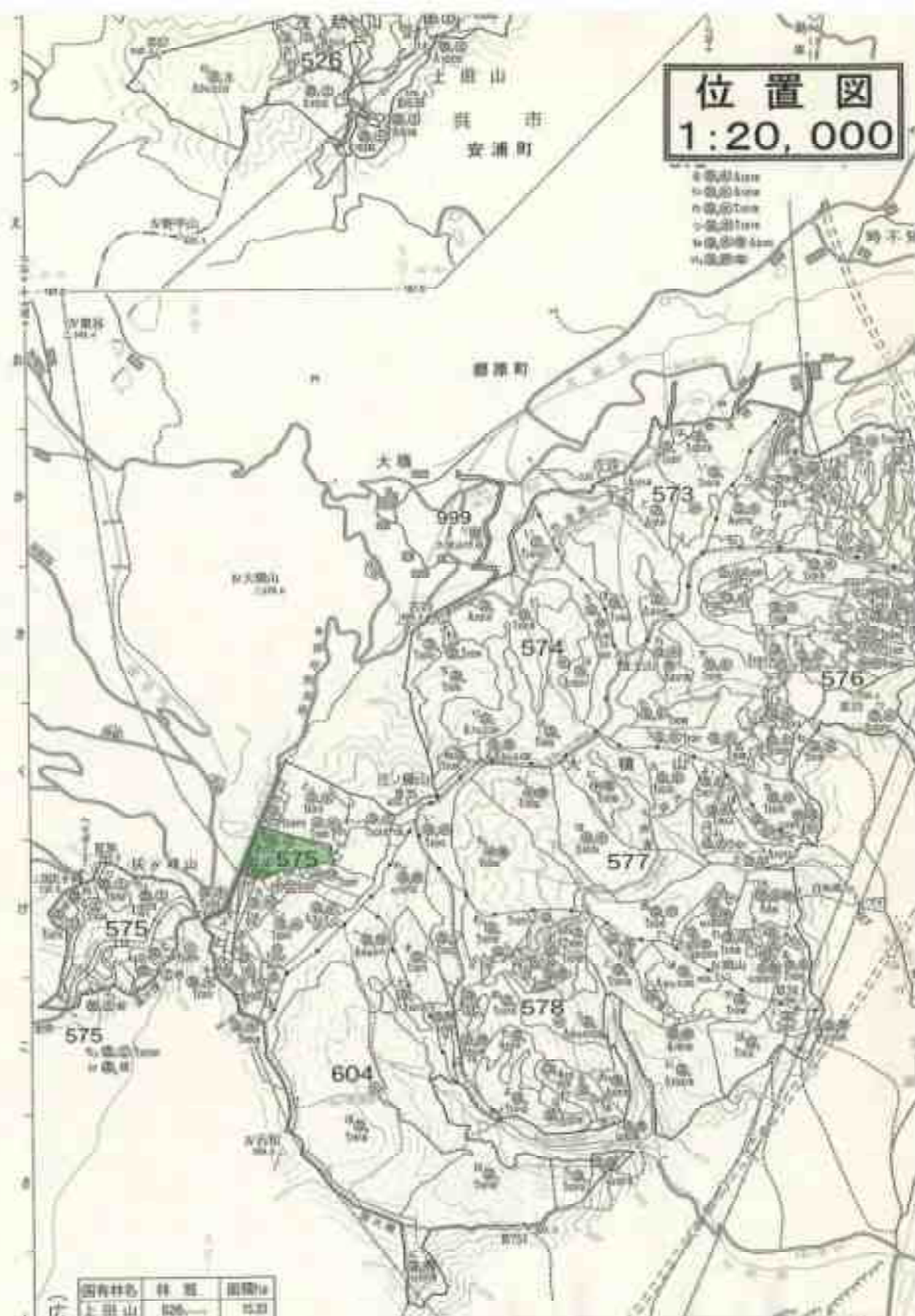
1:20,000



番 号	17
固有林名	休みの山固有林ⅡⅠ～林小Ⅷ
種 別	雑種地
概 要	当市役所から南南西の方向に直線距離で約2.0km JR良原供駅から南東の方向に直線距離で約2.0km 対象地の周囲は山林



位置図
1:20,000



固有林名	林 型	面積(%)
上田山	526-1	55.23
度勢山	526-4	42.18
野路山	528-546- 801-003-005	56.62
大蔵山	572-674- 575- 576-579-604	50.80
灰ヶ嶺山	575- 576-579-604	16.27
河原池	599- 595-	0.01

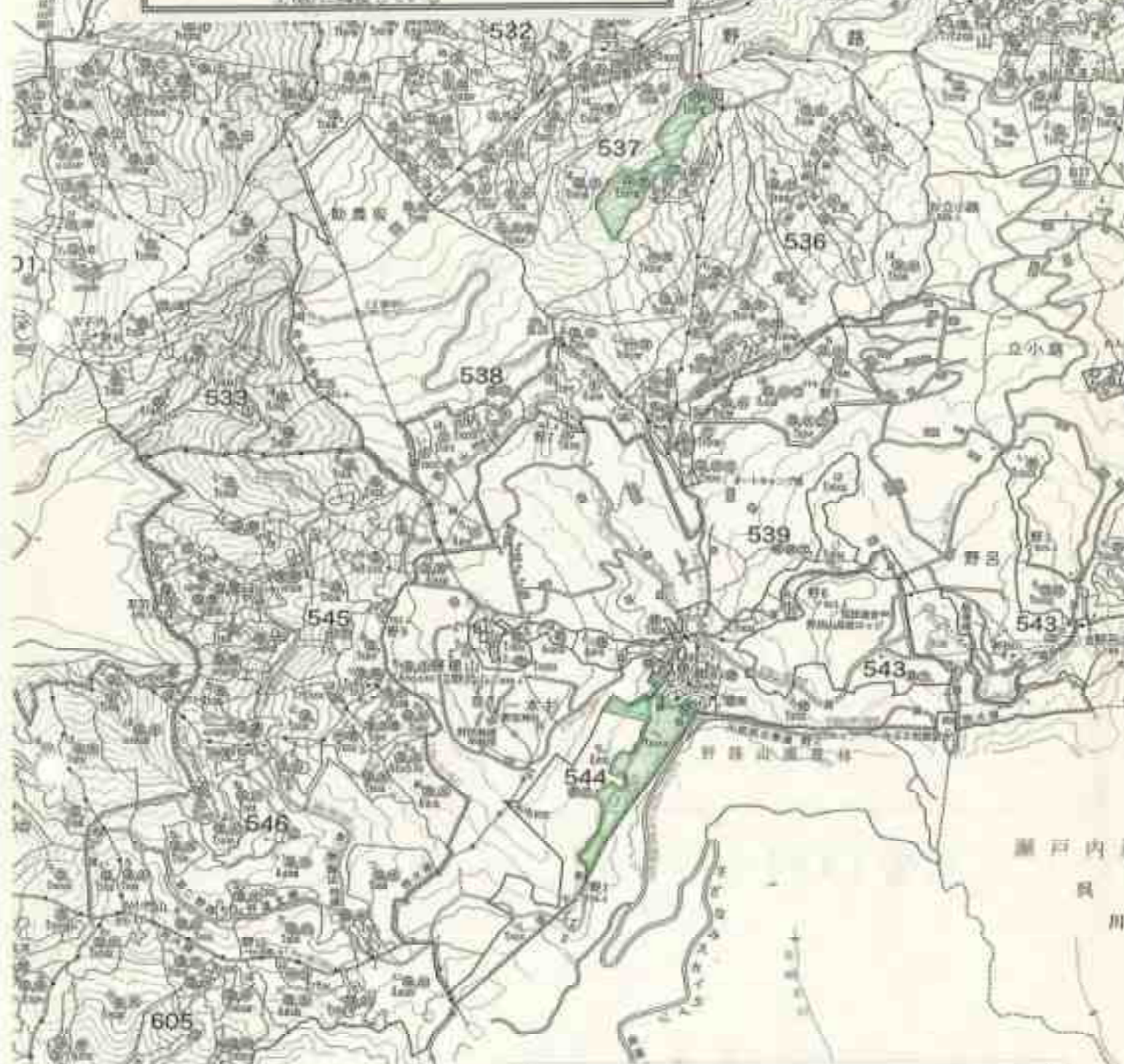
凡	人工	+	A
	天然		
	A	混合	胃

番 号	18
国 有 林 名	大横山国有林5丁5号林小班
種 別	疎林地
概 要	供市役所から北東の方向に直線距離で約4.3km JR草津駅から南西の方向に直線距離で約5.2km 対象地の周囲は山林。一部は街道（幅4.0m）に隣接している

位置図

1:20,000

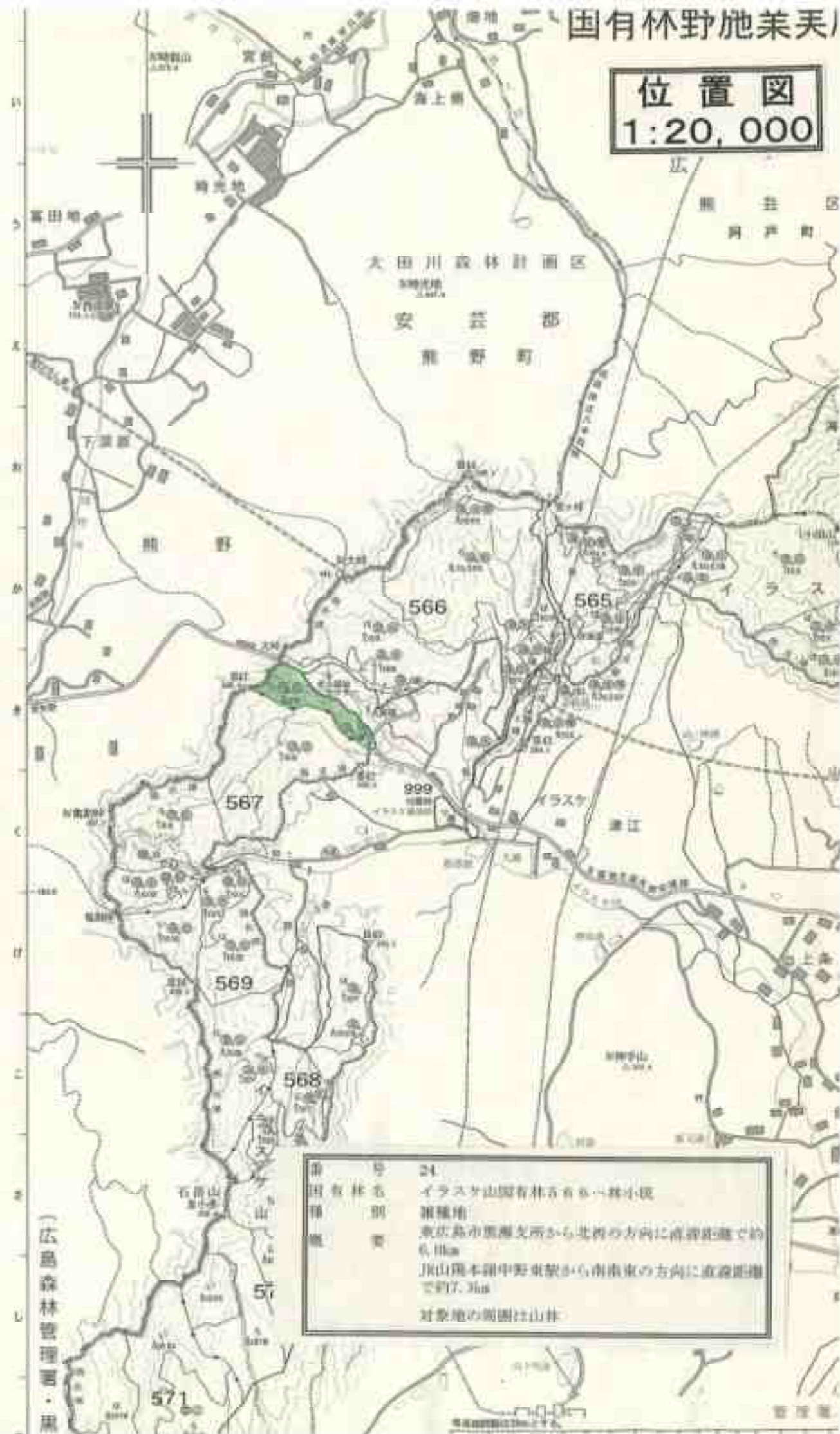
事 号 26
 国 有 林 名 野路山国有林537～538林小區
 種 別 雑種地
 概 要 高市役所から東北東の方向に直線距離で約10.0km
 佐賀線安芸川尻駅から北北西の方向に直線距離で約5.6km
 対象地の周囲は山林、一部は野路山中腹林道（幅3.6m）に隣接している



事 号 23
 国 有 林 名 野路山国有林544～林小區
 種 別 雑種地
 概 要 高市役所から東北東の方向に直線距離で約10.0km
 佐賀線安芸川尻駅から北西の方向に直線距離で約3.6km
 対象地の周囲は山林、一部は第二野路山林道（幅3.6m）に隣接している

位置図

1:20,000

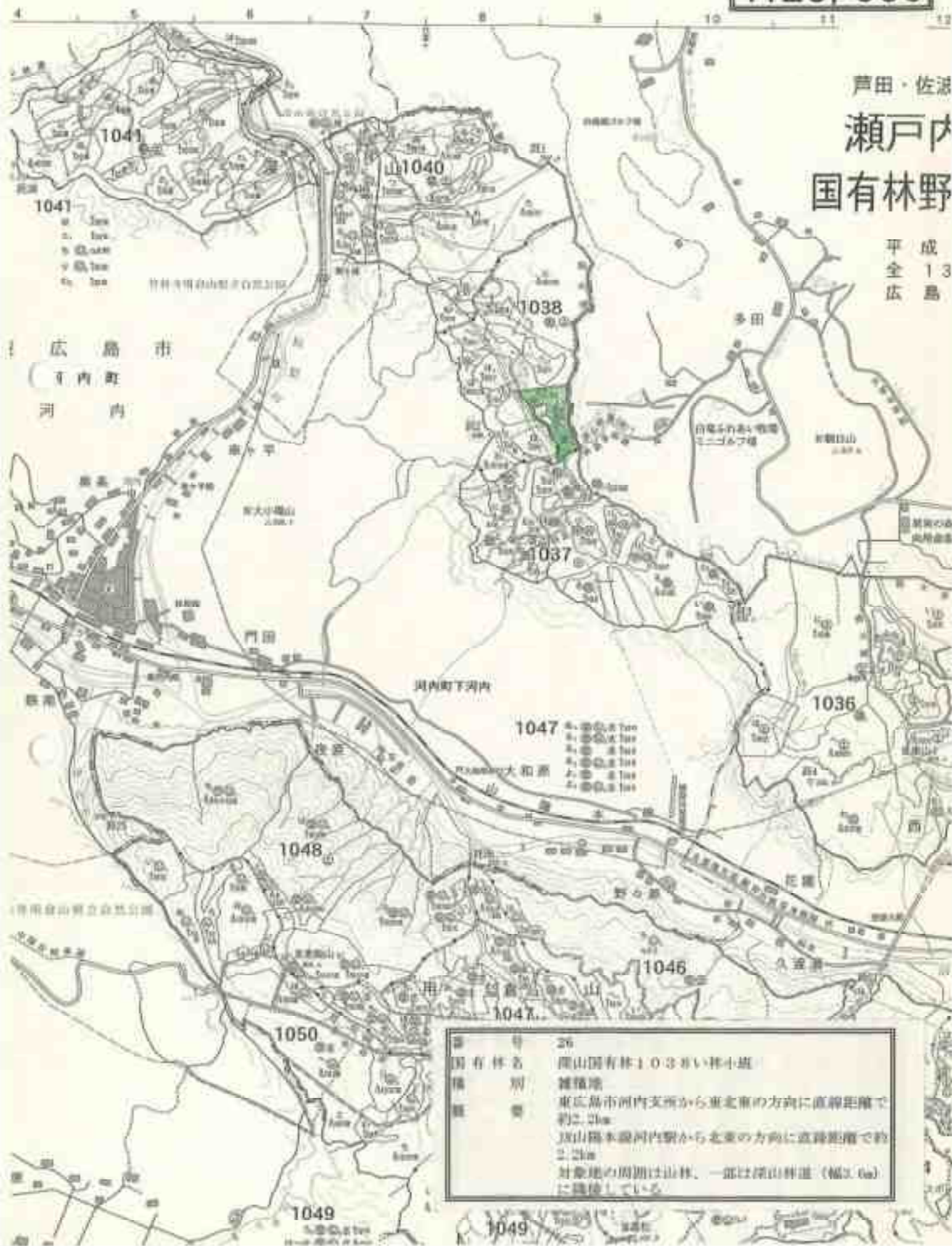


番号 24
 国有林名 イラスカ山国有林
 種別 雑種地
 概要 東広島市黒瀬支所から北西の方向に直線距離で約6.0km
 JR山陽本線中野東駅から南南東の方向に直線距離で約7.3km
 対象地の周囲は山林

位置図
1:20,000

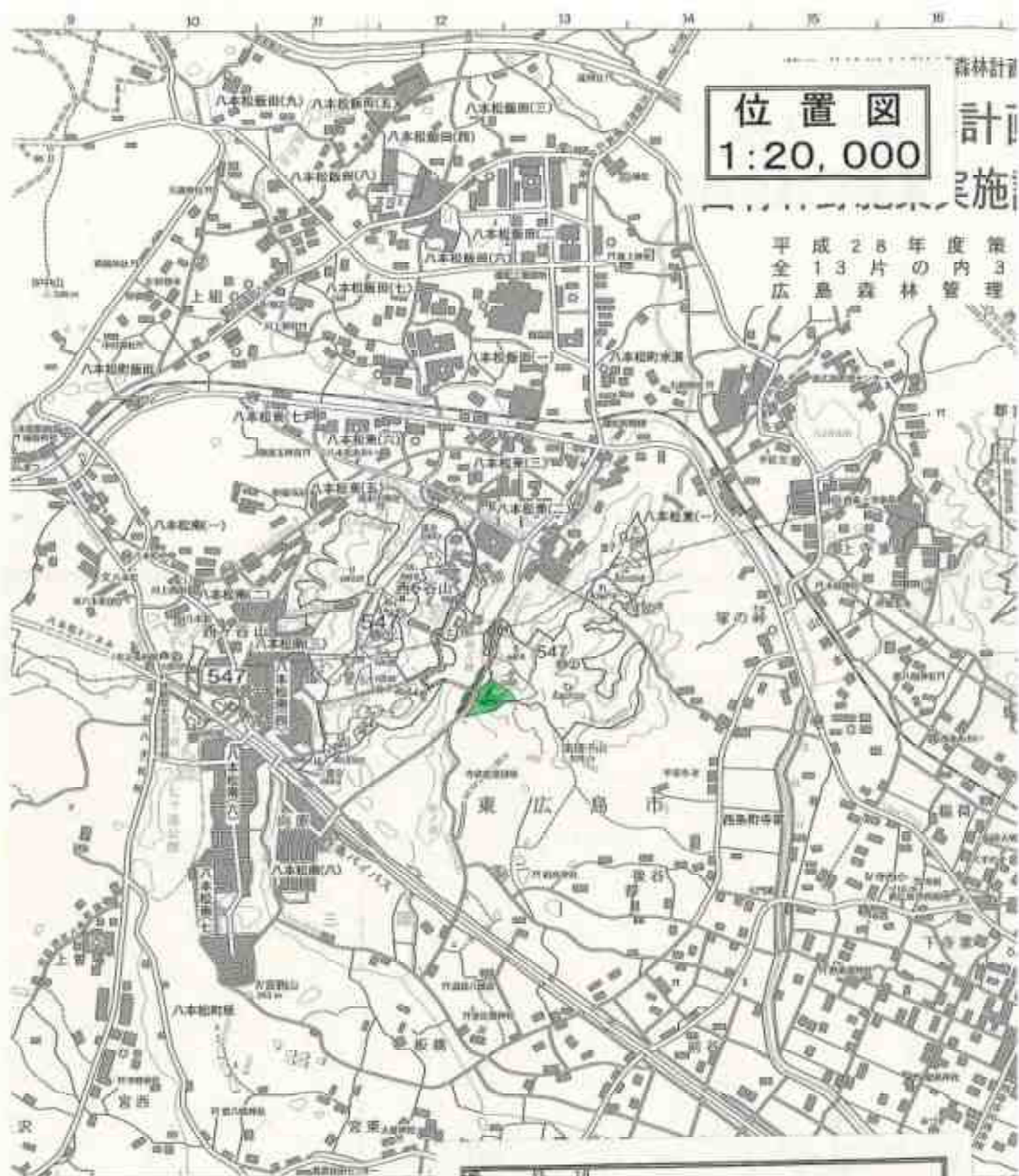
芦田・佐波
瀬戸内
国有林野

平成
13
年
全
国
広
島



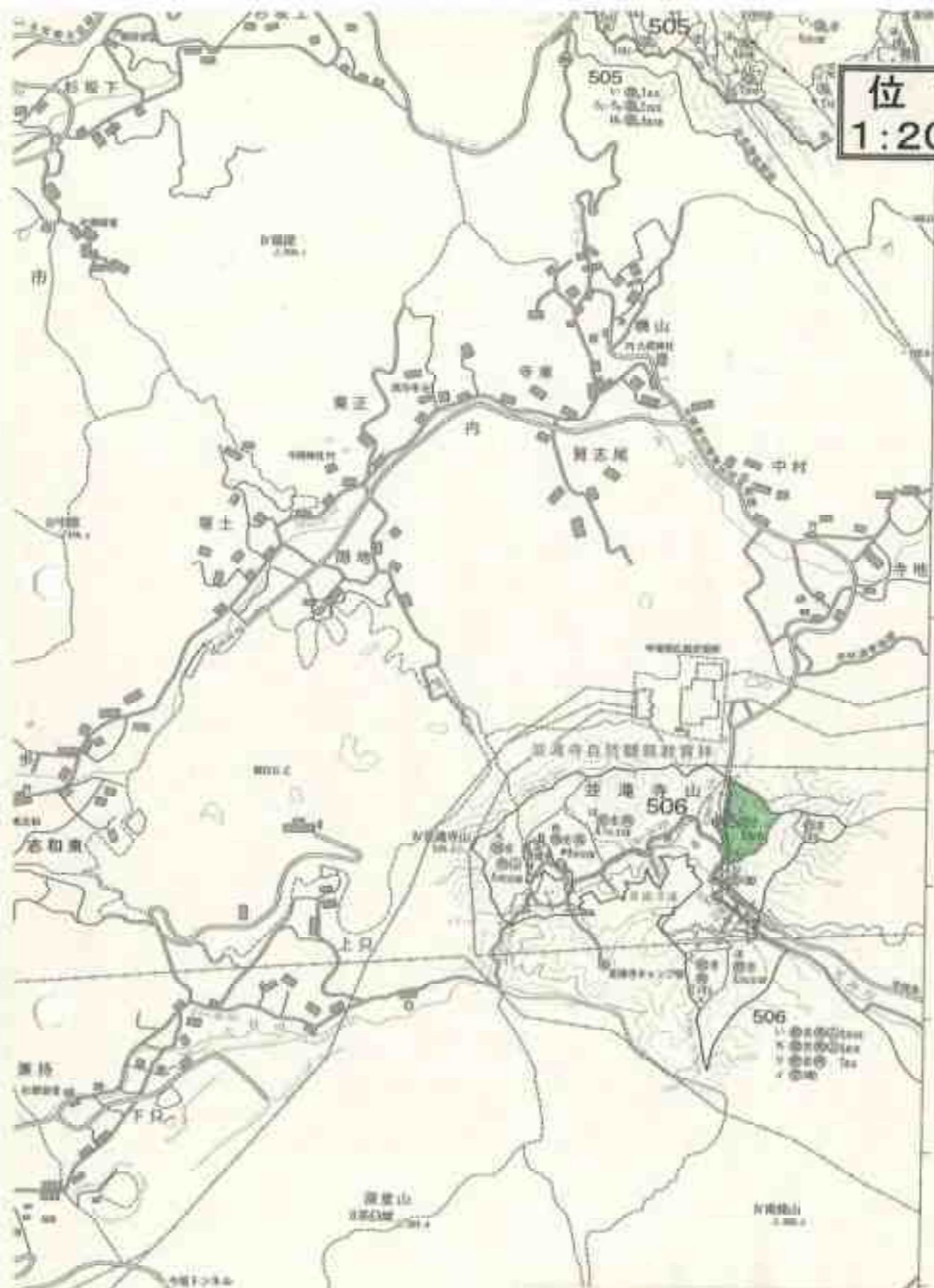
位置図
1:20,000

平成28年度第3
全13片の内
広島森林管理



国 有 林 名 西ヶ谷山国有林547る林小班
種 別 雑種地
製 要 東広島市八本松出張所から東の方向に直線距離
で約1.5km
比山陽本線八本松駅から南東の方向に直線距離
で約2.8km
対象地の周囲は山林、一部は市道(幅4.0m)に
隣接している

位置図 1:20,000

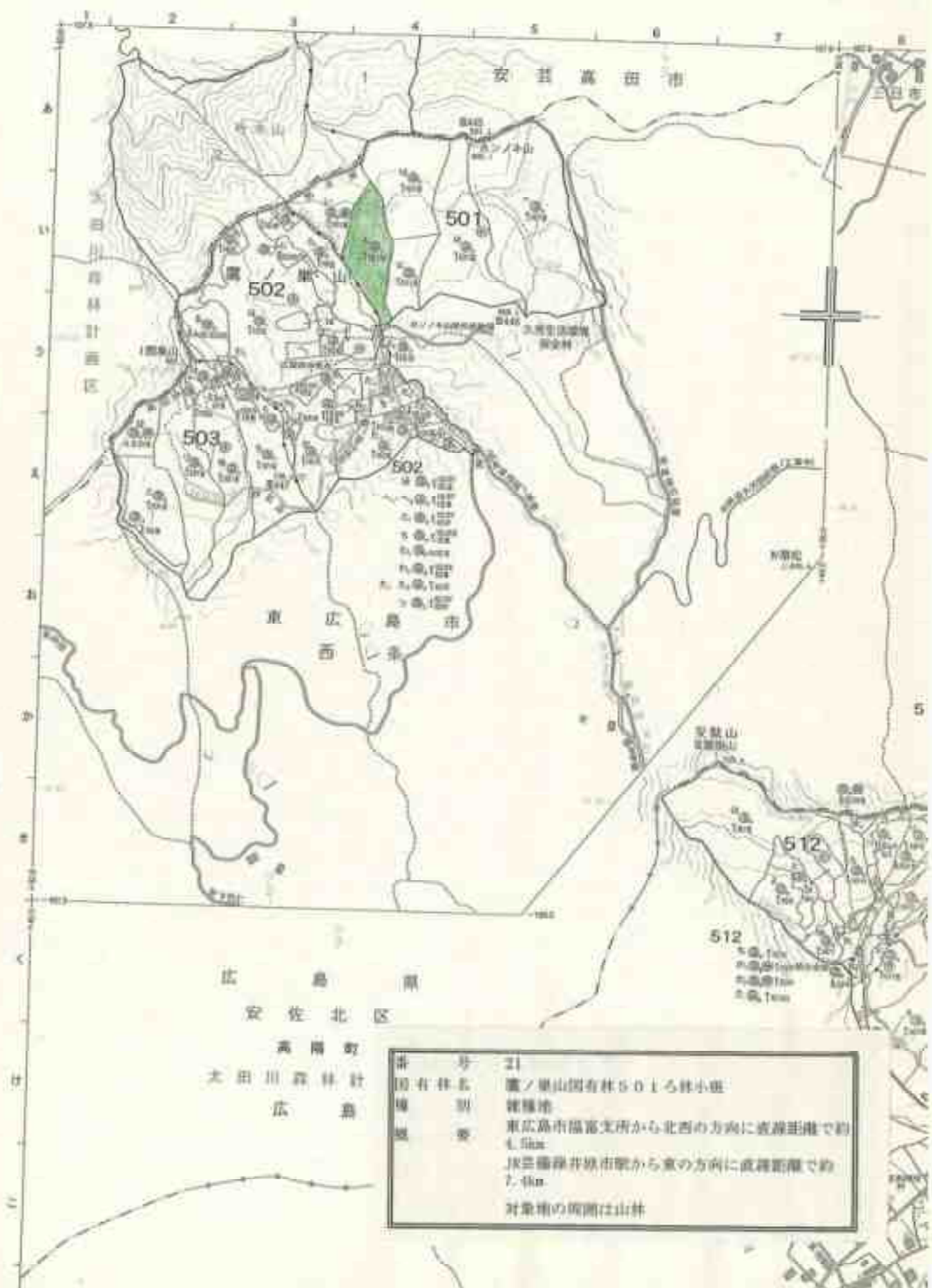


1:20,000

番 号	20
国 有 林 区	芝罘山国有林506に林小区
種 別	雑種地
取 扱	東広島市志和支所から東の方向に直線距離で約 5.0km 頂山踏本源八本松駅から北東の方向に直線距離で 約4.9km 対象地の周囲は山林、一部は国道20号線（幅 3.0m）に隣接している

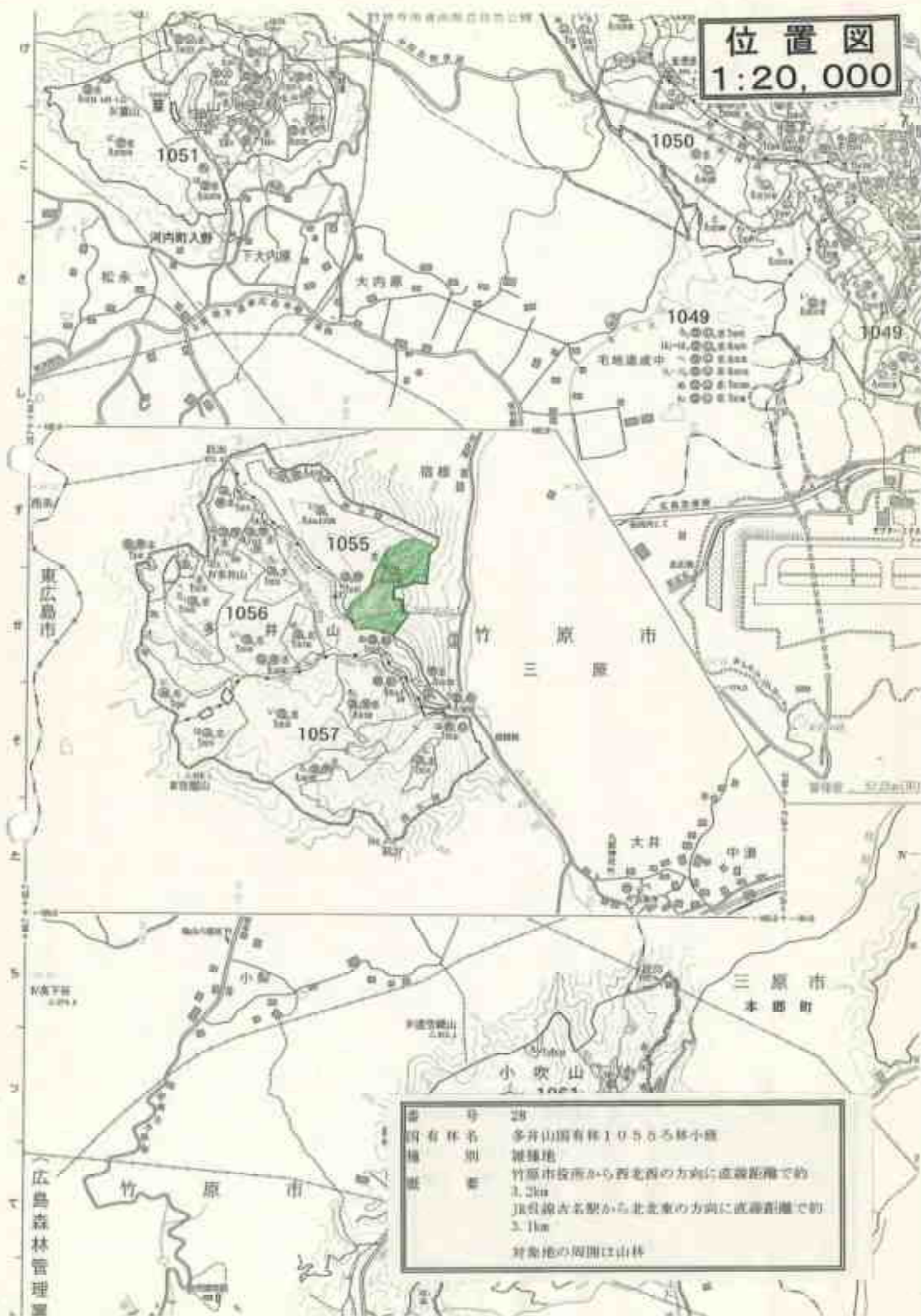
位置図

1:20,000



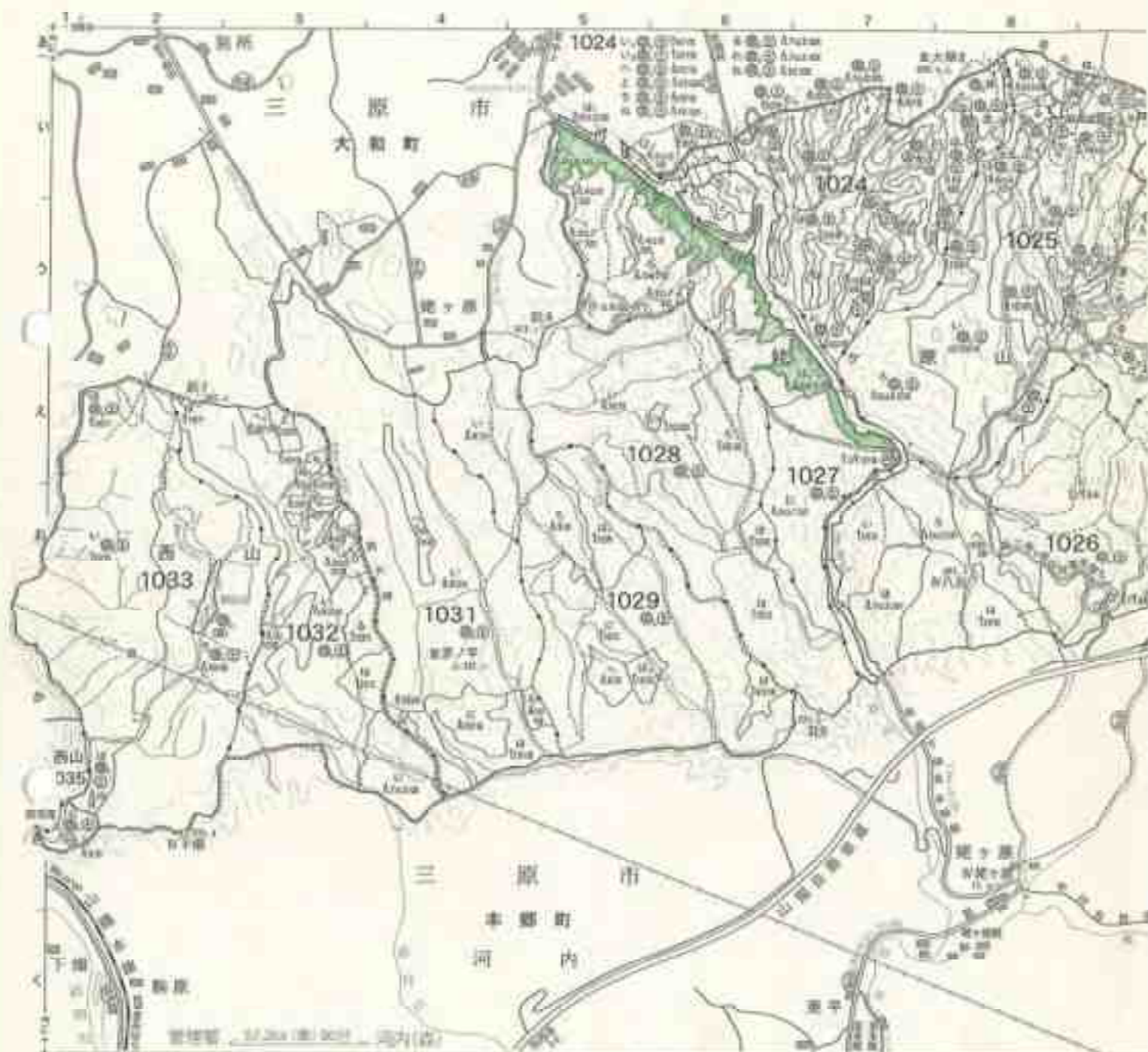
番 号	21
国 有 林 名	廣ノ里山国有林501号林小班
種 別	雑種地
規 模	東広島市福富支所から北西の方向に直線距離で約 0.5km 広島県福山市から東の方向に直線距離で約 7.4km 対象地の周囲は山林

位置図 1:20,000



番 号	28
国 有 林 名	多井山国有林1055号林小地
種 別	雑種地
概 要	竹原市役所から西北西の方向に直線距離で約 3.2km JR呉線古名駅から北北東の方向に直線距離で約 3.1km 対象地の周囲は山林

位置図 1:20,000



番 号	27
固有林名	姥ヶ原山国有林よりなすい林小枝
種 別	雑種地
概 要	三原市本郷支所から北の方向に直線距離で約 6.5km JR山陽本線本郷駅から北北西の方向に直線距離で 約0.7km 対象地の周囲は山林、一部は県道343号線(幅 5.0m)に隣接している

弘道寺御調八幡宮県立自然公園
2003

▲ 山の頂上
○ 山の頂上
△ 山の頂上
◇ 山の頂上
◇ 山の頂上

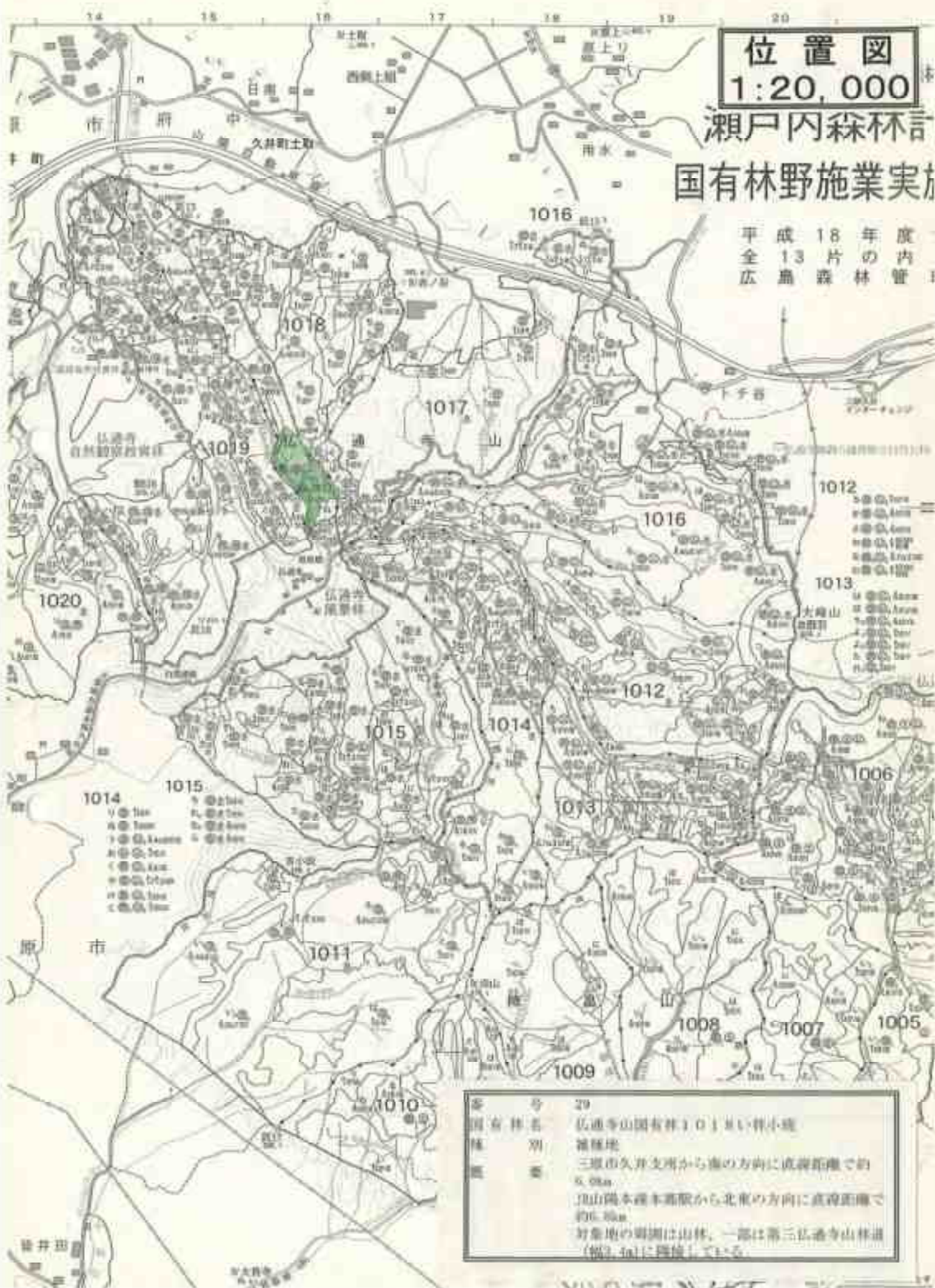


1:20,000

瀬戸内森杯言

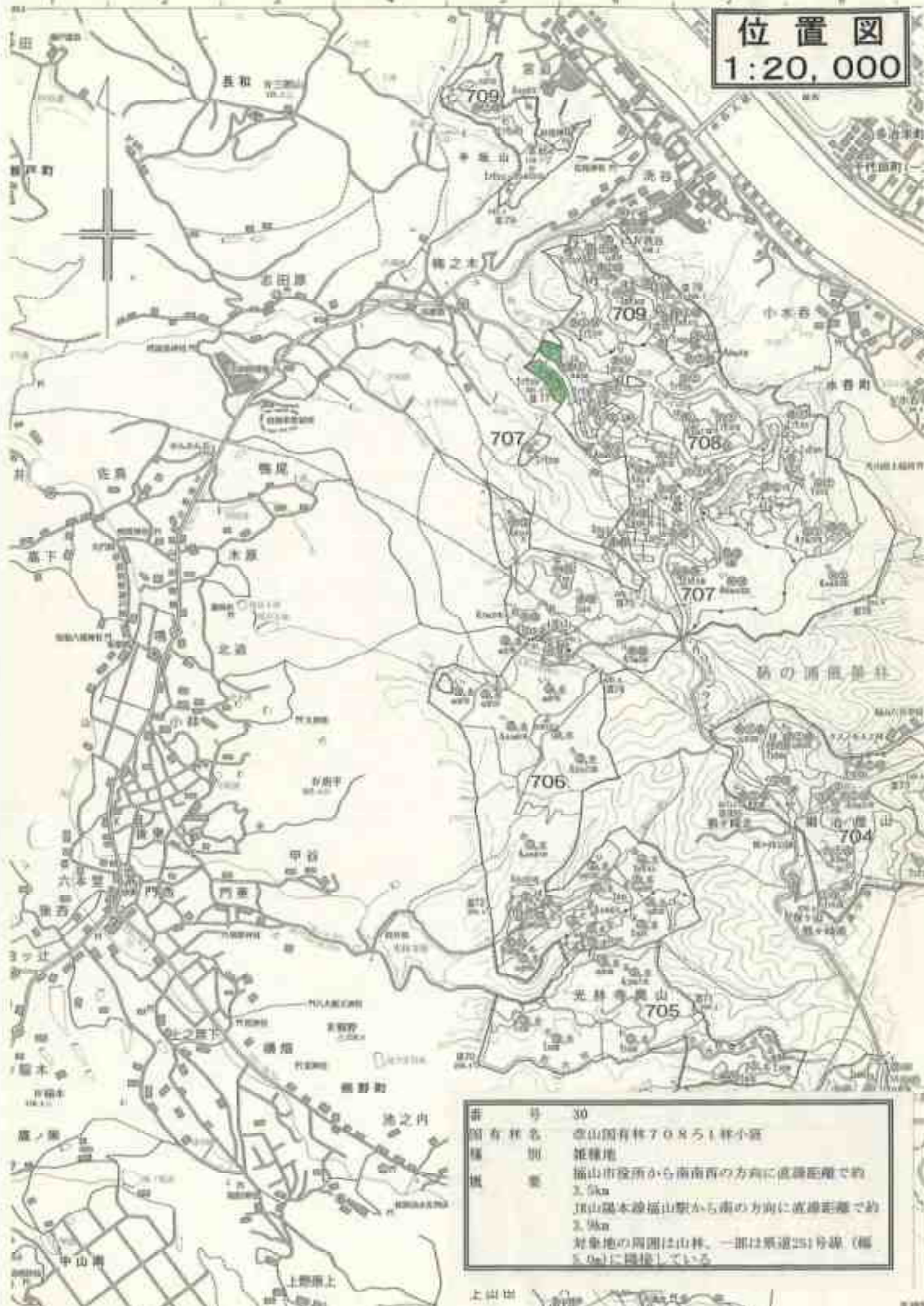
国有林野施業実施

平成18年度の
全13片の内
広島県森林管



番 号	29
国 有 林 名	仏通寺山国有林(口)といわね小池
種 別	雑種地
要 要	三原市久井支所から南の方向に直線距離で約 6.0km JR山陽本線本郷駅から北東の方向に直線距離で 約6.0km 対象地の周囲は山林、一部は第三仏通寺山林道 (幅3.4m)に隣接している。

位置図 1:20,000



番 号	30
領 有 林 名	志田山国有林708ろし林小宮
種 別	雑種地
概 要	福山市役所から南南西の方向に直線距離で約 2.5km JR山陽本線福山駅から南の方向に直線距離で約 2.9km 対象地の周囲は山林。一部は県道251号線(幅 5.0m)に隣接している

上山田

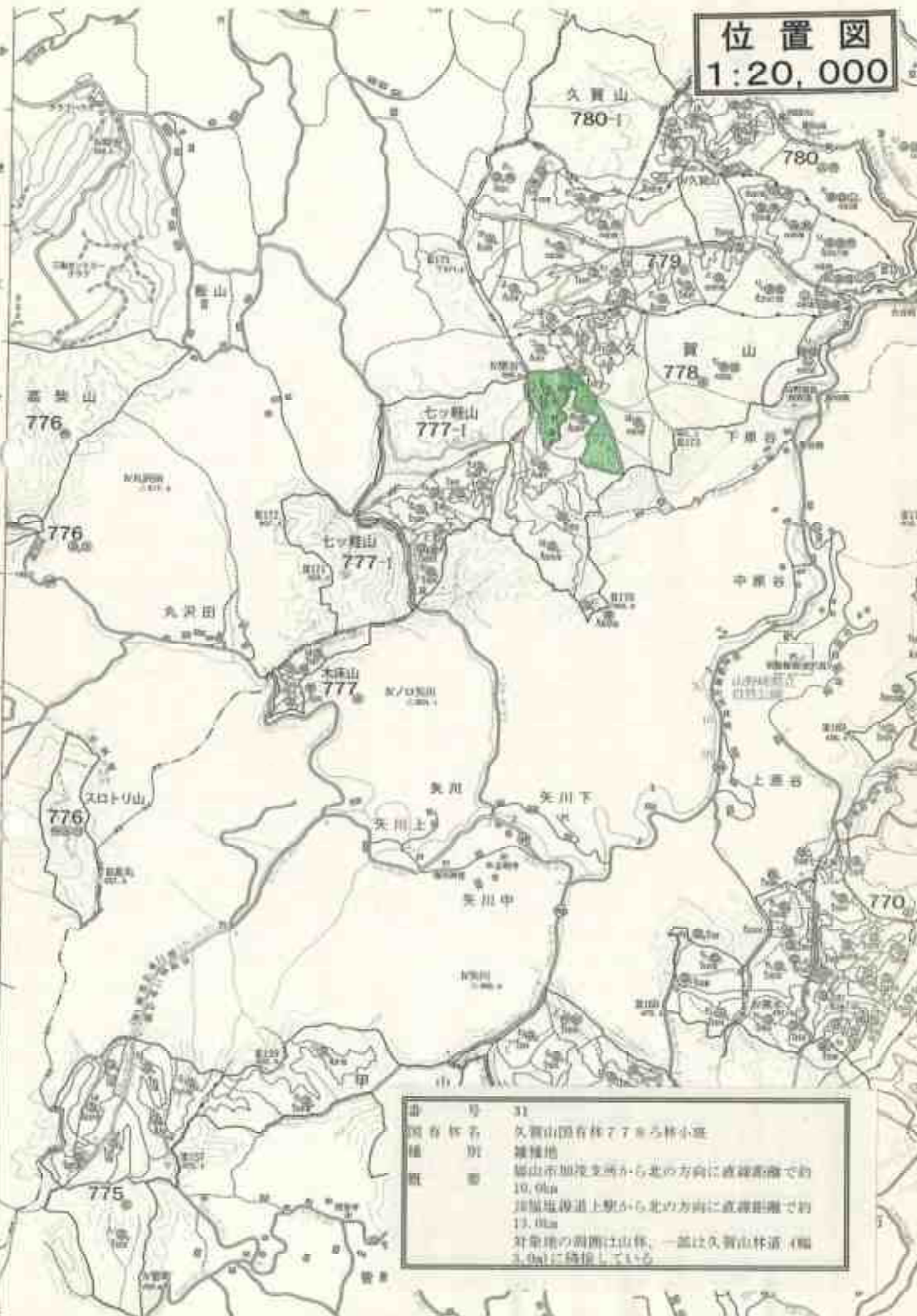
位置図

1:20,000

山 号 33
 国有林名 熊掛山国有林702〜林小區
 種 別 雑種地
 概 要 福山市新支所から西の方向に直線距離で約1.2km
 川山陽本線福山駅から南の方向に直線距離で約
 11.0km
 対象地の周囲は山林



位置図 1:20,000

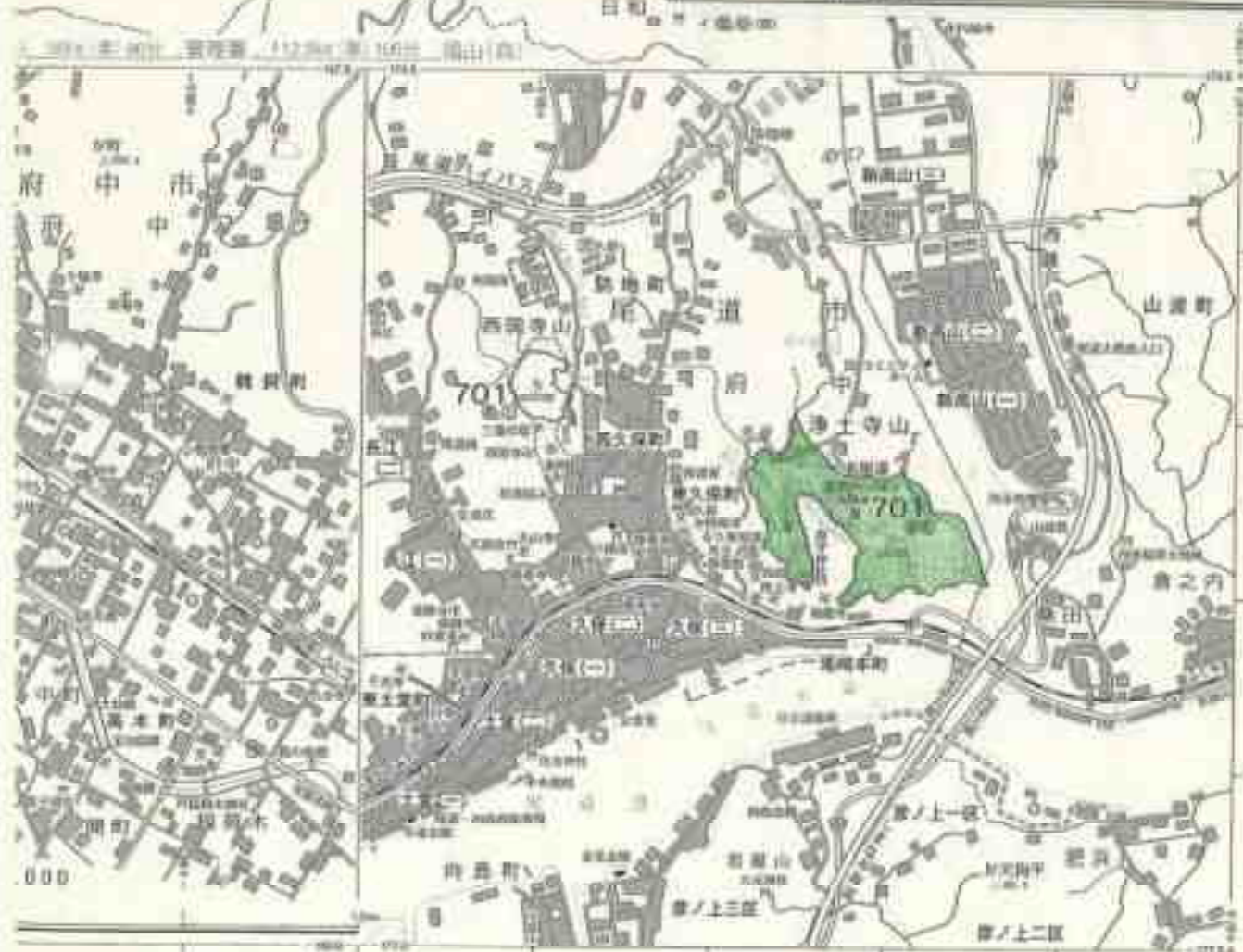


図号	31
国名	久賀山国営林777系林小班
種別	雑種地
概要	飯山市加茂支所から北の方向に直線距離で約10.0km 津幡塩道上駅から北の方向に直線距離で約13.0km 対象地の周囲は山林、一部は久賀山林道(幅3.0m)に隣接している

位置図 1:20,000



番号	33
樹林名	浄土寺山国有林7カ11・林小説
種別	雑種地
概要	尾道市役所から東北東の方向に直線距離で約1.1km 尾道本線尾道駅から東北東の方向に直線距離で約2.2km 対象地の周囲は山林、一部は市道(幅2.5m)に隣接している



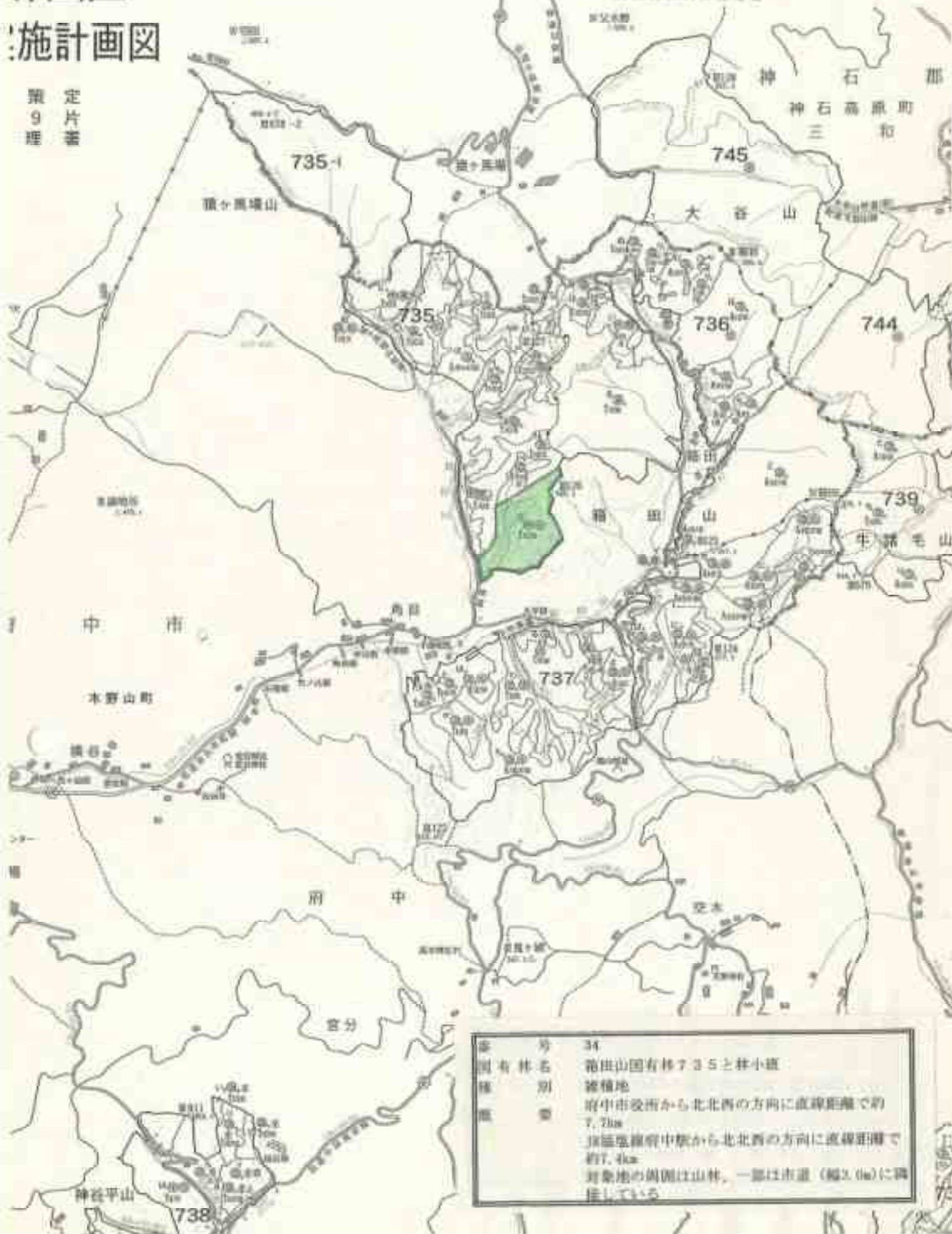
森林計画区

計画区

実施計画図

策定
9片
理書

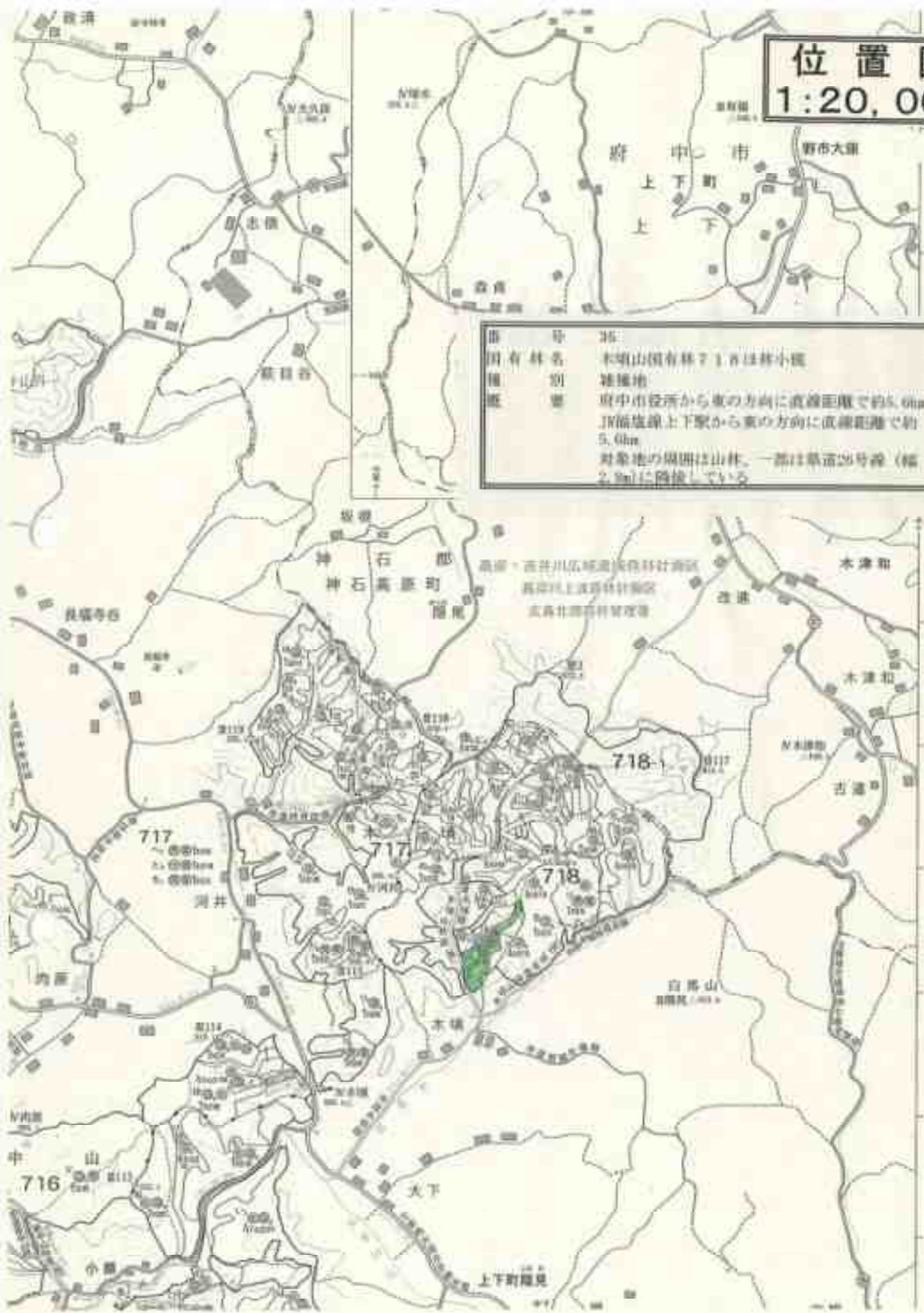
位置図
1:20,000



案号	34
国有林名	箱根山国有林735と林小道
種別	雑種地
概要	府中市役所から北北西の方向に直線距離で約7.7km 箱根山麓府中駅から北北西の方向に直線距離で約7.4km 対象地の周囲は山林。一部は市道(幅2.0m)に隣接している

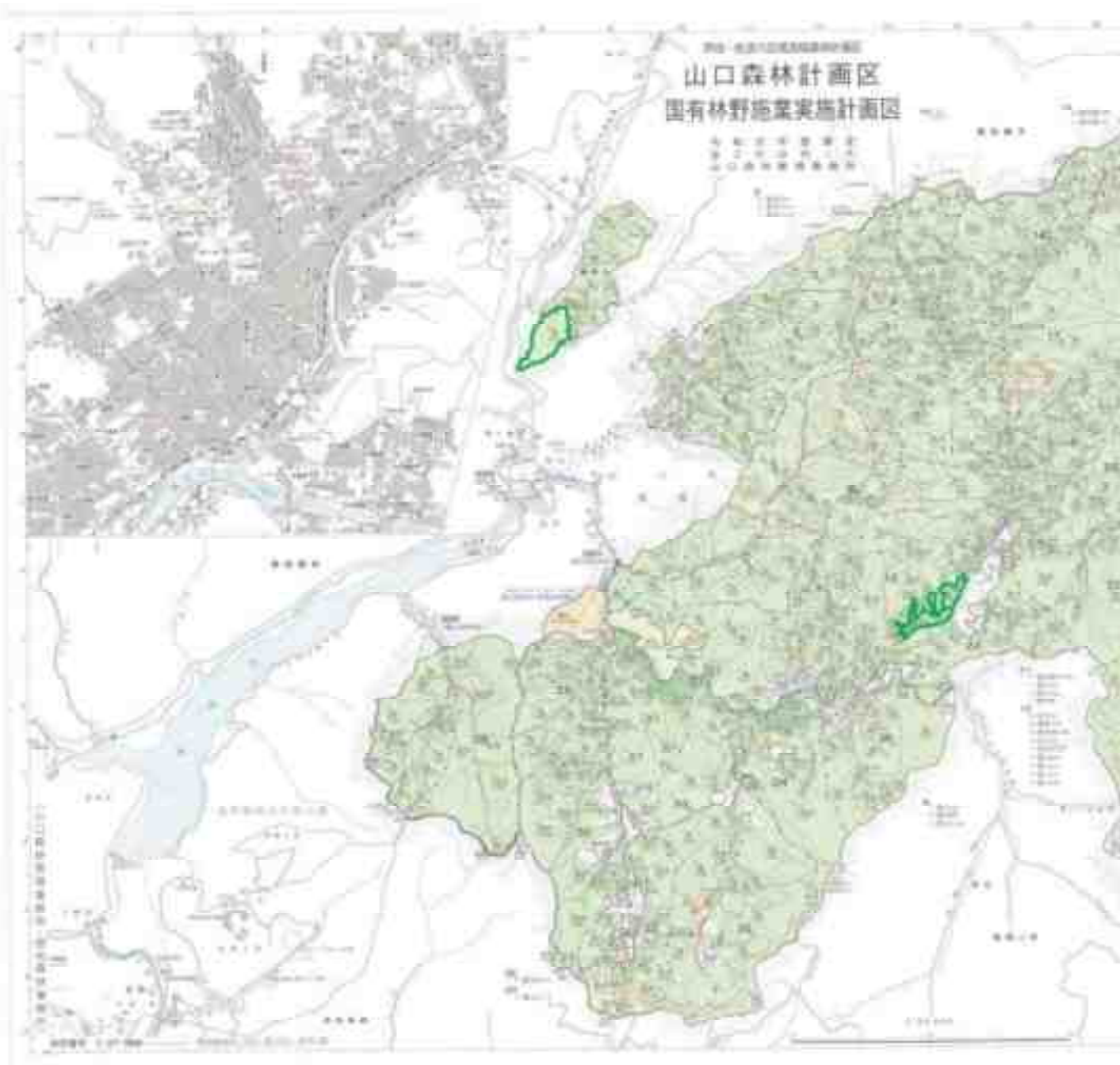
位置図 1:20,000

番号 35
 国有林名 木場山国有林718は林小塊
 種別 雑種地
 概要 府中市役所から東の方向に直線距離で約5.0km
 JR箱根線上下駅から東の方向に直線距離で約
 5.0km
 対象地の周囲は山林、一部は県道29号線（幅
 2.5m）に隣接している



位 置 図

場所：山口県山口市徳地野谷字離野夫
離野夫国有林 1 に小班

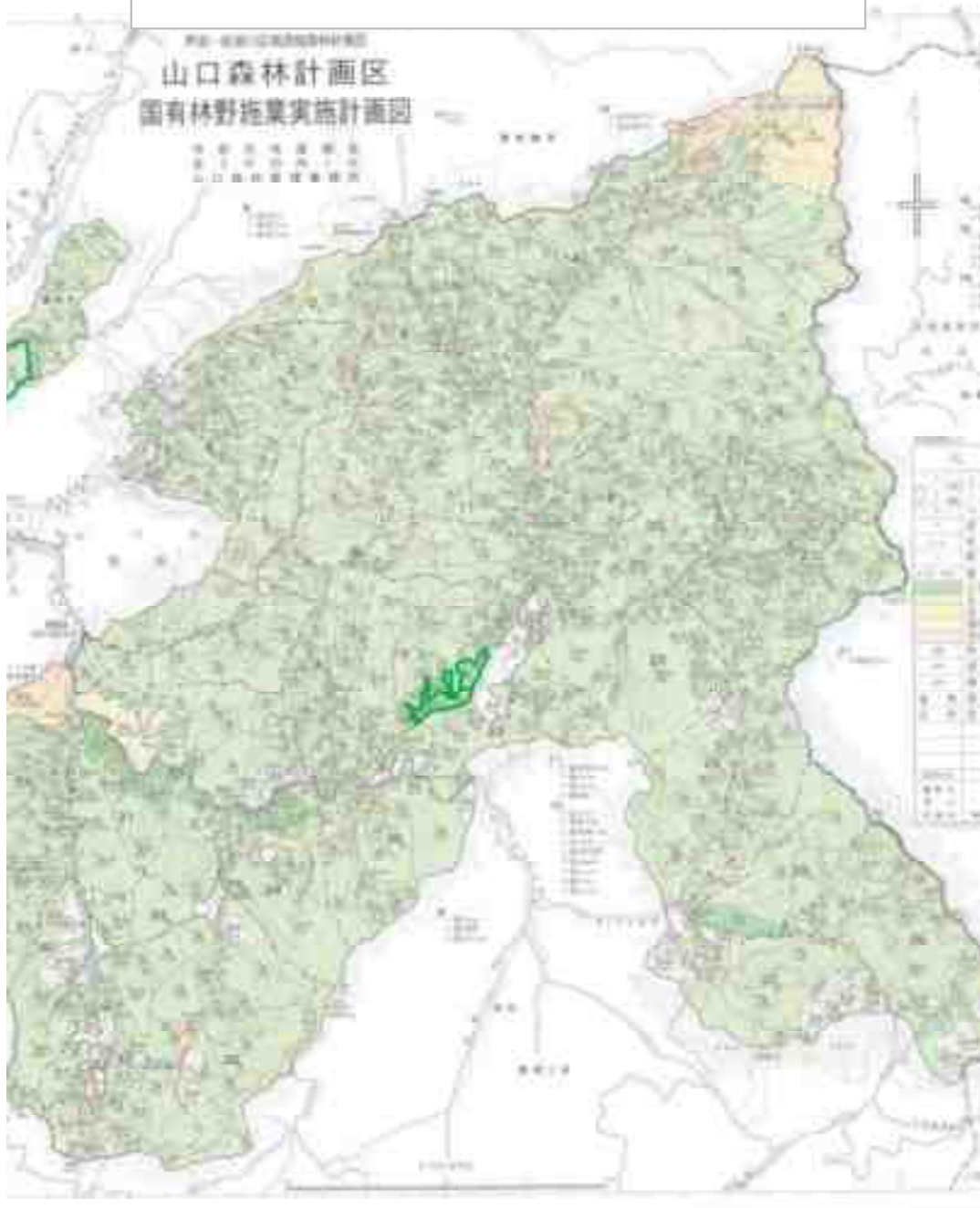


凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県山口市徳地柚木字滑山

滑山国有林 1 2 へ小班



凡 例

意見価格箇所



位 置 図

場所：山口県山口市仁保上郷字上ヶ山
岩倉国有林1003ろ林小
班



凡 例

意見価格箇所



位 置 図

場所：山口県周南市大字大津島字黒髪
黒髪国有林41い1林小
班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県下松市大字笠戸島字笠戸島
笠戸島国有林47ろ1林小班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県岩国市守内字古屋
古屋国有林59り林小班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県岩国市御庄字城山

城山国有林62と1林小班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県岩国市錦町宇佐字寂地

寂地国有林52へ1林小班

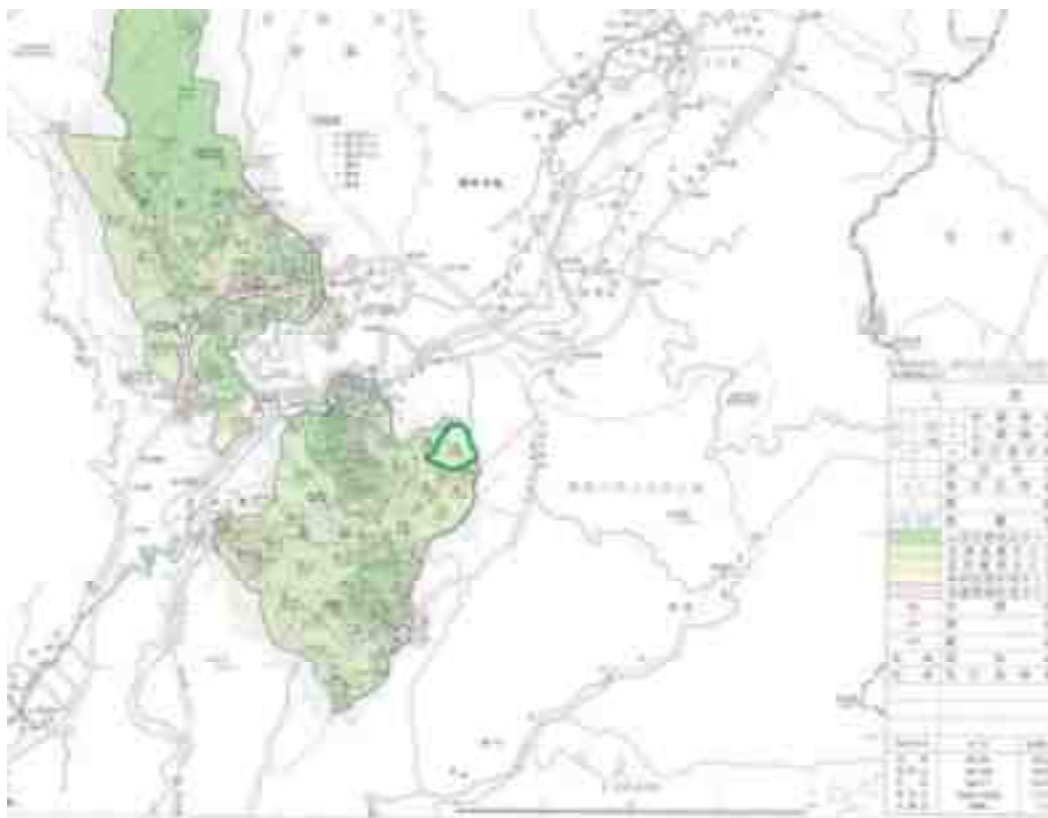


凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口岩国市錦町宇佐字高鉢山

高鉢山国有林56る3林小班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県岩国市錦町宇佐字右谷

右谷国有林 70 い林小班



凡 例

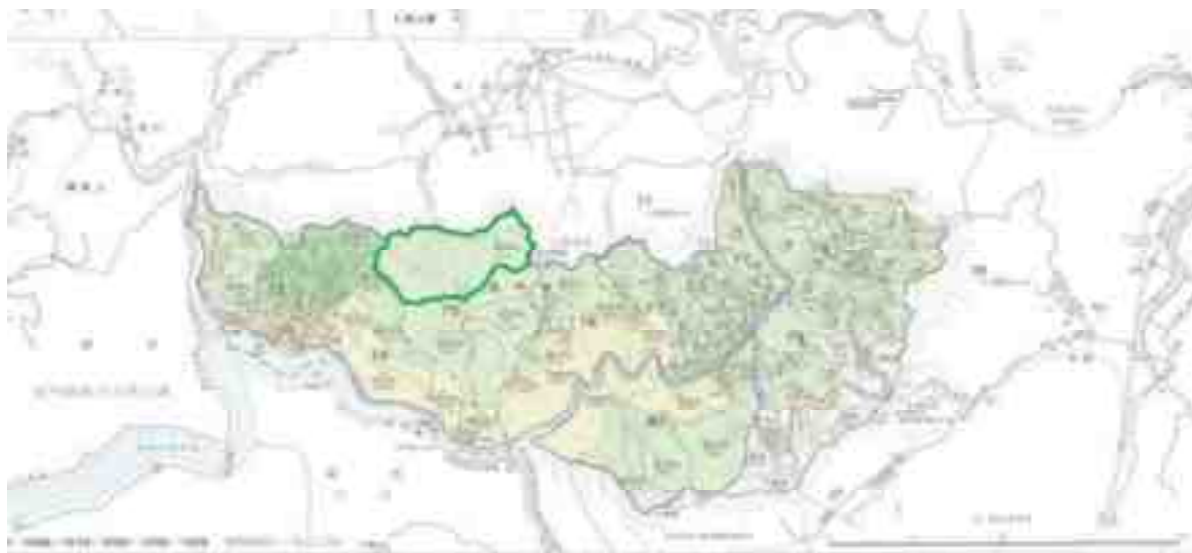
意見価格箇所



位 置 図

場所：山口県山口市阿東蔵目喜字長門峡

長門峡国有林 7 5 い 1 林小班

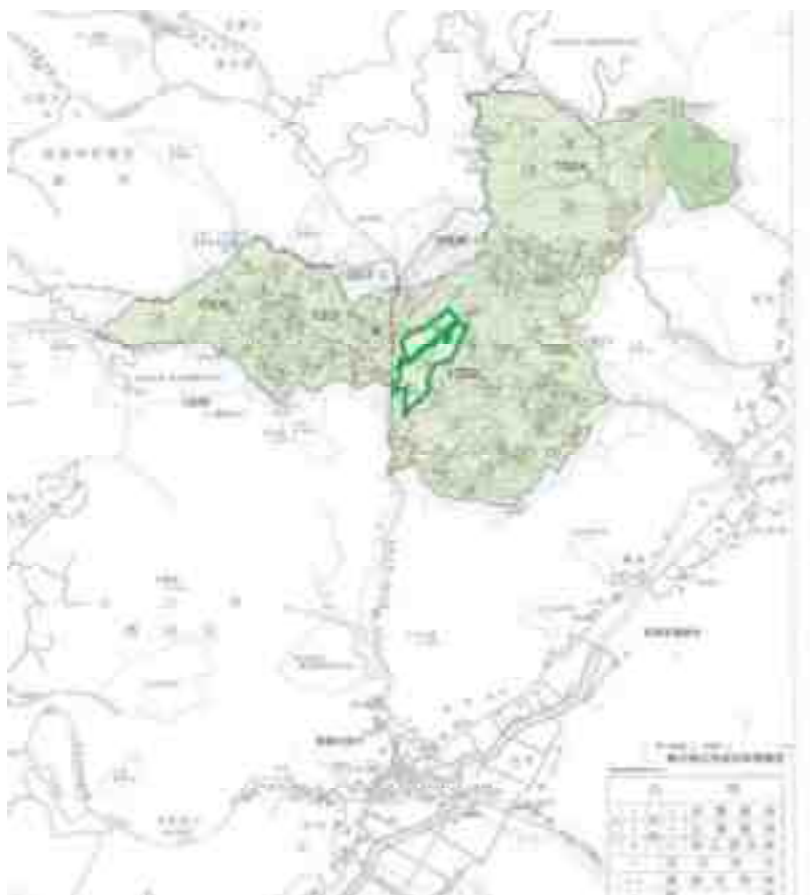


凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県山口市阿東生雲中字藤目谷

藤目谷国有林1003ろ1林小班



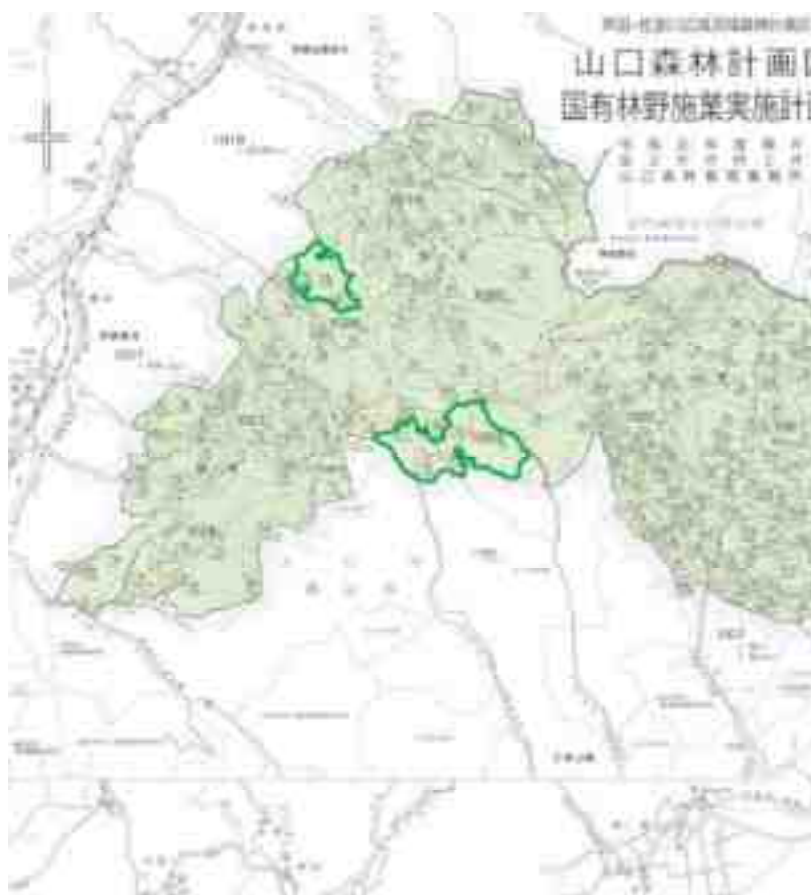
凡 例

意見価格箇所



位 置 図

場所：山口県山口市阿東篠目字物見
物見国有林1026と林小班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県阿武郡阿武町大字奈古

大葉山国有林1011ろ林小班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

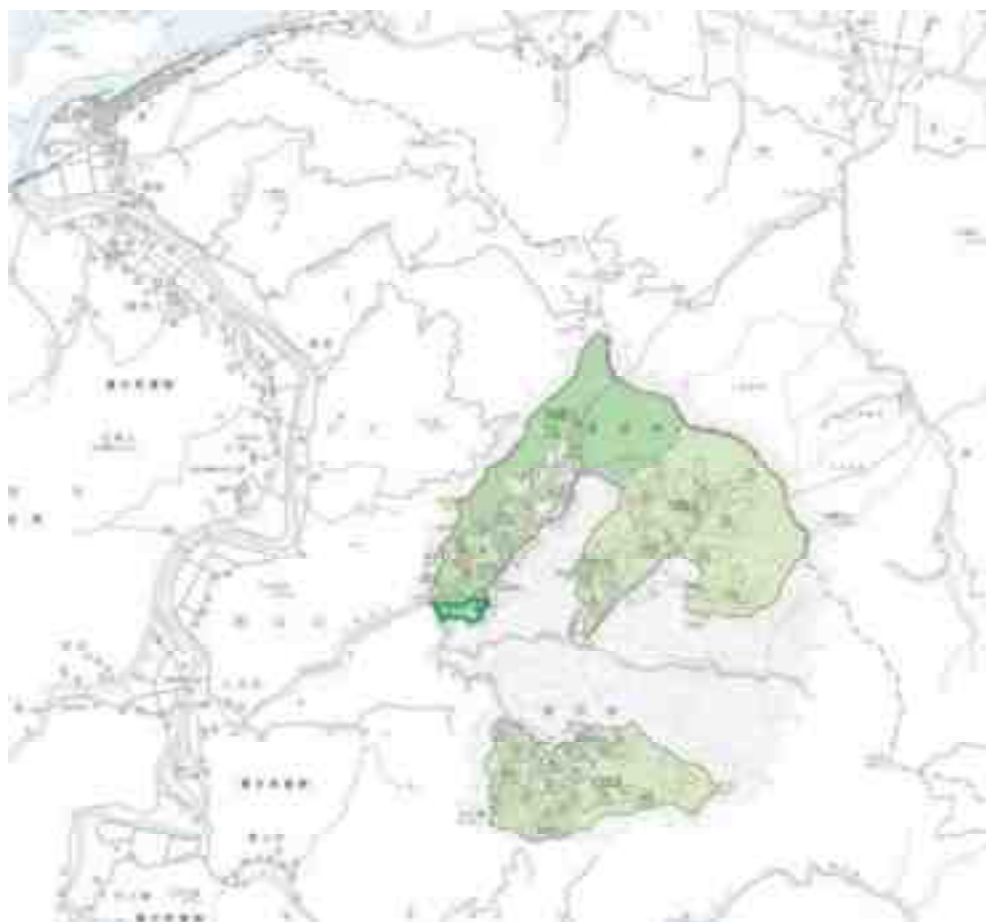
場所：山口県阿武郡阿武町大字惣郷字白須山
白須山国有林1032い林小
班



凡 例	
意見価格箇所	

位 置 図

場所：山口県下関市豊北町大字栗野字足河内
足河内国有林1021へ林小
班



凡 例

意見価格箇所



位 置 図

場所：山口県萩市大字羽鳥
羽鳥3000林班い小班



凡 例	
意見価格箇所	

3号(案)

国有財産における価格調査業務契約書

支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀(以下「甲」という。)と〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、国有財産における価格調査業務(鳥取、広島北部、広島森林管理署、山口森林管理事務所)(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(実施する業務)

第2条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

1 業務名

国有財産における価格調査業務(鳥取、広島北部、広島森林管理署、山口森林管理事務所)

2 業務の内容等

仕様書のとおり。

3 履行期限

令和8年 月 日から令和9年3月12日まで

(業務の遂行)

第3条 乙は、契約をした業務を仕様書に記載された内容に従って実施しなければならない。

(契約金額)

第4条 甲は、業務に要する費用として、金 円(うち消費税及び地方消費税額 円)を支払うものとする。契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

(契約保証金)

第5条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委任又は請負の禁止)

第7条 乙は業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。

(期間の延長)

第8条 乙は、自己の責に帰すことができない事由又は正当な事由により、第2条の(3)の履行期

限内に調査業務を完成できないときは、遅滞なくその事由を付して期限の延長について甲の承認を求めるものとする。

ただし、乙の責に帰することができない事由及び正当な事由についての認定は、甲が行うものとし、延長日数は甲が決定する。

(完了報告)

第 9 条 乙は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む）は、業務の成果を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(検査)

第 10 条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

(検査の結果通知)

第 11 条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第 12 条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に定める条項に違反した場合は、本契約を解除することができる。この場合、乙は甲に対し契約解除による損害の賠償を請求しないものとする。

(違約金)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何

ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(秘密の保持等)

第 15 条 乙は、この業務を遂行するにあたって知り得た事項及び調査額を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は第 2 条(2)に定める物件について、第三者から調査委託を受けた場合、甲の承認を得ないで価格調査を行ってはならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 17 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（疑義の解決）

第18条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

（特約事項）

第19条 この契約に係る特約事項については、別紙のとおりとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

（甲） 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

Ⓜ

（乙）

Ⓜ

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

入札説明書

この入札説明書は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令 52 号）、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知（以下「入札公告等」という。）、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第 2 条に定める調達契約を行うときは、郵便（書留郵便に限る。）により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。

また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。

(5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

ならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、入札参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則 2 回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも 3 回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

(3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする))。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないところがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等にした契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあつては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

物件番号 第 3 号

業 務 名 国有財産の鑑定評価業務
 (鳥取、広島北部、広島森林管理署、山口森林管理事務所)

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること、及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 上口 直紀 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件の名称 国有財産における価格調査業務 号物件
()